

教育課程企画特別部会

論点整理 参考資料集

令和7年9月25日中央教育審議会教育課程企画特別部会

目次

現行学習指導要領について … P2	第四章 情報活用能力の抜本的向上と 質の高い探究的な学びの実現 … P 141
第二章 質の高い、深い学びを実現し、 分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方 ··· P5	(1)情報活用能力の抜本的向上 _{P142} (2)質の高い探究的な学びの実現 _{P170}
(1) 中核的な概念等を活用した一層の構造化・表形式化・デジタル化 ・・・ P6(2) 「学びに向かう力、人間性等」の再整理 ・・・ P24	 第五章 「余白」の創出を通じた教育の質の向上の在り方 … P 205
(3) 「見方・考え方」の再整理 … P43 (4) デジタル学習基盤を前提とした学びの在り方 学習生道亜領と「個別長海な学びとな働的な学び」	第六章 豊かな学びに繋がる学習評価の在り方 … P 233
学習指導要領と「個別最適な学びと協働的な学び」 の関係の在り方 … P52	第七章 その他諮問で提起された事項の在り方 ··· P 249 (1) カリキュラム・マネジメントの在り方 ··· P 250
第三章 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方… Р 63	(2) 高等学校入学者選抜 ···· P 255
(2)義務教育段階(「調整授業時数制度」の創設等) ··· P 64 (3)高等学校段階における教育課程の柔軟化 ··· P 91 (4)個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施 の仕組み ··· P 108	(3) 産業教育 … P265 (4) 特別支援教育 … P273 (5) 幼児教育 … P296 (6) 子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善… P304
	¦ 学びの在り方等に関する子供への意見聴取(報告資料) ⋯ P 322

現行学習指導要領について

現行学習指導要領の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする 学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる 思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、 社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む 「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の 新設など

各教科等で育む資質·能力を明確化し、目標や内容を構造 的に示す

どのように学ぶか

主体的·対話的で深い学び(「アクティブ・ ラーニング」)の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質 の高い理解を図るための 学習過程の質的改善



主体的・対話的で深い学びの実現 (「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善) について (イメージ)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすること

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。





学びを人生や社会に 生かそうとする **学びに向かう力・ 人間性**等の涵養

生きて働く **知識・技能**の 習得 未知の状況にも 対応できる思考力・判断力・表現力 等の育成







【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各 教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ ながら、知識を相互に関連付けてより深く理解し たり、情報を精査して考えを形成したり、問題を 見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に 創造したりすることに向かう「深い学び」が実現 できているか。

第二章 質の高い、深い学びを実現し、 分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

(論点整理 P7~24関係)

(1) 中核的な概念等を活用した一層の構造化・ 表形式化・デジタル化

(論点整理 P8~14関係)

学習指導要領解説における育成を目指す資質・能力に関する記述

小学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編 第3章 教育課程の編成及び実施 ※中学校、高等学校も同旨

- 第1節 小学校教育の基本と教育課程の役割 3 育成を目指す資質・能力
- ① 知識及び技能が習得されるようにすること (略)

知識については、児童が学習の過程を通して個別の知識を学びなが ら、そうした新たな知識が既得の知識及び技能と関連付けられ、各教 科等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用 できるような確かな知識として習得されるようにしていくことが重要とな る。また、芸術系教科における知識は、一人一人が感性などを働かせ て様々なことを感じ取りながら考え、自分なりに理解し、表現したり鑑 賞したりする喜びにつながっていくものであることが重要である。教科 の特質に応じた学習過程を通して、知識が個別の感じ方や考え方等 に応じ、生きて働く概念として習得されることや、新たな学習過程を経 験することを通して更新されていくことが重要となる。

学習指導要領解説における育成を目指す資質・能力に関する記述

小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 第3章 教育課程の編成及び実施 ※中学校、高等学校も同旨

- 第1節 小学校教育の基本と教育課程の役割
 - 3 育成を目指す資質・能力
- ② 思考力, 判断力, 表現力等を育成すること

児童が「理解していることやできることをどう使うか」に関わる「思考 カ、判断力、表現力等」は、社会や生活の中で直面するような未知の 状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をな すべきかを整理したり、その過程で既得の知識や技能をどのように活 用し、必要となる新しい 知識や技能をどのように得ればよいのかを考 えたりするなどの力であり、変化が激しく予測困難な時代に向けてま すますその重要性は高まっている。また、①において述べたように、 「思考力、判断力、表現力等」を発揮することを通して、深い理解を伴 う知識が習得され、それにより更に「思考力、判断力、表現力等」も高 まるという相互の関係にあるものである。

く現行学習指導要領の内容の構造のイメージ例>

国語(小学校)

理科(小学校)

※内容全体を資質・能力ごとに整理

※内容を一定のまとまりごとに資質・能力で整理

知識及び技能

言葉の特徴や使い 方

話や文章に含まれている情報の扱い方

思考力、判断力、表現力等

A 話すこと・聞くこと

B 書くこと

C 読むこと

A物質・エネルギー

(1)物と重さ

知識及び技能

思考力、判断力、表現力等

(2)風とゴムの力の動き

知識及び技能

思考力、判断力、表現力等

B 生命·地球

有識者より、既存の情報から大量のアウトプットを出すことが得意な生成 AI が飛躍的に発展する近年の状況の下、今後の社会を生きる子供たちには、個別の知識の集積に止まらない、<mark>知識の概念としての習得や深い意味理解</mark>を促す指導が一層重要となるとの指摘。

今井むつみ 『学力喪失 一認知科学による回復への道筋』より抜粋

「**多くの子どもたちが、分数や小数の概念的な理解ができていない**ことがわかる。**1/2、1/3、0.5など、日常生活でも頻繁に聞く数 に対して、その『意味』が理解できないでいる子どもが多数いる**のである。これは、正答できない子どもたちの努力が足りないと片づけてよい問題ではない。分数・小数がいかに捉えどころがないもので、これまでのように数少ないわかりやすい事例とともに教えられても、理解できない学び手が、いかに多いかを示すデータなのである。」(p.91)

「分数の意味の理解にとって<u>『**ひとしい』は前提になる重要な概念</u>であ**る。2 年生で分数を導入する際に、『ひとしく分ける』ということの意味がわからないとしたらそれは大きな問題で、**『ひとしく』が抜け落ちてしまうと、ケーキをいびつに、不均等にしか分けられない『ケーキの 切れない子ども』になってしまう**のである。」(p.119)</u>

「人工知能は、膨大な量の情報から特徴を抽出することは得意だ(とはいえ、情報のどこに注目するか、どの情報を学習材料にするかを AIに指示するのは人間である。AIが自律的な意思をもって行うわけではない)。しかし、記号接地をしていない。そのため、統計的な計算はするが、『思考』はしない。『意味』も考えない。だから、途中まで正しいことを言っていても、最後に(人間にとって)意味不明な解答をすることもあるし、自律的に知識を体系化したり拡張したりすることはない。『生きた知識の学習』はしないのである。

人間は、AIとは違い一時に処理できる情報量は少ない。しかし、それを武器にして『生きた知識』の体系を構築することができる。 膨大な量の外界の情報に対して、非常に限られた情報処理能力を逆手に取り、記号接地をし、そこから抽象的な記号世界に自力 で果敢に踏み入り、登攀していく。それを可能にするのは、人間だけがもつ学習する力だ。

知識がなくても知覚・感覚的にアクセスできる概念を見つけ、そこに接地する。単に記号(ことば)と対象を結びつけるだけではない。そこから抽象化を行う。それを駆動するのは、誤りを犯す可能性もある、アブダクションという推論だ。乳幼児が自分で使える数少ない資源である、身体感覚的にわかる『似ている』という感覚(類似性)を手がかりに、目には見えないより本質的な類似性に注目できるように、ブートストラッピング・サイクルによって自分自身を育てていく。人間の記号接地とは、記号を外界の対象に紐づけすることだけではなく、そこから抽象的で本質的な概念に自分で到達していく過程なのである。その過程を経験することが『生きた知識』を生む。(略)この過程は私たち一人ひとりが学び、熟達し、達人になっていく過程に重ねることができる。その基礎をつくるための学校教育がある。子どもたちが学校で習得するべき基本的な概念について、この状態までもっていきたい。(略)」(p.231)

多くの子供たちが、分数や小数の 概念的な理解ができていない

分数・小数の大小関係を問う問題 (大きい方を選ぶ)

(正答率 単位:%)

比較した数⇒	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$ \geq 0.7
3年生	17. 6	31. 0
4年生	22. 4	50. 7
5年生	49. 7	54. 4

算数の学習の前提なのに、 実は意味がよくわかっていない言葉がある。

問題

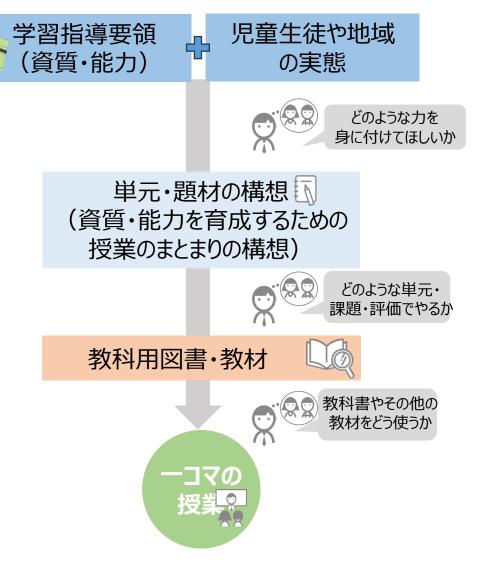
ひとしい

数字が<u>ひとしい</u>です。

(正答率 単位:%)

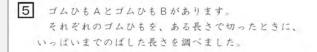
回答選択肢⇒	同じ	大きい	近い	無回答
2年生	36. 2	18. 8	31. 2	13. 8
3年生	32. 5	23. 1	38. 5	6. 0
4年生	95. 4	2. 0	2. 6	O. 0

<資質・能力から出発する授業づくりのイメージ>



令和4年度小学校学習指導要領実施状況調査結果において、「知識及び技能」について、事実的な知識は一定程度の定着が見られるものもある一方、知識の概念としての習得や、習得した知識を日常生活に当てはめたり、現実の事象と関連づけて理解することには一部に課題があると考えられるとの指摘。

算数 第4学年 簡単な場合についての割合



ゴムひも	A		ゴムひもB	
のばすり	Ħ	のばした後	のばす前	のばした後
10 cm	⇒	30 cm	40 cm ⇒	80 cm
20 cm	→	60 cm	60 cm ⇒	120 cm
30 cm	→	90 cm	80 cm ⇒	160 cm

ゴムひもAとゴムひもBは、それぞれ何倍のびるゴム ひもといえますか。それぞれ の中に書きましょう。

ゴムひもA 3 倍のびる 通過率 76.1% ゴムひもB 2 倍のびる (7

二つの数量の関係から、ゴムひもの伸びる 割合を求める問題 5 ゴムひもAとゴムひもBがあります。 それぞれのゴムひもを、ある長さで切ったとき、いっぱいまでのばした長さを調べました。

ゴムひもA			ゴムひもB		
のばす前	0	りばした後	のばす前		のばした後
10 cm	\Rightarrow	30 cm	40 cm	\Rightarrow	80 cm
20 cm	\Rightarrow	60 cm	50 cm	\Rightarrow	100 cm
30 cm	\Rightarrow	90 cm	60 cm	\Rightarrow	120 cm
		:	1		:
120 cm	\Rightarrow	cm	120 cm	\Rightarrow	cm

ゴムひもAとゴムひもBをそれぞれ120 cmに切りました。120 cmのゴムひもAと120 cmのゴムひもBの、それぞれをいっぱいまでのばした長さをくらべると、どちらが長いといえますか。次の1から3の中から1つ選び、その番号を の中に書きましょう。また、その理由を、数や式や言葉を使って の中に書きましょう。

- 1 120 cmのゴムひもAをいっぱいまでのばした長さの方が長い
- 2 120 cmのゴムひもBをいっぱいまでのばした長 さの方が長い
- 3 どちらも同じ

【通過率 40.7%】

番号 1

理由 Aは3倍伸びるから360cmになり、 Bは2倍伸びるから240cmになるので Aの方が長い。

「二つの数量の関係を捉えて求めた割合を用いて、一方の量からもう 一方の量を求めることができる」という概念として習得した知識を活用し、 2種類のゴムひもの長さの大小を判断し、説明する問題

理科 第4学年 電流の働き

(3) 太郎さんたちはかん電池を使ったおもちゃを組み立てることにしました。太郎さんたちが作った携帯式せん風機の電池ボックスのふたを外すと、中はこのようになっていました。これは、かん電池の何つなぎですか。次の の中に書きましょう。



乾電池の「直列つなぎ」「並列つなぎ」の違いについて<mark>習得した知識を日常生活に当てはめて、</mark> 乾電池のつなぎ方を判断する問題

方程式と関数の概念の違い

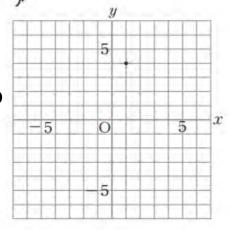
<方程式>特定の条件の時のxやyの値を求めるもの (※グラフ上では、「点」で表現される)

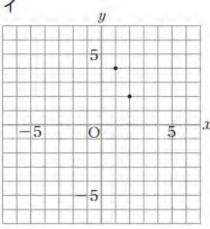
数>xとyの関係性の変化を表すもの

(※グラフ上では、「線」で表現される)

下のアからエまでの中に、二元一次方程式 2x+y=6 の解を座標 とする点の全体を表したものがあります。それを1つ選びなさい。

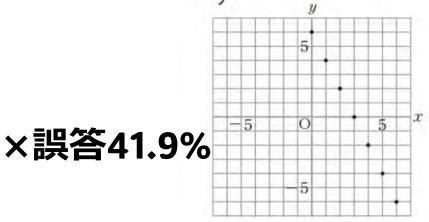
×誤答6.8%

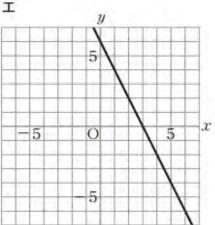




×誤答12.6%

ゥ





〇正答36.7%

教育課程の基準の構造化に向けた諸外国の動向

- 諸外国では、「キー・スキル」「21世紀型スキル」といった、育成すべき資質・能力を重視したコンピテンシーベースの教育課程の基準に 改革する動きが見られる。
- 一部の国では、次の段階の改革として、核となるコンピテンシーや概念等を指す「中核的な概念」により、教育課程の基準の構造化に 取り組む動きが見られる。

コンピテンシーベースによる教育課程基準の改革の進展

EU諸国

- イギリスでは1999年にすべての子供を対象に「キー・スキル」の育成を目指し教育課程の基準を改訂した
- フランスでは2005年にキーコンピテンシーの要素を取り入れた教育課程の基準に改訂した
- フィンランドでは1994年に資質・能力を重視した教育課程の基準に改訂した。2001年の政令では、基礎教育の国家目標としての「コンピテンシー」が示された

北米

• カナダでは、OECDが示すキー・コンピテンシーとは別に「21世紀型スキル」が定義された

オセアニア

• オーストラリアでは、1990年代後半から国のレベルで「汎用的能力」を育成する体系的なナショナル・カリキュラムの開発と実施が進められた

アジア

- 韓国では2009年にキーコンピテンシーである「核心力量」を軸とした教育課程の基準を策定した
- 台湾では育成すべき能力を明示する方向性に沿って2001年から新しい教育課程の基準に移行した

2003

「 DeSeCo (Definition and Selection of Competencies プロジェクト) 」にて、これからの社会で求められる「キー・コンピテンシー」を探る取組を1997年に立ち上げ「OECD・キーコンピテンシー」を定義

2015

「OECD Education 2030プロジェクト」にて、OECDが2030年に向けて子供たちに求められるコンピテンシーの検討と、コンピテンシー育成につながるカリキュラム等の検討を開始

中核的な概念等による教育課程の基準の構造化に取り組む国・地域※1の出現

カナダ(ブリティッシュコロンビア州)

• 2016年に教育課程の基準を全面改訂し、「KUDモデル」※2に基づき中核的な概念で教育課程の基準を構造化

オーストラリア

• 2022年に教育課程の基準を全面改訂し「核となる概念」に焦点を当て教科 内容を整理

韓国

• 「核心力量」の方針を継続した教育課程の基準を2022年に公示 「核心アイデア」と呼ばれる中核的な概念で教育課程の基準を構造化

台湾

• 2019年に初等中等教育段階それぞれの教育課程の基準を一つに統合し、 「核心素養」という中核的な概念で教育課程の基準を構造化

諸外国において、「中核的な概念」の性質(資質・能力全体に相当するもの、資質・能力の一部分である知識・技能に相当するもの等)、範囲(教科横断、教科ごと、教科内の学習領域等)、対象学年(学年共通、学年ごと等)は多様である。各国の「中核的な概念」の概要とその構造化事例を次頁以降に示す。

※1:諸外国の教育課程の基準に係る各種Webページを調査し構造化の事例を確認できた国を記載

※ 2: 「Know-Understand-Do」の3要素からなる教育課程の基準のモデルを指す

2020

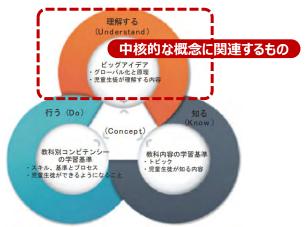
「OECD Education 2030プロジェクト」の報告書の一つである「Currriculum (re) design」にて、「子供たちが特定の教科における基盤となる概念やビッグアイディアを理解し、それがどのように他の教科に適用できるかをわかるようにカリキュラムを構造化」することをカリキュラムデザインの原則の一つとして提言



教科の中核的な概念等による構造化事例(1/5)



- 各教科の重要な概念や原理等を示す「ビッグアイデア(Big Ideas)」を各教科、1 学年ごとに位置付けている。
- ビッグアイデアと並べて教科別コンピテンシーや教科内容の学習基準を示している。



教育課程の基準で用いられている「KUD」*1モデル

・中核的な概念に関連するもの : ビッグアイデア(Big ideas)

- 教科ごとに設定され、1学年ごとに示されている
- 各教科で児童生徒が学年修了時までに理解する重要な概念や原理を指す

✓ その他教育課程の基準の中に示されている要素と中核的な概念との関係

中核的な概念に相当するビッグアイデアと併せて、<u>教科内容の学習基準、教科別コンピテンシーの2つの</u>要素も体系的に示されている。2要素の詳細は以下の通り。

- 教科内容の学習基準(Content Learning Standards):
 Know「児童生徒が知ること」として、各学年の必要不可欠なトピックと知識の具体的内容を示す
- 教科別コンピテンシー (Curricular Competency, Learning Standards):
 Do「児童生徒ができるようになること」として、教科に特化したコア・コンピテンシーに関連する内容を示す

◆教科学習(算数)の教育課程の基準における「KUD」モデル*1を用いたコンピテンシーの構造化例

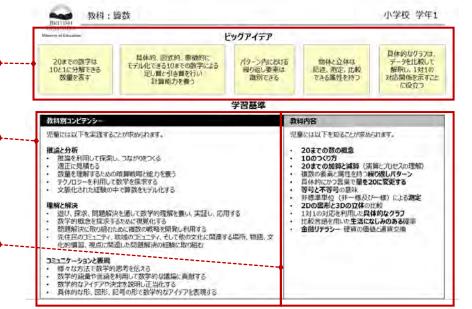
小学校1年生の算数の教科学習において理解することが期待される重要な概念や原理「ビッグアイデア」を各教科及び各学年の教育課程の基準の上部に示している

教科別コンピテンシー(Curricular Competency,Learning Standards)として、教科に特化したコア・コンピテンシーに関連する内容を示す

- ビッグアイデア、教科別コンピテンシーに対応する教科内容の学習基準が 記載されている
- 名前、日付、式などの特定の事実情報ではなく、教科内の知識を整理 するために使用される重要な概念、原則、理論や、専門的知識を理解 するための鍵となる概念、原則、理論を含む

※1:「Know-Understand-Do」の3要素からなる教育課程の基準のモデルを指す

(出典) Building Student Success - B.C. Curriculumより仮訳



教科の中核的な概念等による構造化事例(2/5)

- 各教科の下に設定されている複数の学習領域を関連付け、学習内容の理解を深めるため「キーアイデア(key ideas)」を教科ごとに設定し、全学年共通のものとして位置付けている。
- 教科内容の習得を支援することを目的に設定される領域「ストランド」と、その下位に置かれる「サブストランド」で、教育課程の基準を整理している。



/ 中核的な概念に関連するもの : キーアイデア(key ideas)

- 教科ごとに設定され、全学年に共通するものとして示されている
- 学年内及び学年をまたいで各教科の学習内容に関する一貫性のある理解を支援し、<u>各教科</u>の学習領域を関連付けるためのキーワードを指す

中核的な概念に関連するものの一つ パターン・順序・整理 の内容 (仮訳・一部抜粋)

科学の重要な側面は、私たちを取り巻く世界のパターンを認識し、さまざまなスケールで現象を順序付け、整理することである。児童生徒が基礎段階から10年生に進むにつれて、さまざまなスケールでパターンを観察して説明し、イベントや現象を整理し、予測するための分類を開発して利用することに役立つスキルと理解を構築していく。児童生徒が初等教育段階において学習する中で、原因と結果を含むパターンを支える関係を特定し説明することに習熟し、また、スケールがパターンの観察に重要な役割を果たすことを認識していく。

✓ その他教育課程の基準の中に示されている要素と中核的な概念との関係

教科に紐づく複数の学習領域が教育課程の基準の中に示されている。

- ストランド(Strand:領域):各教科の学習内容についての理解を深め、その習得を支援するのを目的に設定される領域
- サブストランド (Sub Strand:下位領域): 各ストランドの下に4~5つ置かれる領域

教科学習(理科)における学習領域(準備教育から10学年(中学3年生相当))

◆教科学習(理科)の「科学の理解」ストランドにおける教育課程基準の構造化例

ストランド:科学の理解 小学校 1学年 教科学習(理科)に設定された サブストランド:生物科学 ストランドの一つの名称 内容の記載 内容の詳細 児童牛徒は以下を目的に学習する 児童生徒が以下の事項を行うことに関わる 私たちの家や、池、国立公園、庭や動物園といった身近な場所を含めて植物や動物 「科学の理解」ストランドに紐づくサブ が生息している場所を特定する ストランドの名称 家でペットや植物を世話する際に何をしていているか特定し、行動を類型化する 生徒たちが持つ経験を基に、人間含めた多様な植物や動物のニーズを特定、比較す 空気、水、食物もしくは生活空間含めた植物と動 サブストランドの領域における学習 物の基本的欲求を特定し、植物や動物が生息す 目的 る場所が彼らのニーズにどのように適用しているか説 植物や動物が生息する場所のジオラマを作成し、植物や動物のニーズへの適用を可 明する 能としている特徴を特定する オーストラリア先住民が生物をどのように保護しているか認識する 目的を達成するための児童牛徒の 植物や動物が食物や繊維の原料である観点も含め、植物や動物保護がなぜ重要か 活動内容 探求する

教科の中核的な概念等による構造化事例(3/5)

- 学習を通して一般化できる内容である「核心アイデア」を各教科に紐づく学習領域ごとに設定し、全学年共通のものとして位置付けている。
- 教科学習で学ぶべき学習内容を「知識・理解」、「過程・技能」、「価値・態度」の3要素で整理している。

一中核的な概念に関連するもの:核心アイデア

- 教科に紐づく学習領域ごとに設定され、全学年に共通するものとして示されている
- 各教科に紐づく学習領域の学習を通して一般化できる内容を指す

✓ その他教育課程の基準の中に示されている要素と中核的な概念との関係

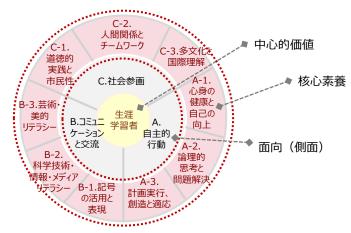
- 各教科に設定された領域の内容要素を「知識・理解」「過程・技能」「価値・態度」の3つの要素で分類し、教科固有の思考や探求過程を明示
- 核心アイデアを中心に「知識・理解」「過程・技能」「価値・態度」や学年段階ごとの内容要素を関連づけている

◆教科学習(社会)における教育課程の基準の構造化例(学習領域「持続可能な世界」における表を抜粋)

中核的な概念に関連するもの										
当該領域の学習を通じて獲得 できる概念の核心を述べたもの		核心ア	イディア	•	 人類は共同の繁栄と共存のために地域的レベルから地球的レベルまで多様な空間的スケールで相互協力及び連帯が必要である 					
				内容要素						
		カテ.	ゴリー	L	初等学	·校			中学校	
「持続可能な世界」の学習領域で	A.		葛藤と 不均等の 世界		3~4年生		5~6年生地球村の葛藤事例		1~3年生 地域の統合と分離 地域不均衡 分断と接境地域	
知り理解すべき内容 教科固有の思考と探求の過程		理解		持続 可能な 環境		私達が住むところの環境 住みやすい環境と生活の質		地球村を脅かす問題	:	地域開発と環境問題 地域問題の解決 持続可能な都市 グローカル環境イシュー及び持続可能な発展
または技能	À			共存の 世界		_	:	均衡的な国土発展 分断と平和の場所		韓半島の平和と統一国土の未来像
教科活動を通じて育成することがで きる固有の価値と態度		過程	・技能		児童・生徒の観点で住みやす 均衡的な国土の発展のための 地球村を脅かす問題解決の	の方	法を探索する		多様な利害関係及び価値をめぐる問題に対する自分及び相手の意見を批判的に検討し、合理的にコミュニケーションをとる 地理的問題解決方法と実践方法を模索する	
				・ 私達が住むところの環境に対する		する	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		特定地域に対する自身の認識と観点に対する反省的省察 多様な価値、観点と意見について理解し尊重する開かれた心 韓半島の平和と統一に関する関心と平和感受性	
教科学習で学ぶべき学習内容	•	価値	価値・態度					地理的問題解決のための地理的想像力 環境問題の深刻さの認識及び持続可能な未来のための生態感受性 地域、国家、世界レベルから地域問題の解決及び持続可能な発展のた		
(出典)「2022社会科教育課程」より仮訳								·	地域、国家、巨介とうから地域问题の解決及い行続可能は光度のに めに参画し実践する態度	

教科の中核的な概念等による構造化事例(4/5)

- 育成を目指す資質・能力を記述した3つの「面向」(側面)とそれに紐づく9項目の「核心素養」(コアコンピテンシー)を全教科、 全学年共通で位置付けている。
- ◆ 教科ごとに、「面向」と「核心素養」を用いて、教科学習において獲得すべきコンピテンシー内容を整理している。(次頁続く)



教育課程の基準を通して育成を目指す資質・能力・人物像

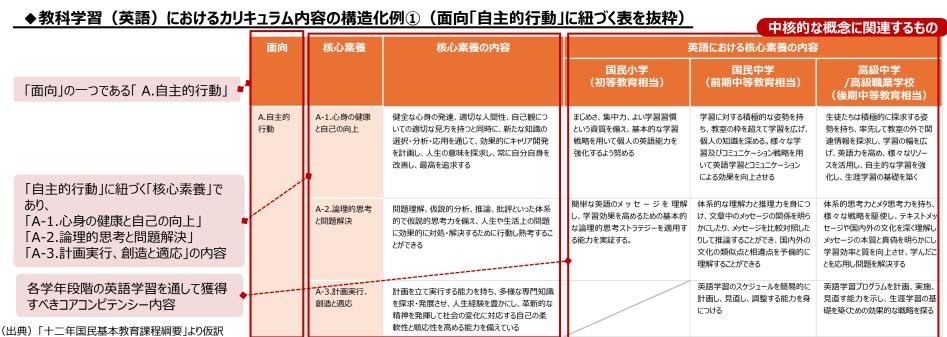
✓ 中核的な概念に関連するもの : 核心素養を具体化した内容を教科ごとかつ学校段階 ごとに示した内容

• 9項目からなる「核心素養(コアコンピテンシー)」を具体化したうえで、教科ごとにかつ初等教育、前期中等教育、後期中等教育段階ごとにその内容を示している

✓ その他教育課程の基準の中に示されている要素と中核的な概念との関係

中核的な概念と一緒に、中心的価値、面向(側面)が示されている。教育課程の基準では、 中心的価値を軸に、面向(側面)、核心素養の要素が構造的に整理されている。

- 中心的価値:「核心素養」の習得を通して育成を目指す姿。「生涯学習者(Lifelong Learners)」として定義されている
- 面向(側面): 「生涯学習者」を構成する3つの要素を指す。「自主的行動」、「コミュニケーションと交流」、「社会参画」が定義されている



教科の中核的な概念等による構造化事例(5/5)

(前頁続き)

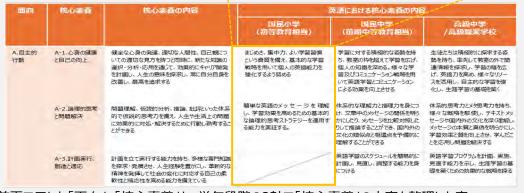
• 教科学習において獲得すべきコンピテンシー内容と、学習評価の基準を示す「学習パフォーマンス」及び「学習内容」が対応付けられ、コンピテンシー獲得に向けて学習すべき内容が、学年ごとに段階をつけつつ一覧で確認できる点が特徴である。

◆教科学習 (英語) におけるカリキュラム内容の構造化例②

「核心素養の内容」に、学習評価の基準を示す「学習パフォーマンス」、「学習内容」を対応させるたマトリクス表 英語における学習ポイント 英語における核心素養の内容 学習パフォーマンス 学習内容 まじめさ、集中力、よい学習習慣という資質を備え、基本的 6-II-1: 教師の指示や学習に集中できる な学習戦略を用いて個人の英語能力を強化するよう努め 6-II-2: 授業内の様々な練習活動に参加する意欲があり、間違い を恐れない 7-Ⅲ-2: 辞書を使って単語やフレーズを調べることができる 簡単な英語のメッセージを理解し、学習効果を高めるため Bコミュニケーション 5-Ⅲ-3: の基本的な論理的思考ストラテジーを適用する能力を実証す 初級レベルの基本的な語彙や文系を理解し、読み取ること B-Ⅲ-2: 初級で学習した単語やフレーズ、文系を利用した日常的な ができる コミュニケーション 7-Ⅲ-1: 新しい単語を学ぶために学習した単語を関連付ける D思考力 9-II-1: D-II-1: 学習した単語を分類できる 学習した単語の簡単な分類

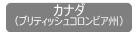
「核心素養」に対応する 評価基準を学年ごとに示す

※「6-Ⅱ-1」の「Ⅱ」は学年段階 「国立小学校3~4年生」に対応 し、「Ⅲ」は「国立小学校5~6年 生」に対応 「核心素養」に対応する学 習内容を学年ごとに示す

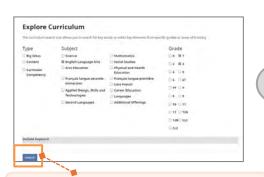


前頁で示した「面向」・「核心素養」と、学年段階の2軸で「核心素養」の内容を整理した表

教育課程の基準のデジタル化の事例(1/2)



- Web上でKUD*1の3つの要素、教科、学年及びキーワード検索を掛け合わせて教育課程の基準を検索できる。
- 検索結果画面では、学年や検索条件を変更できることに加え、各教科の学習におけるゴールや授業実践例等を示す画面に遷移でき、関連する情報を体系的に確認できる。



検索画面にて、タイプ、教科、学年の観点と キーワードを掛け合わせてカリキュラムを検索 可能

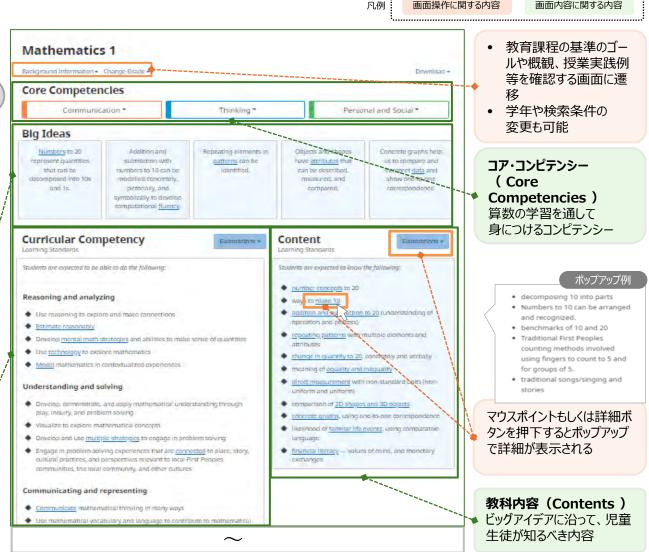
ビッグアイデア (Big Ideas)

- 児童生徒が各学年修了までに理解すべき 重要な概念や原理
- 概念や原理の理解を促すために、指導上 の発問例等もポップアップで示される

教科別コンピテンシー(Curricular Competency)

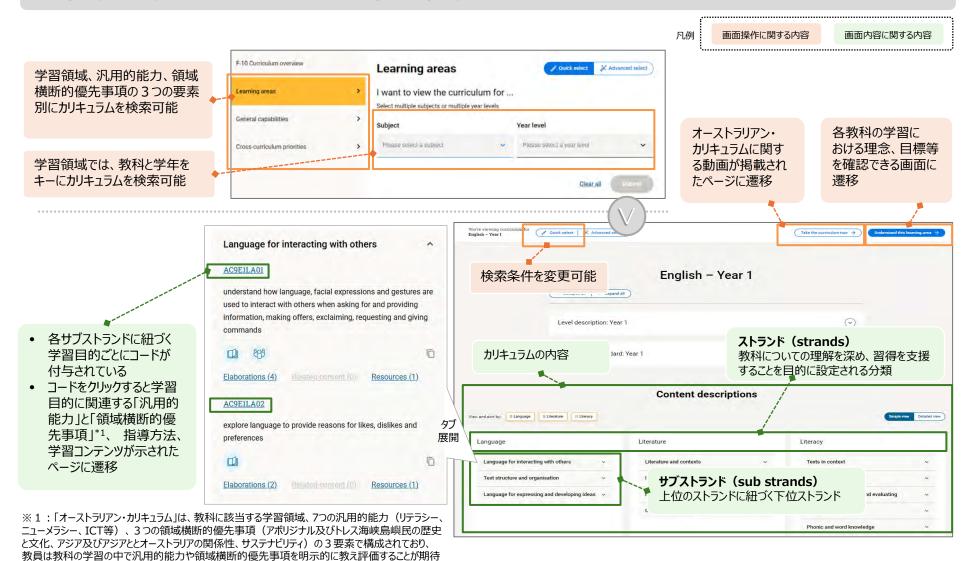
児童生徒にとって必要不可欠とされている 内容

※個別の事実や情報の暗記ではなく、概念を 深く理解し応用することが重視されている



教育課程の基準のデジタル化の事例(2/2)

- Web上で「学習領域」、「汎用的能力」、「領域横断的優先事項」の3つのカテゴリからカリキュラムを検索・閲覧できる。
- 「学習領域」カテゴリでは、教科と学年を入力してカリキュラム内容を検索でき、検索結果画面では各教科の学習における理念、目標等の確認や、付与されているコードを通して指導方法等を確認できる。



(出典) https://v9.australiancurriculum.edu.au/f-10-curriculum/learning-areas/english/year-1?view=quick&detailed-content-descriptions=0&hide-ccp=0&hide-gc=0&side-by-side=1&strands-start-index=0 (2024年12月13日閲覧)

されている。

(2)「学びに向かう力・人間性等」の再整理

(論点整理 P15~18関係)

学習指導要領における学びに向かう力、人間性等に関連する記載

小学校学習指導要領(第1章第1の3)(p18)

2の(I)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科等」という。ただし、第2の3の(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動(学校給食に係るものを除く。)に限る。)の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
- (2) 思考力,判断力,表現力等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力,人間性等を涵養すること

小学校学習指導要領解説総則編(p38)

③ 学びに向かう力,人間性等を涵養すること

児童が「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」に関わる「学びに向かう力、人間性等」は、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。児童の情意や態度等に関わるものであることから、他の二つの柱以上に、児童や学校、地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定していくことが重要となる。

我が国の学校教育の特徴として,各教科等の指導を含めて学校の教育活動の全体を通して情意や態度等に関わる資質・能力を育んできたことを挙げることができる。例えば,国語を尊重する態度(国語科),自然を愛する心情(理科),音楽を愛好する心情(音楽科),家庭生活を大切にする心情(家庭科)など,各教科等においてどういった態度を育むかということを意図して指導が行われ,それぞれ豊かな実践が重ねられている。

児童一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となる。これらは、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する、いわゆる「メタ認知」に関わる力を含むものである。こうした力は、社会や生活の中で児童が様々な困難に直面する可能性を低くしたり、直面した困難への対処方法を見いだしたりできるようにすることにつながる重要な力である。また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものも幅広く含まれる。

こうした情意や態度等を育んでいくためには,前述のような我が国の学校教育の豊かな実践を生かし,体験活動を含めて,社会や世界との関わりの中で,学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。教育課程の編成及び実施に当たっては,第 I 章総則第4に示す児童の発達の支援に関する事項も踏まえながら,学習の場でもあり生活の場でもある学校において,児童一人一人がその可能性を発揮することができるよう,教育活動の充実を図っていくことが必要である。

なお,学校教育法第30条第2項に規定される「主体的に学習に取り組む態度」や,第 | 章総則第 | の2(1) が示す「多様な人々と協働」することなどは,「学びに向かう力,人間性等」に含まれる。資質・能力の三つの柱は,確かな学力のみならず,知・徳・体にわたる「生きる力」全体を捉えて整理していることから,より幅広い内容を示すものとなっているところである。

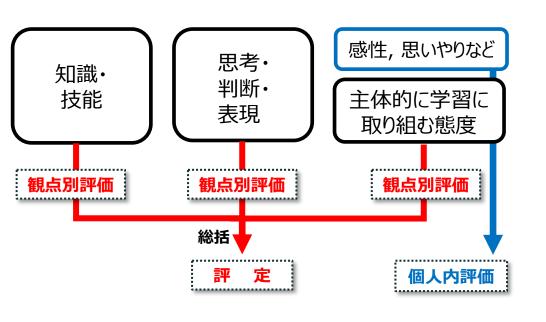
各教科における学習評価の基本構造(特に主体的に学習に取り組む態度)

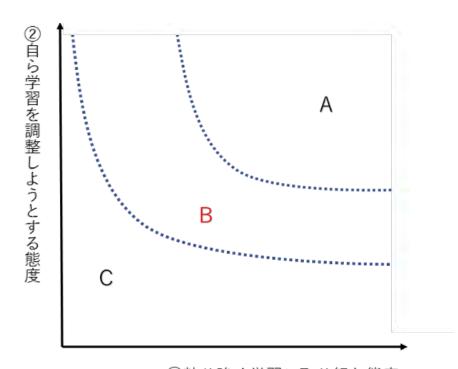
1. 学習評価の基本構造

- 資質・能力の3つの柱に基づいた目標や内容の再整理を 踏まえ、「知識及び技能」、「思考・判断・表現」、「主体的 に学習に取り組む態度」の3観点に整理。
- 感性や思いやり等、観点別学習状況の評価にはなじまない 部分については、個人内評価等を通じて見取ることとした。

2. 「主体的に学習に取り組む態度」の評価の考え方

- ■「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の柱に対応した 評価観点である「主体的に学習に取り組む態度」は、
 - ①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、
 - ②自らの学習を調整しようとしているかどうかという視点から評価することとしている。





①粘り強く学習に取り組む態度

再び休校になった場合、自律的に学ぶ自信がない生徒が多い

PISA2022

とても自信がある

自信がある

あまり自信がない

自信がない

- 1. ビデオ会議システムを使う
- 2. 学習管理システム又は学校学習 プラットフォームを使用する
- 3. 自力で学校の勉強をこなす
- 4. 自分で学校の勉強をする予定を立てる
- 5. 言われなくても学校の勉強に じっくり取り組む
- 6. 自分の学習の進み具合を評価する
- 7. 学校の勉強をするやる気を出す
- 8. 自分でオンラインの学習リソース を探す

	. ひ目1i	ョル、の で		いめる	めみり	日記かる		<u>.۳</u> ،
	2	0.9	3	6.0	2	1.7	21.5	
	17	.2	31.1		26.7		25.0	
	9.4		32.2		38.2		20.2	
	9.2	2	27.5	3	88.8		24.5	
	9.4	2	27.1	3	89.0		24.5	
5	8.2	2	6.5	2	13.2		22.1	
	8.9	2	5.0	40	0.0		26.1	
Z	10.4	2	2.2	38.	5		28.9	
			I	I			(0	%)



上記8項目を指標化して比較すると

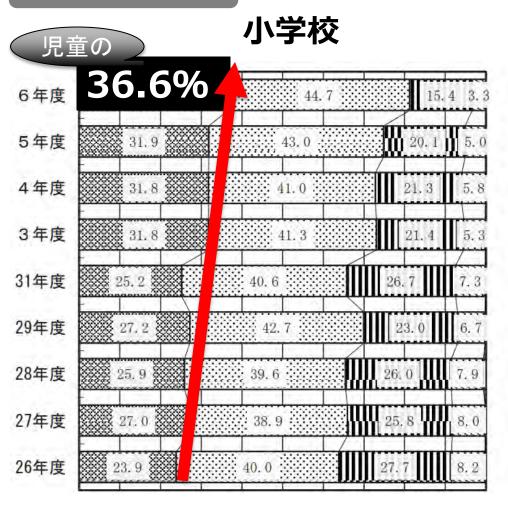
※OECD加盟国37か国の平均値が0.0、標準偏差が1.0となるよう標準化されており、値が大きいほど、自律 学習に対する自己効力感(自信)が高い。

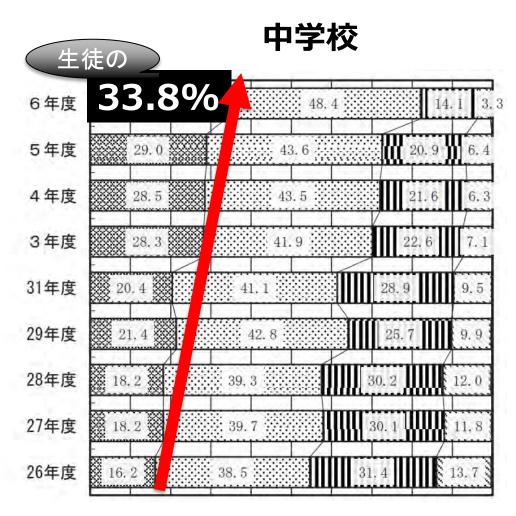
0ECD平均	0. 01
日本(34/37位)	-0. 68

自分で課題を立てて情報を集めたり発表する学習の状況

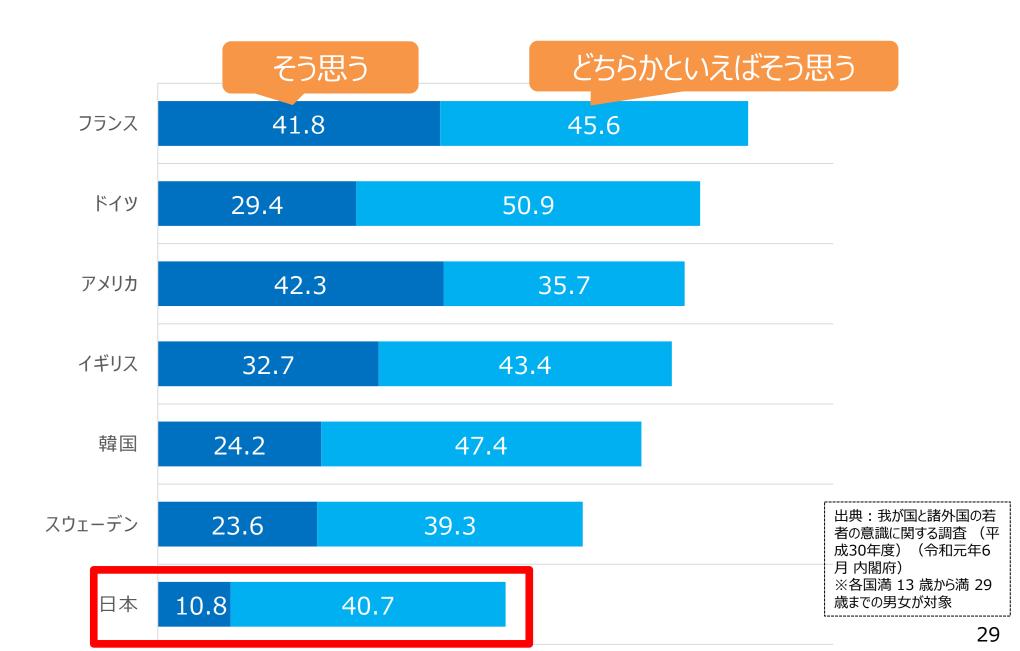
「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか」という質問に対して、「当てはまる」は増加傾向だが、未だ3~4割。

R6全国学調





うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む割合が諸外国より低い



失敗を恐れる生徒が多い

	その通り	全くその通り			PISA2	2018
フランス	31.2	16.3	47.	.5		
ドイツ	33	14.6	47.	6		
フィンランド	38.3	12	50).3		
オーストラリア	33.6	17.8	5	1.4		
スウェーデン	37.7	15.6)	53.3		
メキシコ	39.4	14.4	4	53.8		
OECD平均	39.8	16	.6	56.	4	
イタリア	40.8	16	5.2	57.0)	
アメリカ	36.8	21	.6	58.	4	
カナダ	39.6		22.2	ϵ	51.8	
イギリス	39.8		23		62.8	
トルコ	42.7		23	.7	66.4	
韓国	52.1			22	.9	75.0
日本	47.6			29.	1	76.7

出典: OECD PISA 2018質問紙調査 「失敗しそうなとき、他の人が自分のことをどう思うかが気になる」 「その通りだ」「全くその通りだ」 30

「自分の考え」を書くことが苦手

全国学力・学習状況調査では、自分の考えをまとめたり書いたりする問題の正答率に課題が見られる。

小学校·国語

問題の概要	出題の趣旨	正答率	無回答率
「ごみ拾い」か「花植え」かのどちらかを 選んで、	互いの立場や意図を明確にしながら計 画的に話し合い、 <mark>自分の考え</mark> をまとめる	47.8%	3.0%
【川村さんの文章】の空欄に学校の米作りの問題点と解決方法を書く(R5)	図表やグラフなどを用いて、 <mark>自分の考え</mark> が伝わるように書き表し方を工夫するこ とができるかどうかをみる	26.8%	7.0%
資料を読み、運動と食事の両方について分かったことをもとに、自分ができそうなことをまとめて書く(R5)	文章を読んで理解したことに基づいて、 <mark>自分の考え</mark> をまとめることができるかどう かをみる	56.4%	8.4%

中学校·国語

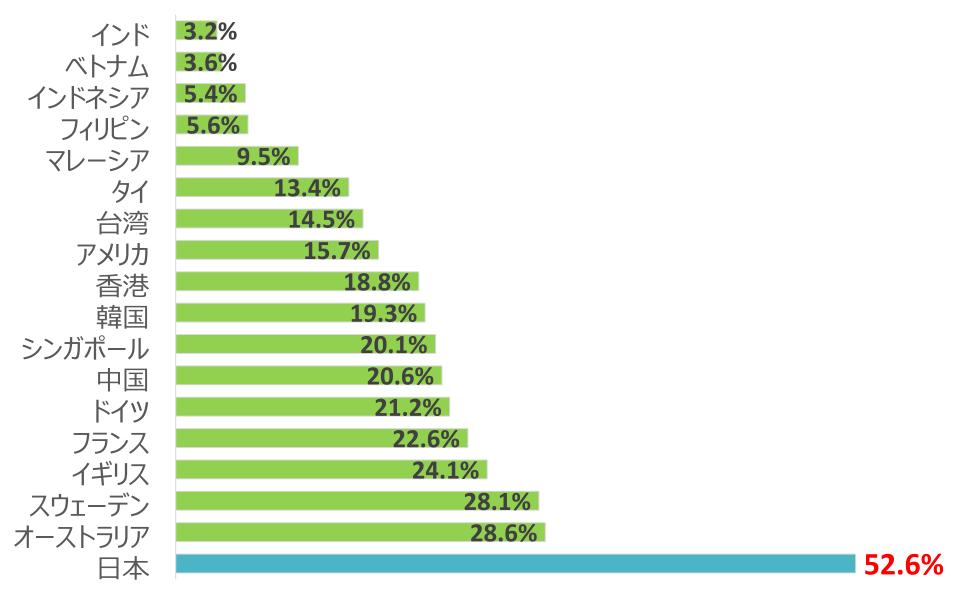
書き加える(R4)

マライス 1当 III			
問題の概要	出題の趣旨	正答率	無回答率
参加者の誰がどのようなことについて発言するとよいかと、そのように 考えた理 由を書く(R3)	話合いの話題や方向を捉えて、 <mark>話す内</mark> 容を考える	57.5%	3.3%
農林水産省のウェブページにある資料 の一部から必要な情報を引用し、意 見文の下書きにスマート農業の効果を	<mark>自分の考え</mark> が伝わる文章になるように、 根拠を明確にして書く	46.5%	8.8%

31

出典:R3~R5 全国学力·学習状況調査

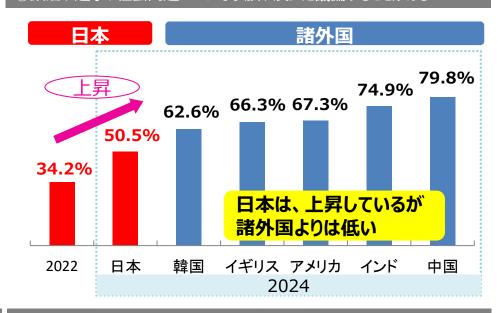
社会人になってからも自己研鑽・自己啓発を行わない人の割合が高い



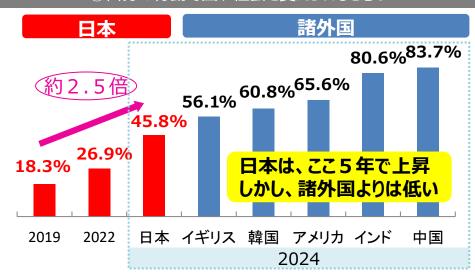
社会に対する若者の意識が諸外国に比べて低い

①政治や選挙、社会問題について、自分の考えを持っている

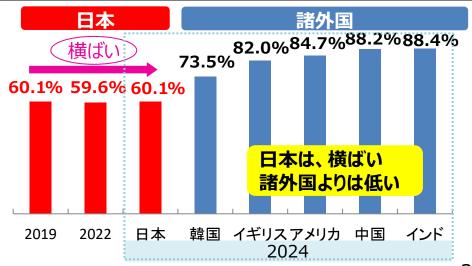
②政治や選挙、社会問題について家族や友人と議論することがある



③自分の行動で国や社会を変えられると思う

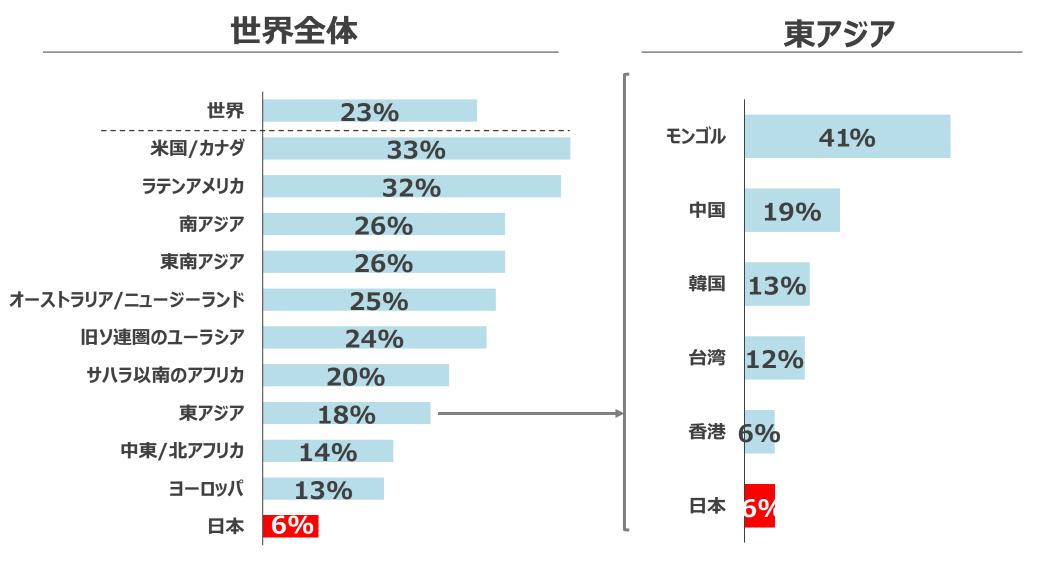


4)将来の夢を持っている



出典:日本財団「18歳意識調査」報告書 より作成

日本企業の従業員エンゲージメントは、世界最低水準



⁽注) 「従業員エンゲージメント」は、従業員が自らの仕事や職場にどれだけ関与し、熱意を持っているかを表す指標。「職場で自分の意見が尊重されている」「会社のミッションや目的が、 自分の仕事を重要に感じさせてくれる」などの12項目からなる回答から、GALLUP社独自の判定基準に基づきエンゲージメントの有無を判定。

(出所) GALLUP "State of the Global Workplace 2024"を基に文部科学省作成。

人生や社会といった解のない問に向き合うための認知の過程について(インサイドアウト思考)

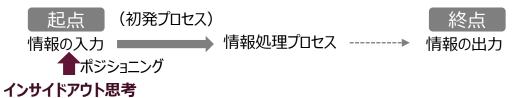
- 溝上慎一氏は、終点がある程度見定められたところで推し進められる思考様式「アウトサイドイン思考」に対して、終点が 一つに定まらない中で進められる思考を「インサイドアウト思考」と定義している。
- 「インサイドアウト思考」は「原初的な創造的思考」の特徴を持ち、一般の人びとが日常で普通に行う思考であり、個性的な学習やライフを構築していく基礎となると指摘している。

溝上慎一「インサイドアウト思考 創造的な思考から個性的な学習・ライフの構築へ」

「インサイドアウト思考 (inside-out thinking) 」

入力された情報(情報処理の起点)にポジショニングをして、そこからある情報を生み出す情報処理の初発プロセスを問題する思考様式である」と定義

- どこに向かっているか、どのような情報を出力するかはわからない中で進められるものである。
- インサイドアウト思考は終点としての結果が見えない中でなされるものであることから、それによって作り出された考えは、ゆるやかに「新しい考え」であるとみなすことができる。~(中略)それは「創造的思考(creative thinking)」の概念に接近する。インサイドアウト思考は思考論の原点であるのみならず、思考論それ自体の持つ原初的な創造的思考の特徴を併せ持つものといえることにもなる
- 原初的な創造的思考の特徴をインサイドアウト思考に付与する理由の一つは、~ (中略) <u>一般の人びとが日常で普通に行う思考</u>として 捉えたい



1

「アウトサイドイン思考 (outside-in thinking)

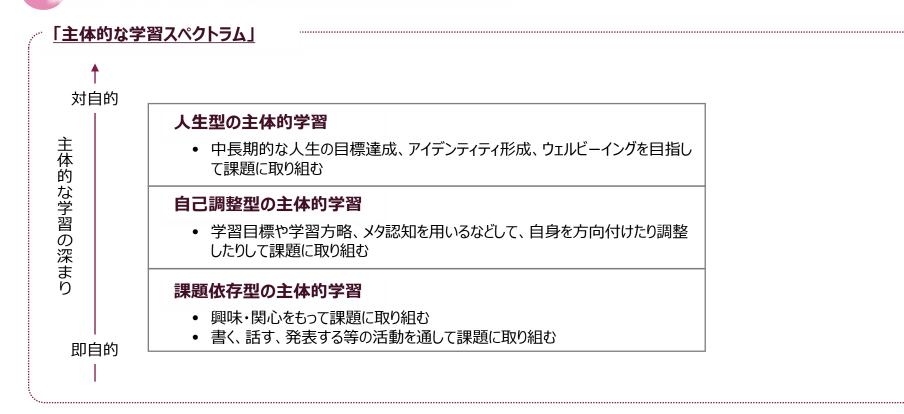
「出力された情報、あるいは情報処理の途中であってもそこまで推し進められた情報(情報処理の終点)にポジショニングをして、 起点から終点に至るプロセスを問題とする思考様式である」と定義



主体的な学習のスペクトラムについて

- 溝上慎一氏は、「主体的な学習(agentic learning)」を「行為者(主体)が課題(客体)にすすんで働きかけて取りくまれる学習のこと」と定義した上で、その性質を「課題依存型の主体的学習」、「自己調整型の主体的学習」、「人生型の主体的学習」の3つに分類する(「主体的な学習スペクトラム」)
- 学習課題に促され主体的が発動される学習から、自身の学習目標や学習方略を使用する主体的学習、中長期的な目標達成やアイデンティティ形成・ウェルビーイングを目指した学習へと深まっていくことが示されている

溝上慎一「アクティブラーニング型授業の基本形と生徒の身体性」



(出典) 溝上慎一「学習とパーソナリティ」 36

主体性の目標分類(タキソノミー)について

表.「主体性」の<mark>タキソノミー</mark>(学びへの関与と所有権の拡大のグラデーション) (出典:石井英真『中学校·高等学校 授業が変わる学習評価深化論』図書文化、2023年)

	自治(変革人:エージェンシー)	社会関係を創りかえる	出口の情意
		対象世界を創りかえる	
	人間的成熟 (なりたい自分:アイデンティティ)	軸 (思想) の形成	
		視座の高まり	
	自律(探究人:こだわり)	自分事の問いの深化	
		問いの生成	
	学び超え (生涯学習者・独立的学習者)	思考の習慣 (知的性向)	
		関心の広がり	
	学習態度(自己調整学習者・知的な初心者)	方略的工夫	
		試行錯誤	
	関心・意欲	積極性(内発的動機づけ)	
Ī	表面的参加	受身(外発的動機づけ)	入口の情

創造的に思考し、知識を記号接地していくためのアブダクション推論とメタ認知の過程について

- 今井むつみ氏は、結論が一義的にきまる、必ず正しい答えが得られる推論ではなく、結論の分からない事柄について、異なる分野の知識を組み合わせたり、比喩や推論を用いて新たな知識を創造する推論を「アブダクション推論」と定義している。
- アブダクション推論と、認知・情報処理機能、メタ認知がそれぞれ互いを支え合い、循環的に成長することで、創造的で質の高い思考が可能になる。また、3者の循環的成長により、抽象的な概念を適切に外界の対象や事例に紐づけるだけでなく、事例間の本質的な共通性をすくい取った抽象化を自らの推論で行うことができるようになる。この「記号接地」の過程の中で、抽象的な概念が身体の一部になり、「生きた知識」を形成することができる。

今井むつみ「学力喪失ーー認知科学による回復への道筋」

人間的に「創造的に質の高い思考をする」とは質の高いアブダクションをしながら、つねに推論をリアルタイムで制御すると同時に、結果をモニターし、誤りを修正するサイクルを伴う思考をすることを指す

アブダクション推論

認知・情報処理機能

不完全な推論

- 私たち人間が乳幼児のときから行っている推論で、ことばの習得や概念の習得には必須のもの
- 知識を拡張・創造するものであるが誤りも犯し、誤ったスキーマ*を形成する原因にもなる

例:前回この方法で図形の面積をうまく求められたのだから、 今回少しパターンが違うけど同じ方法でうまくいくのではないか 結果をモニターし誤りを修正しつつ、 アブダクション推論の精度を高める

推論をリアルタイムで制御する認知処理能力

- 情報処理の負荷に負けないよう思考を制御する
- 注意の抑制や必要に応じた切り替えを実行する

例:情報処理の負荷が高い複雑な図形の問題に対して、不要な情報に注意を向けない、補助線を引く、段階を追って考えるなど、負荷を下げる方略を適用する

「メタ認知」

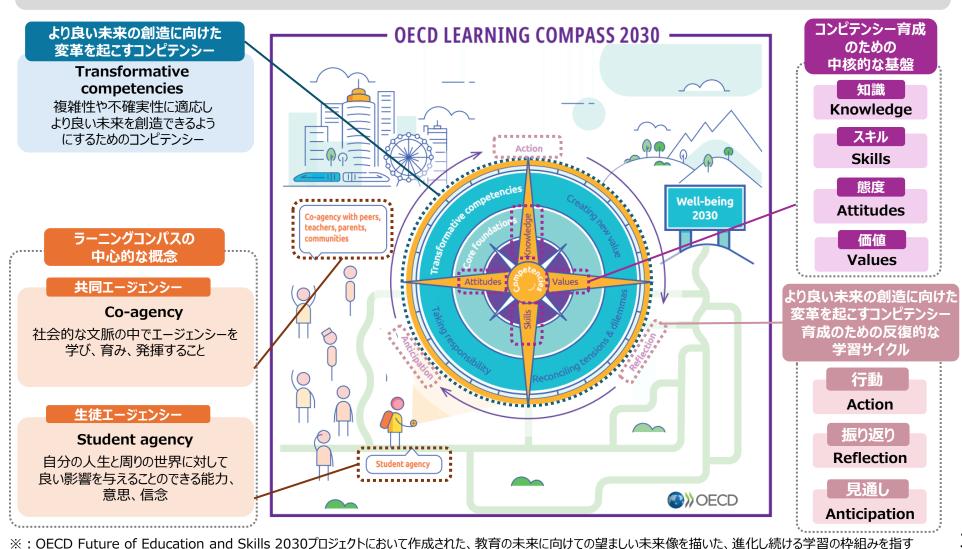
意識的なもので、自分の思考がうまくいっているかどうかや結果を、意識的に、そして自分から少し離れた客観的な視点で評価する

- 自分の思考の過程を他者視点で振り返ることのできる批判的思考につながっている
- 「文脈に合わせて柔軟に視点を変える能力」とも深く関係している

例:推論や思考の結果が適切であったか、もっとうまい方法はなかったか、振り返って考える。

OECDにおける「態度や諸価値・非認知的能力」の位置づけ

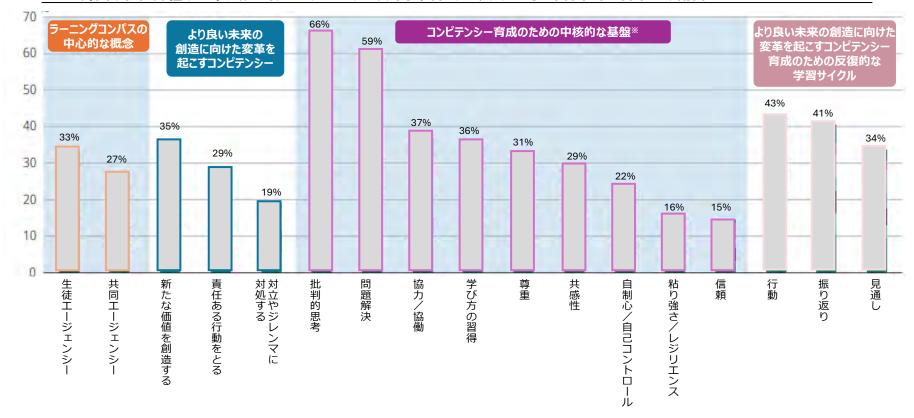
- OECDのラーニング・コンパス※では、自分の人生と周りの世界に対して良い影響を与えることのできる能力等である「生徒エージェン シー」と、それを社会的な文脈の中で学び、育み、発揮する「共同エージェンシー」を中心的な概念として示す
- これらのエージェンシーを発揮し、自らの可能性を発揮できる方向に進むためには、「カリキュラム全体を通して学習するために必要と なる基礎的な知識、スキル、態度及び価値」といったコンピテンシー育成のための中核的な基盤や、「より良い未来の創造に向けた 変革を起こすコンピテンシー」を備える必要があるとされている



OECDが示す「態度や諸価値・非認知的能力」等の各国における位置づけ

- OECDのレポート※1によれば、教育課程の基準に「態度や諸価値・非認知的能力」に類するものを位置付ける国が多く見られる
- 「態度や諸価値・非認知的能力」は、ラーニング・コンパスを構成する前述の諸要素で整理されており、「生徒エージェンシー」、「新たな価値を創造する」、「批判的思考」、「行動」といった要素が多くの国の教育課程の基準に含まれている

◆諸外国の教育課程の基準においてラーニング・コンパスで示す各コンピテンシー等が含まれている国※2の割合



^{※1:}OECD「What Students Learn Matters TOWARDS A 21ST CENTURY CURRICULUM」(2020) を指す

^{※ 2 :} OECDが実施するカリキュラムに関するプロジェクトである「カリキュラムコンテンツマッピング」に参加しているオーストラリア、ブリティッシュコロンビア州(カナダ)、サスカチュワン州(カナダ)、エストニア、ギリシャ、イスラエル、日本、韓国、リトアニア、アイルランド(英国)、ポルトガル、スウェーデン、中国、カザフスタン、ロシア連邦が対象

^{※3:}調査では、「コンピテンシー育成のための中核的な基盤」のうち、スキル、態度及び価値に該当する要素のみ対象とされている

⁽出典) OECD「What Students Learn Matters TOWARDS A 21ST CENTURY CURRICULUM 」(2020) p.79図表より作成、仮訳

諸外国の育成を目指す資質・能力における「態度や諸価値・非認知的能力」の位置づけの事例①

- 諸外国では育成を目指す資質・能力等の中に、「態度や諸価値・非認知的能力」に類するものを位置付けている事例が見られる
- 「態度や諸価値・非認知的能力」は知識やスキルと一体的に示されている場合が多い

オーストラリアン・カリキュラムにて示す、21世紀を生き抜くための7つの「汎用的能力」の中に、異文化理解、倫理的理解といった「態度や諸価値・非認知的能力」を位置付けている

汎用的能力

- リテラシー
- ニューメラシー
- ICT能力

- 批判的·創造的思考力
- 個人的·社会的能力
- 異文化理解
- 倫理的理解

カナダ・(ブリティッシュコロンビア州)

児童生徒全員が学習に一層深く取り組むために育成が必要なコア・コンピテンシーの中に個人的・社会的コンピテンシーといった「態度や諸価値・非認知的能力」を位置付けている

コア・コンピテンシー

• 思考力

-創造的思考力

-批判的·省察的思考力

• 個人的·社会的

-自己認識と責任

コンピテンシー

一肯定的な自己認識・文化的アイデンティティ

コミュケーションカ

-伝達する力 -協働するカ

韓国

育成を目指すキー・コンピテンシーの中に、自己管理力、創造的な思考力、審美的な感性、公共体への貢献といった「態度や諸価値・非認知的能力」を位置付けている

キー・コンピテンシー

- 自己管理力
- 知識・情報の処理能力
- 創造的な思考力

- 審美的な感性
- コミュニケーションカ
- 公共体への貢献

シンガポール

育成を目指すコンピテンシー「21世紀コンピテンシー」に、市民的リテラシー・グローバル意識・異文化間横断スキルといった「態度や諸価値・非認知的能力」を位置付けている

21世紀コンピテンシー

- 市民的リテラシー・グローバル意識・異文化間横断スキル
- 批判的·独創的思考力
- コミュニケーション・協働・情報スキル

諸外国の育成を目指す資質・能力における「態度や諸価値・非認知的能力」の位置づけの事例②

中国

児童生徒に育成を目指す資質・能力「中核的資質能力」の中 に科学的精神、学び方の習得、健康的な生活、責任感といった 「態度や諸価値・非認知的能力」を位置付けている

中核的資質能力(核心素養)

- 人文的知識
- 科学的精神
- 学び方の習得
- 健康的な生活
- 責任感
- 実践力·想像力

フィンランド

基礎教育の3つの目標の中に、人として・社会の一員としての 成長等といった「態度や諸価値・非認知的能力」を位置付けて いる

基礎教育の国家目標(抜粋)

- 人として・社会の一員としての成長
- 生きるために必要な知識と技能(前半のみ抜粋)
 - 人間としての感情と欲求、宗教、生活観、歴史、文化、文学、自然と健康、経済と科学技術についての知識
 - 実践的スキルと創造性、体育の技能
- 教育の機会均等の推進と生涯学習の基盤づくり

ドイツ

全州に共通する学校教育の目的・目標の中に学ぶ喜びと学習成果の促進といった複数の「態度や諸価値・非認知的能力」を位置付けている

全州に共通する学校教育の目的・目標

- 知識、技能及び諸能力の習得、必要なコンピテンシーを獲得
- 学ぶ喜びと学習成果の促進
- 自律的で批判的判断、自己責任ある行動、創造的活動の獲得
- 自由と民主主義の承認、社会的活動と政治的責任への準備
- 人間の尊厳と権利の尊重
- 他者への寛容、ヨーロッパと世界の平和への促進
- ヨーロッパや世界の交流プログラムに参加促進
- 環境保全への責任と持続可能性を実践準備

フランス

学校教育で育成する「知識・コンピテンシー教養の共通の基礎」 (2015年) にて、感受性と意見の表現、省察と判別といった 「態度や諸価値・非認知的能力」を位置付けている

知識・コンピテンシー教養の共通の基礎(抜粋)

- 個人と市民の育成
- 感受性と意見の表現
- 規則と権利
- 省察と判別
- 責任、参加とイニシアティブ

(3)「見方・考え方」の再整理

(論点整理 P19~21関係)

小学校学習指導要領(第1章第3の1)(p22)

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

小学校学習指導要領解説総則編(p4)

③「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

(中略)深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。

各教科等の特質に応じた見方・考え方(中学校の例)

※中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 〈抄〉

	※中字校字智指導要領(平成29年告示)解説 〈抄 <i>〉</i>
	対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に着目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めること。
	社会的事象を、位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、 人間の営みと関連付けること。
社会的事象の歴史的な見 方・考え方	社会的事象を、時期、推移などに着目して捉え、類似や差異などを明確にしたり、事象同士を因果関係などで関連付けたりすること。
	社会的事象を、政治、法、経済などに関わる多様な視点(概念や理論など)に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること。
数学的な見方・考え方	事象を、数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的に考えること。
理科の見方・考え方	自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること。
	音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること。
造形的な見方・考え方	 感性や想像力を働かせ、対象や事象を、造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと。
体育の見方・考え方	運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性 等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること。
保健の見方・考え方	個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること。
	生活や社会における事象を、技術との関わりの視点で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性等に着目して技術を 最適化すること。
生活の営みに係る見方・考 え方	家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能 な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること。
外国語によるコミュニケー ションにおける見方・考え 方	外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面・状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること。
探究的な見方・考え方	各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けて問い続けること。
集団や社会の形成者として の見方・考え方	各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現と関連付けること。

前回改訂時検討と現行学習指導要領における「見方・考え方」の対応

文部科学省「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会―論点整理―」で示された「教科等の本質に関わるもの」は、現行学習指導要領の「各教科等の特質に応じた「見方・考え方」」に対応するものとして整理されている。

文部科学省「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の 在り方に関する検討会一論点整理一」(平成26年3月31日)(一部抜粋)

- ~(前略)今後更に教育目標・内容の構造の組み立て方や記述の仕方等を追究するとともに、本検討会の論点整理を踏まえた新たなモデルの構築を検討する必要がある。そのための一つの方策として、育成すべき資質・能力を踏まえつつ、教育目標・内容を、例えば、以下の三つの視点を候補として捉え、構造的に整理していくことも考えられる。
 - ア)教科等を横断する、認知的・社会的・情意的な汎用的なスキル(コンピテンシー)等に関わるもの
 - ① 認知的・社会的・情意的な汎用的なスキル等としては、例えば、 問題解決、論理的思考、コミュニケーション、チームワークなどの 主に認知や社会性に関わる能力や、意欲や情動制御などの主 に情意に関わる能力などが考えられる。
 - ② メタ認知(自己調整や内省・批判的思考等を可能にするもの)【補足1】
 - イ) 教科等の本質に関わるもの

具体的には、その教科等ならではのものの見方・考え方、処理や表現の方法など。例えば、各教科等における包括的な「本質的な問い」と、それに答える上で重要となる転移可能な概念やスキル、処理に関わる複雑なプロセス等の形で明確化することなどが考えられる。 【補足2、参考4】

ウ) 教科等に固有の知識・個別スキルに関わるもの

文部科学省「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び 特別支援学校の学習指導要領等の改善及び 必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日)(一部抜粋)

(各教科等の特質に応じた「見方・考え方」)

- ○子供たちは、各教科等における習得・活用・探究という学びの過程において、各教科等で習得した概念(知識)を活用したり、身に付けた思考力を発揮させたりしながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう。こうした学びを通じて、資質・能力がさらに伸ばされたり、新たな資質・能力が育まれたりしていく。
- ○その過程においては、"どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか"という、物事を捉える視点や考え方も鍛えられていく。こうした視点や考え方には、教科等それぞれの学習の特質が表れるところであり、例えば算数・数学科においては、事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的に考えること、国語科においては、対象と言葉、言葉と言葉の関係を、言葉の意味、働き、使い方等に着目して捉え、その関係性を問い直して意味付けることなどと整理できる。
- ○こうした各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方が「見方・考え方」であり、各教科等の学習の中で働くだけではなく、大人になって生活していくに当たっても重要な働きをするものとなる。~

(中略)

○ 前述のとおり、「見方・考え方」には教科等ごとの特質があり、各教科等を 学ぶ本質的な意義の中核をなすものとして、教科等の教育と社会をつなぐも のである。子供たちが学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせら れるようにすることにこそ、教員の専門性が発揮されることが求められる。

(1)「見方・考え方」が提起された背景のイメージ

見方・ 考え方

課題①

各教科等の学びの深まりのイメージ

資質・能力だけでは、各教科等の学びの 深まりの具体的な姿(学習対象の捉え 方やアプローチ方法)がイメージしにくい。学びの成果 学びの意義

よりよい社会 幸福な人生

資質·能力

学ぶ過程

主体的・対話的で 深い学び

課題②

見方・

考え方

各教科等を学ぶ意義のイメージ

各教科等の資質・能力が身につくと、どの ような世の中を見る視点や考え方が育ち、 よりよい社会や幸福な人生に繋げていける のかがイメージしにくい。

(2) 現在の「見方・考え方」と「資質・能力」の関係イメージ

側面①

教科等の学びの過程で 見方・考え方を働かせる ⇒各教科等の学びの深まり

側面②

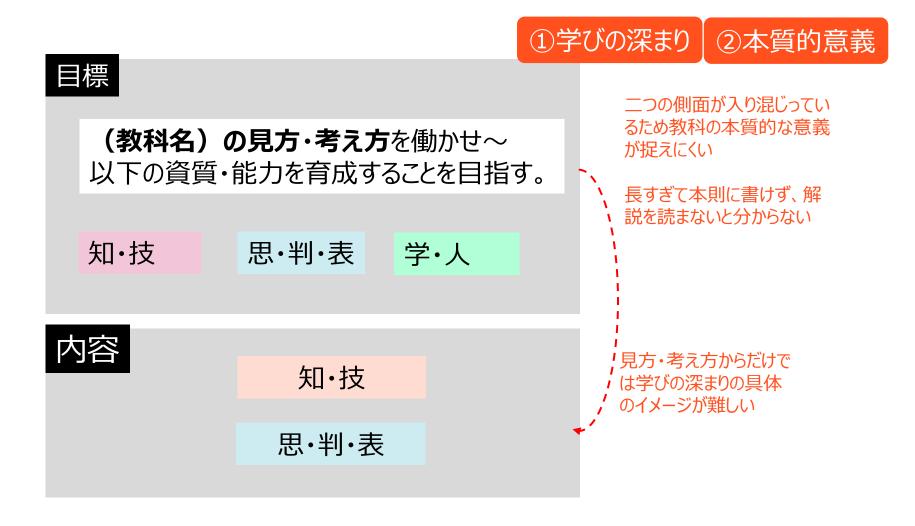
教科等の学びで鍛えられた見方・考え方 でよりよい社会や豊かな人生に繋げる

⇒各教科等を学ぶ本質的な意義の中核

資質·能力

見方・
考え方深
い
学び知識及び技能豊か
かに
表現力等見方・
考え方世界力、判断力、表現力等
なるになる
る

(3) 現行の学習指導要領での扱い方



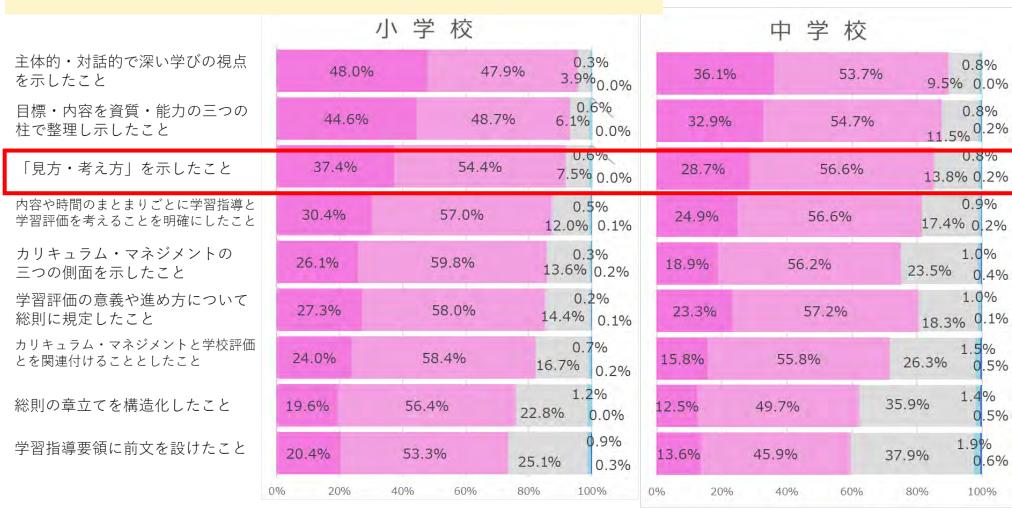
学習指導要領の改善事項に関して、学校での教育課程や学習指導の改善に与えた効果

◆ 「主体的・対話的で深い学びの視点を示したこと」や「目標・内容を資質・能力の三つの柱で整理し示したこと」について、約9割が効果的だったと回答し、学習指導要領に示す理念は、学校における教育課程や学習指導の改善等に良い効果を与えたとの回答が多くみられる。

今回の学習指導要領の改善事項に関して、あなたの学校での教育課程や学習指導の改善に与えた効果

■まあ効果的だった

■大変効果的だった



■どちらともいえない

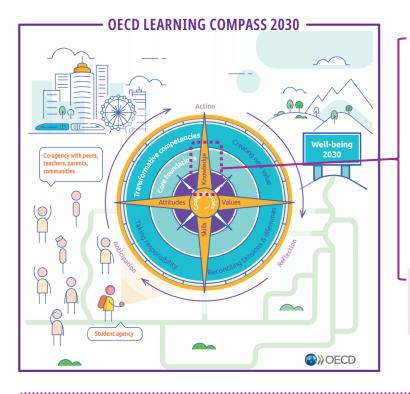
【出典】国立教育政策研究所「令和4年度小学校学習指導要領実施状況調査(学校質問)」 「令和5年度中学校学習指導要領実施状況調査(学校質問)」

■あまり効果的でなかった

■効果的ではなかった

OECDにおける「見方・考え方」に関連する概念の位置づけ

• OECDは、ラーニング・コンパス*の要素である「知識(Knowledge)」の中に、教科を学ぶ本質的な意義に近いものとして、「認知論的知識(Epistemic knowledge)」を位置付けている。



 学問的知識 (Disciplinary knowledge)

• **学際的知識** (Interdisciplinary knowledge)

手続き的知識 (Procedural knowledge)

• 認識論的知識 (Epistemic knowledge) : 数学や言語の学習で得られるような、特定 の主題に関する概念や詳細な内容

: 一つの学問/科目の概念や内容が、他の 学問/科目の概念や内容に関連付けられ た知識

: 何がどのように行われるか等に関する理解で、目標を達成するために必要な一連のステップや行動

: 教科を学ぶ意義や、得られた知識を自分の生活にどのように活用できるのかといった 知識

- 認識論的知識についての理解は、児童生徒が学問的知識を広げ、当該知識の理解を活用して問題を解決し、将来の価値ある成果に向けて 意図を持って取り組むのを助け、時間をかけて幸福に貢献することを可能にする
- これにより、本物感が生まれ、彼らの<u>生活や関心とのつながりが生まれる</u>。児童生徒は、自分の知識をどのように活用できるか、また価値観や倫理に基づいた反省を通じて、どのように自分のコミュニティをより良い場所にできるかを理解することができる。<u>知識を実生活の問題に関連付けることは、</u>児童生徒の動機を高めることにつながる可能性がある
- 認識論的知識は、「この科目で何を学んでいるのか、なぜ学んでいるのか?」、「この知識を自分の生活にどのように活用できるのか?」、「この専門分野の専門家はどのように考えるのか?」(中略)といった質問によって促進される

(4) デジタル学習基盤を前提とした学びの在り方 学習指導要領と「個別最適な学びと協働的な学び」 の関係の在り方

(論点整理 P22~24関係)

学習指導要領におけるデジタル学習基盤に関連する記載

小学校学習指導要領総則

第2 教育課程の編成

- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
- (I) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

第3 教育課程の実施と学習評価

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- (3) 第2の2の(I)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。あわせて、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。
- ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動
- イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

小学校学習指導要領 国語

※他の教科等においても、それぞれの教科特性に応じて同様の記載あり

- 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) [知識及び技能] に示す事項については、次のとおり取り扱うこと。
- ウ 第3学年におけるローマ字の指導に当たっては、第5章総合的な学習の時間の第3の2の(3)に示す、コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、児童が情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮することとの関連が図られるようにすること
- (2) 第2の内容の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。

学習指導要領における個に応じた指導に関連する記載

第4 児童の発達の支援

- Ⅰ 児童の発達を支える指導の充実
- (4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

第3 教育課程の実施と学習評価

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- (4) 児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を,計画的に取り入れるように工夫すること。
- (6) 児童が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

国策としてのGIGAスクール構想の更なる推進

●世界に先駆け、わずか1~2年で整備完了

- ✓ICT機器を「ほぼ毎日」「週3回以上」活用する学校は9割を超え、その割合は年々上昇。
- ✓ 1人1台端末、無線LAN環境等のデジタル学習基盤が整い、端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムに。

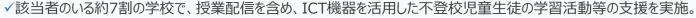


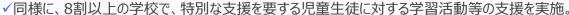
これまでの 成果

●学力調査等にも効果

- ✓全国学力・学習状況調査において、ICT機器を活用し、主体的・対話的で深い学びに取り組むほど、平均正答率が高い結果。
- ✓約9割の児童生徒が、「友達と考えを共有したり比べたりしやすくなる」などのICT機器活用の効力感を実感。
- ✓ICT機器の効力感に肯定的に回答した児童生徒ほど、挑戦心・自己有用感・幸福感等に関して肯定的に回答。 また、その傾向は、特に低SES(社会経済的背景)グループにおいて見られる。
- ✓コンピュータ活用型調査(CBT)であるPISA2022において、日本は世界トップレベル。

●誰一人取り残されない学びの保障







= ;; = ;;

●単なる教育施策ではなく、我が国の重要施策のインフラ

√デジタル人材育成の基盤(端末を活用してプログラミングを学んだ子供の増加、また、今後のAI戦略にとっても重要)。



2 直面する

課題



√活用率の自治体間格差(約7割~ほぼ100%)や授業での活用方法に学校間格差があり、早急な是正が必要。



●端末更新、学校のICT環境(ネットワーク)の改善

- √端末については、R5補正予算でR7年度までの更新に必要な経費を確保。
 - 一方、各自治体において適切かつ計画的な更新が行われる必要。
- √ネットワークについては、速度が不十分な学校が存在しており、改善が急務(GIGA端末はクラウドの活用を前提としており、 ネットワーク環境がないと十分に活用できない)。



●校務DXの推進

✓ 校務支援システムが自前サーバに構築され、校務処理の多くが職員室に限定。また、ネットワークが分離され、学習系データと校務系データの連携が困難。校務システムのクラウド化及び校務系・学習系ネットワークの統合等による更なる校務DXが必要。



⑤ 今後の方向性(教育DXの更なる進化)

- ●共同調達スキームの下での着実な端末更新。
- ●ネットワークアセスメントの徹底・その結果を踏まえた通信ネットワークの着実な改善。
- ●地域間活用格差の解消に向けた好事例の創出やICT運用支援を含む伴走支援の強化。
- クラウド環境の活用等による校務DXを加速。



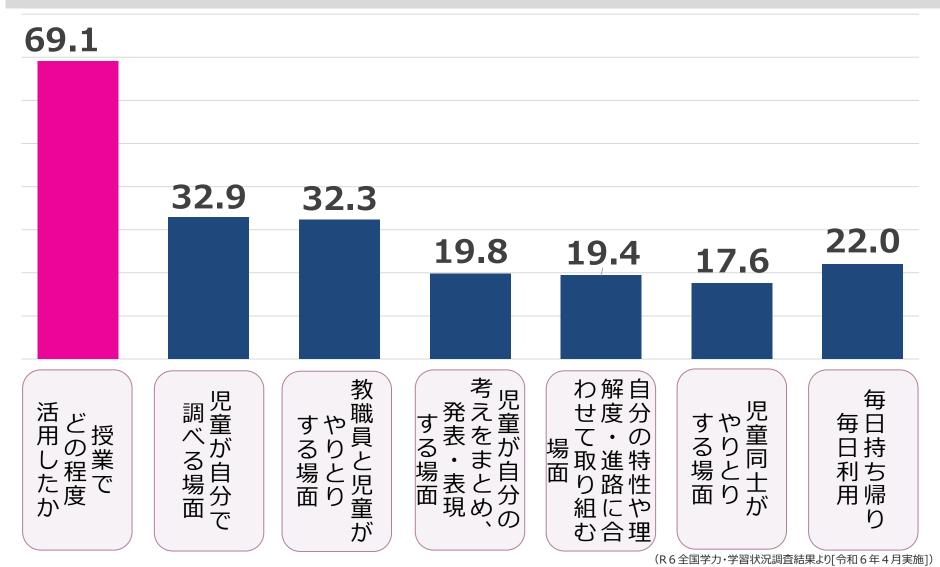
学校のICT環境整備の状況【H31 (GIGA前)→R6 (GIGA後)】

事 項	平成31年3月	令和6年3月
児童生徒1人当たりの学習者用コンピュータ台数	0.2台/人	7 1.1台/人
普通教室の無線LAN整備率	41.0%	96.2%
インターネット接続状況	70.3% (100Mbps以上)	81.0% (1Gbps以上)
普通教室の大型提示装置整備率	52.2%	89.6%
統合型校務支援システム整備率	57.5%	91.4%

(出典:学校における教育の情報化の実態等に関する調査(確定値)(平成31年3月現在及び令和6年3月現在))

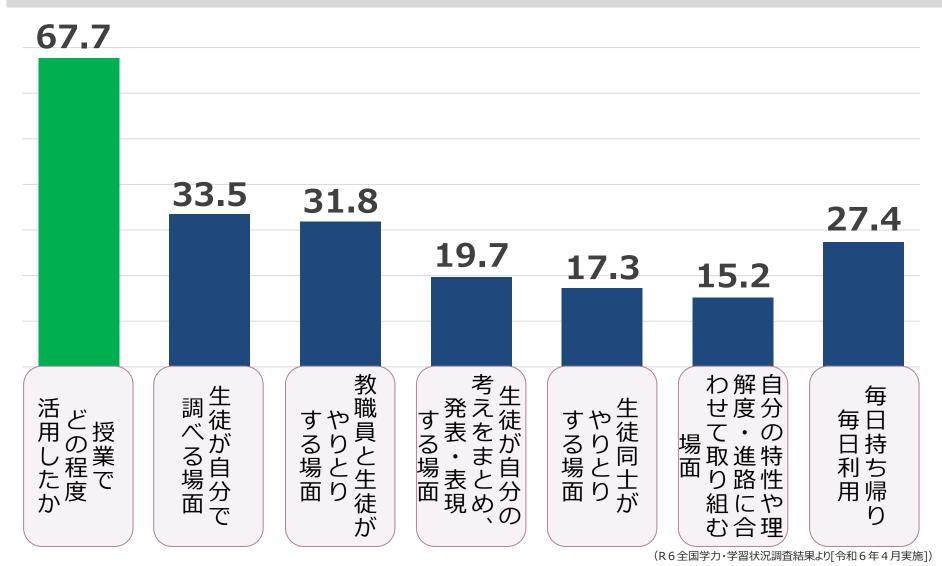
各項目でICTをほぼ毎日活用すると回答した公立小学校の割合

● 1人1台端末の授業での活用は進んできているが、学校によって差があるとともに、児童自身が 自分で調べて考えをまとめたり発表・表現したりする場面での活用については、まだ多くの学校で 定着しているとはいえない状況。



端末活用:ほぼ毎日と回答した公立中学校の割合

● 1人1台端末の授業での活用は進んできているが、学校によって差があるとともに、児童自身が 自分で調べて考えをまとめたり発表・表現したりする場面での活用については、まだ多くの学校で 定着しているとはいえない状況。



特別部会発表校の実践を支えるデジタル学習基盤

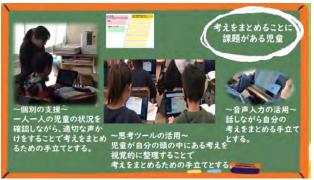
戸田市立戸田南小学校

- 単元を貫く課題を意識した授業づくりにより、子供たちにとって楽しく深い学びの実現を目指す。
- 考えをまとめることに課題がある児童等に対し、 1人1人の課題や苦手意識に応じた個別の 支援等を実施。

発表資料抜粋



初発の感想をデジタル画面で全体共有



加賀市立山代中学校

- 単元を通じた授業づくりを通じ、主体的・対話的 で深い学びを追求する生徒の育成を目指す。
- 理解度の異なる生徒に対し、指導方法や教材等を柔軟に設定することで生徒の実態に応じた手立てを構築。

発表資料抜粋







2 授業づくりの概要

宮城県仙台第三高等学校

• 情報収集・情報分析・仮説検証のプロセスを 通じた生徒主体の探究的な学びにより、新た な価値を創造し、持続可能な社会を共創す る科学人材の育成を目指す。

発表資料抜粋







発表資料全体はこちら→



「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(答申)のポイント

~全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現~ 【令和3年1月26日 中央教育審議会】

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

1個別最適な学び(「個に応じた指導」(指導の個別化と学習の個性化)を学習者の視点から整理した概念)

- ▶「個別最適な学び」が進められるよう,これまで以上に**子供の成長やつまずき,悩みなどの理解に努め,個々の興味・関心・意欲等を 踏まえてきめ細かく指導・支援**することや,**子供が自らの学習の状況を把握し,主体的に学習を調整することができるよう促していく**ことが求められる
- ◆ その際,ICTの活用により,**学習履歴(スタディ・ログ)や生徒指導上のデータ,健康診断情報等を利活用**することや,**教師の負担を** 軽減することが重要

②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と 協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、 必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう, 一人一人のよい点や可能性を生かすことで, 異なる考え方が組み合わさり, よりよい学 びを生み出す

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた,①学習機会と学力の保障,②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障, ③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的,精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し,継承
- 一斉授業か個別学習か,履修主義か修得主義か,デジタルかアナログか,遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の <u>陥穽に陥らず</u>,教育の質の向上のために,発達の段階や学習場面等により,<u>どちらの良さも適切に組み合わせて活かしていく</u> 59

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実(現状のイメージ)

主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性 と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の 学習活動を振り返って次につなげる

対話的な学び

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え 方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める

深い学び

自ら学習を調整

の考え方を生かす

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特 質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に 関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成 したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基 に創造したりすることに向かう



話的で深い学び

学習指導要領 総則 第3|教育課程の実施と学習評価

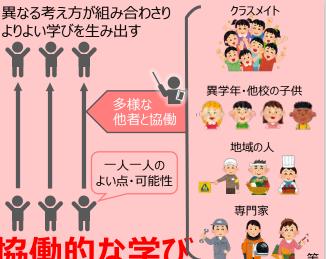
一体的に 充実

授業改善

学習指導要領 総則 第4 児童(生徒)の発達の支援



授業外の 学習の改善



これからの学校には……一人 一人の児童(生徒)が、自分 のよさや可能性を認識すると ともに、あらゆる他者を価値の ある存在として尊重し、多様な 人々と協働しながら様々な 社会的変化を乗り越え、豊か な人生を切り拓き、持続可能 な社会の創り手となることがで きるようにすることが求められる。

能力の育



学習を深め、広げる

重点的な指導

学習内容の確実な定着

各々の特性・学習 進度·学習到達度等

学習の個性化

各々の興味・関心・

キャリア形成の方向性等

履修主義 の考え方を生かす

、の学習状況に応じて学習内容を提供 ・一定の期間における個々人の学習の状況・成果を重視

自ら学習を調整

・集団に対して共通に教育を行う・一定の期間の中で個々人の多様な成長を包含

※本資料は、「教育課程部会における審議のまとめ」(令和3年1月25日中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会)に基づき、概念を簡略化し図等として整理したものである。

デジタル学習基盤が可能とする学びの姿(イメージ)

令和6年11月13日 中央教育審議会 デジタル学習基盤特別委員会資料

● 働き方改革

- 研修を含む校務処理の 負担軽減・効率化
- ロケーションフリーでの業務

●データ連携

- ・データの可視化による 学習指導等の高度化
- ●レジリエンス確保





校務DXのための環境

- 汎用のクラウドツールの活用
- 校務系・学習系ネットワークの統合
- 校務支援システムのクラウド化
- ダッシュボードの創出
- セキュリティの確保

【個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実】

個別最適な学び

指導の個別化 必要に応じた重点的 な指導や指導方法・ 教材等の工夫等によ る学習内容の確実な 定着を図る

ex.) 一人一人に合っ た教材の提供 学習の個性化 一人一人に応じた学 習活動や課題に取り 組む機会の提供によ り学習を深め、広げる

ウチ首を床め、広りで ex.) 子供の関心・特 性に応じた多様な 学び

協働的な学び

多様な他者との協働により、異なる考え方が組み合わさりよりよい学びを生み出す

ex.) 好きなタイミングで の他者参照や共同 編集

全ての子供を誰一人取り残すことなくこれからの社会を生きる資質・能力を育む



多様な子供たちにとって包摂的で、 主体的・対話的で深い学びの 一層の充実に資する学習環境の実現

加速

【デジタル学習基盤による情報活用の飛躍的充実】

情報活用の場面

収集 料

判断

表現

処理

創造

発信

伝達



組み合わせ

充実の具体的な姿

#すぐに

#いつでも #どこでも

1人1人に応じて # 大量に # 誰とでも

#何度でも

学びの専門職としての教師の役割

- ・個々の「情報」を一人一人の深い学びにつなげ、 資質・能力を育むための学習・指導の計画
- 適切な見取りと児童生徒への効果的な支援
- 主体的に学ぶことができる適切な学習環境整備

デジタル学習基盤の整備

- ✓ 児童生徒の端末
- ✓ デジタル教材・学習支援ソフトウェア
- ✓ 通信ネットワーク
- ✓ CBTシステム (MEXCBT)

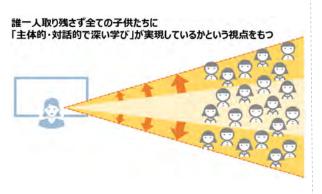
- ✓ 周辺機器
- ✓ 教育データ利活用
- ✓ デジタル教科書
- ✓ 情報セキュリティ



「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のための サポートマガジン「みるみる」抜粋(令和7年4月公表)

子供一人一人の多様性への着目

①図表

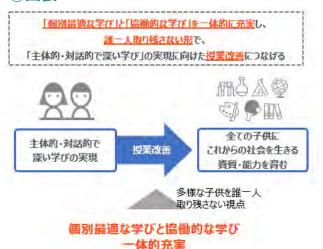


②本文抜粋

顕在化している子供の多様性の状況などを踏まえると、特定の指導方法や学習方法を全員に対して採用したからといって全ての子供の学びを「主体的・対話的で深い学び」にできるとは限らず、子供一人一人の興味関心や学習特性を踏まえながら、学びの実現を目指していくことが重要となります。こうしたことが、令和答申において「個別最適な学び」が提唱された背景にあります。

「主体的・対話的で深い学び」と「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の関係

①図表

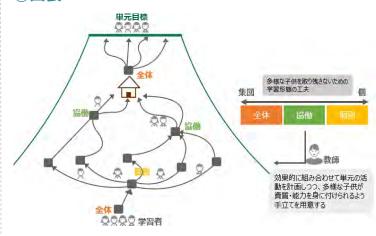


②本文抜粋

「主体的・対話的で深い学び」の実現を通じて、これからの社会で求められる「資質・能力」の育成を図るという学習指導要領の目指すものを、多様な特性を有する全ての子供に対して実現しようという視点が「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」です。(中略)

「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」 が盛んに授業研究のテーマとなっていくことは歓迎される ことですが、それ自体が目的化することがないよう、「主体 的・対話的で深い学び」を通じた資質・能力の育成とい う出発点に立ち戻って考えることが大切です。 「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のための学習形態・手立ての工夫

① 図表



②本文抜粋

単元の目標を達成するための一人一人異なる子供の学びの過程を見通して、全ての子供が単元の目標を達成できるよう、全体に指導する場面、協働が必要な場面、個別に学習を進める場面を効果的に組み合わせて単元を設計していきます。そしてそれぞれの学習場面において、ICTも効果的に活用しつつ、多様な子供たちが取り残されることなく資質・能力を育成できるように教材・発問や学習環境の工夫といった様々な手立てを効果的に用意します。

第三章 多様な子供たちを包摂する 柔軟な教育課程の在り方

(論点整理 P25~46関係)

(2) 義務教育段階(「調整授業時数制度」の創設等)

(論点整理 P30~34関係)

標準授業時数の規定

小学校学習指導要領 総則 解説(抄)

- ◆ 別表第1に定めている授業時数は、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら定めたものであり、各学校において年度当初の計画段階から別表第1に定めている授業時数を下回って教育課程を編成することは、上記のような学習指導要領の基準性の観点から適当とは考えられない。
- ◆ 災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第51条及び別表第1に反するものとはしない。

学校教育法施行規則 別表第一

小学校の標準授業時数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	306	315	245	245	175	175
社会	-	ı	70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科	-	1	90	105	105	105
生活	102	105	1	-	ı	-
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭	-	-	-	-	60	55
体育	102	105	105	105	90	90
特別の教科道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
総合的な 学習の時間	-	1	70	70	70	70
外国語活動	-	-	35	35	-	-
外国語	-	-	-	-	70	70
合計	850	910	980	1015	1015	1015

備老

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。) に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、特別の教科である道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。(別表第二から別表第二の三まで及び別表第四の場合においても同様とする。)

中学校の標準授業時数

	1年	2年	3年
国語	140	140	105
社会	105	105	140
数学	140	105	140
理科	105	140	140
音楽	45	35	35
美術	45	35	35
保健体育	105	105	105
技術・家庭	70	70	35
外国語	140	140	140
特別の教科道徳	35	35	35
総合的な 学習の時間	50	70	70
特別活動	35	35	35
合計	1015	1015	1015

備老

- この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級 活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。

単位授業時間の規定

小学校学習指導要領 総則(抄)

(ア) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階 及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること

小学校学習指導要領 総則 解説(抄)

…各授業時数の1単位時間を定めるに当たっては、学校教育法施行規則第51条別表第1に定める授業時数の1単位時間は45分とするとの規定は従前どおりとしており、総則でいう「年間授業時数を確保しつつ」という意味は、あくまでも授業時数の1単位時間を45分として計算した学校教育法施行規則第51条別表第1に定める授業時数を確保するという意味であることに留意する必要がある。すなわち、各教科等の年間授業時数は各教科等の内容を指導するのに実質的に必要な時間であり、これを確保することは前提条件として考慮されなければならないということである。

標準授業時数を確保した上で、1コマあたりの単位授業時間は 各学校が設定することは可能

年間最低授業週数の規定

小学校学習指導要領 総則(抄)

ア 各教科等の授業は、年間35週(第1学年については34週)以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。

小学校学習指導要領 総則 解説 (抄)

各教科等の授業時数を年間35週(第1学年については34週)以上にわたって行うように計画することとしているのは、各教科等の授業時数を年間35週以上にわたって配当すれば、学校教育法施行規則別表第1において定めている年間の授業時数について児童の負担過重にならない程度に、週当たり、1日当たりの授業時数を平均化することができることを考慮したものである。したがって、各教科等の授業時数を35週にわたって平均的に配当するほか、児童の実態や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当に工夫を加えることも考えられる。各学校においてはこの規定を踏まえ、地域や学校及び児童の実態等を考慮し、必要な指導時間を確保するため、適切な週にわたって各教科等の授業を計画することが必要である。

現行の教育課程の主な特例









日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程 <学校教育法施行規則第56条の2、第86条の2、第132条の3等>

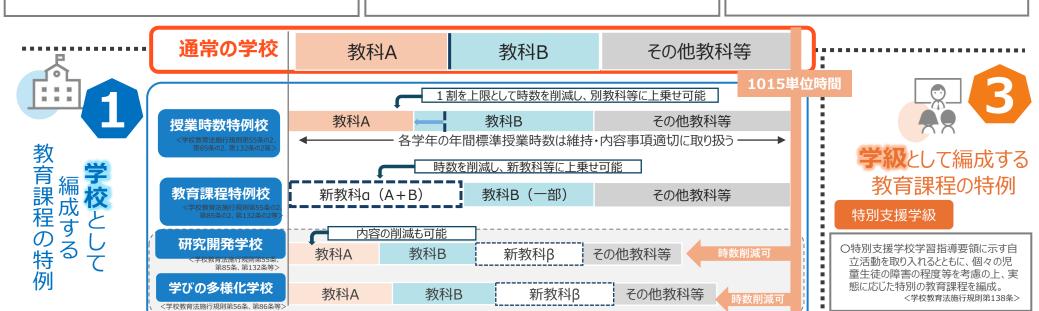
- 日本語に通じない児童生徒を対象とし、日本語で学校 牛活を営み、学習に取り組めるようにするための指導を実 施する
- ▶ 学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる
- ▶ 校長は、他の学校で受けた授業を在学する学校において 受けた授業とみなすことができる

障害のある児童生徒に対する通級による指導における 特別の教育課程 <学校教育法施行規則第140条等>

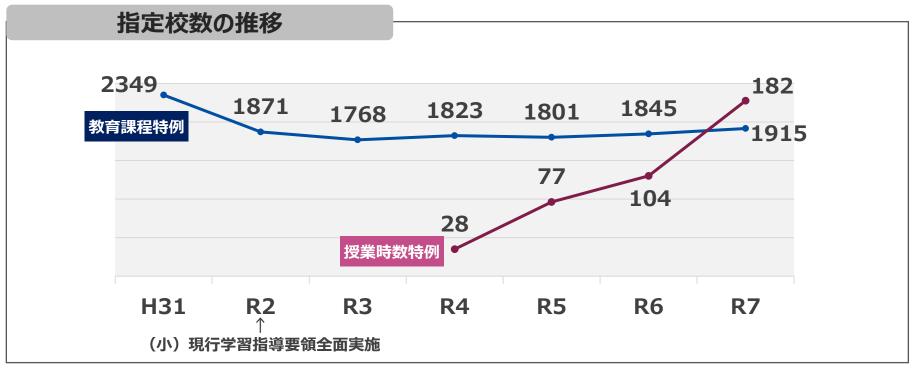
- 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、 注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、の 児童生徒を対象とし、障害による学習上又は生活上の困難 を改善し、又は克服することを目的とする指導を実施する
- ▶ 学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる
- ▶ 校長は、他の学校で受けた授業を在学する学校において受 けた授業とみなすことができる

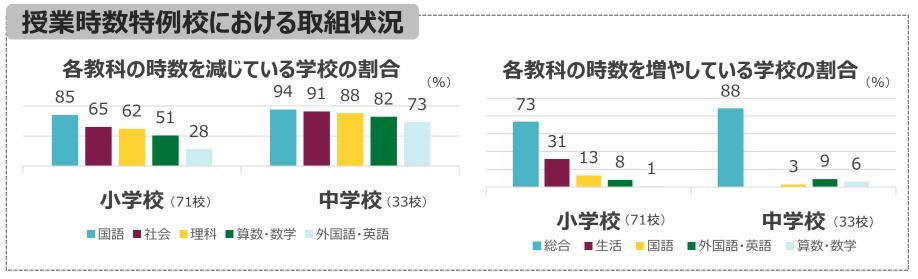
学齢を超過した者に対する特別の教育課程 (夜間中学) <学校教育法施行第56条の4、第132条の5等>

- 学齢を超過した者を対象とし、対象者の各学年 の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要 な内容の指導を実施する
- ▶ 学習指導要領を踏まえ、必要な時数・指導内 容を校長が判断する



教育課程特例校・授業時数特例校の状況





教育課程特例校制度

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度。 ※予算措置なし

指定の要件

- 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われているいること。
- 総授業時数が確保されていること。
- 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況 (令和6年4月現在)

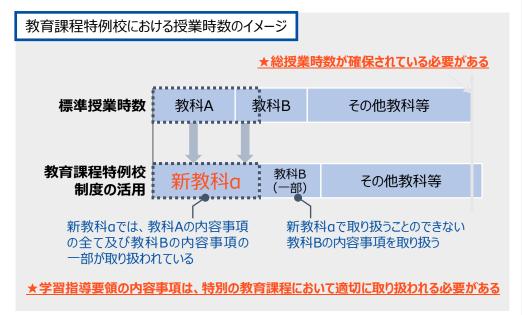
指定されている管理機関数: 225件

指定されている学校数 : 1,845校



【主な取組内容】

- 学校や地域の実態に照らした新教科等の設定
 - (例) 北海道羅臼町:理科、生活科、総合的な学習の時間 等を削減し、新教科「知床学」を設定
 - (例) 信州大学教育学部附属松本小学校:1~2 学年の既存の各教科をすべて統合・再整理し、「ことば」「かがく」「くらし」「ひょうげん」の4つの領域を新設
- 既存教科を英語で実施(イマージョン教育)
 - (例) 私立西大和学園中学校・高等学校:音楽・体育の 一部を英語で実施
- 学校段階間の連携による教育
 - (例) 東京都立川市:特別活動や総合的な学習の時間等を 削減し設定した新教科「立川市民科」により、小・中学校 が連携した学習活動を実施

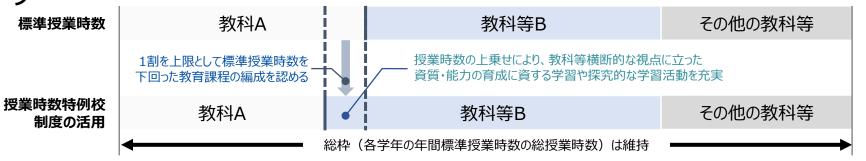


授業時数特例校制度

制度概要

- 義務教育段階において、学年ごとに定められた各教科等の授業時数について、総枠としての授業時数(各学年の年間の標準授業時数の総授業時数)は 維持した上で、1割を上限として各教科(※1)の標準授業時数を下回った教育課程の編成を特例的に認める制度。
- 下回ったことによって生じた授業時数を**別の教科等の授業時数に上乗せ**することで、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成 ^(※2) や探究的な学習活動の充実に資する教育課程編成の一層の推進を図る。
- 令和3年7月に制度創設し、令和4年4月から実施。
 - (※1) 音楽(中学校第2,3学年)、美術(中学校第2,3学年)、技術・家庭、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動を除く。
 - (※2) 学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)の育成や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成(伝統文化教育、主権者教育、消費者教育、法教育、知的財産教育、郷土・地域教育、海洋教育、環境教育、放射線教育、生命の尊重に関する教育、健康教育、食育、安全教育の充実など)が考えられる。

イメージ



学校の指定(学校教育法施行規則第55条の2、平成20年文部科学省告示第30号)

文部科学大臣が、以下の要件等を満たす学校を指定する。 (指定の要件)

- 学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われていること。
- 各学年の年間の標準授業時数の総授業時数が確保されていること。
- 児童生徒の発達の段階、各教科等の特性に応じた内容の系統性・体系性性配慮がなされていること。
- 保護者の経済的負担など、義務教育の機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童生徒の転出入など、教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況(令和6年4月現在)

指定されている管理機関数:27件

指定されている学校数 : 104校



主な取組内容

渋谷区 (全小学校) 探究的な学習活動の充実のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加し、午前に各教科の学習、午後に子どもの主体性を重視した探究を実施するカリキュラムを編成。

京都府京都市(義務教育学校)

伝統文化教育等の充実のため、音楽科の授業時数を増加。

宮崎県宮崎市 (中学校)

環境教育、食育、STEAM教育等の充実のため、総合的な 学習の時間の授業時数を増加。

私立星美学園 (小学校) 国際的・平和的な世界の担い手教育の充実等のため、生活、外国語活動、総合的な学習の時間等の授業時数を増加。 7

70

研究開発学校制度

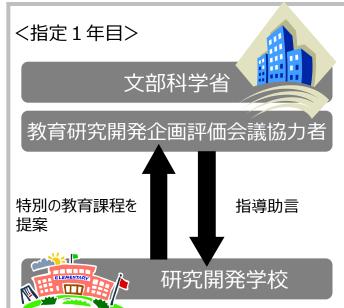
研究開発学校とは

教育課程の基準の改善に資する実証的資料を得るため、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成実施を認め、新しい教育課程、指導方法等について研究開発を行う(昭和51年度から開始)。

- 市町村教育委員会等の学校設置者からの申請に基づき文部科学大臣が指定(4年※平成24年度指定校までは3年)。
- 文部科学省が示す「研究開発の募集課題」や「研究開発の視点の例」に基づき、各学校の創意工夫により研究開発課題を設定。

※令和6年度の研究開発学校数は計25件、67校 令和6年度予算額64,442千円(令和5年度予算額68,360千円)

研究開発の推進イメージ例



研究開発学校は、文部科学省や教育研究開発企画評価会議協力者の指導助言を踏まえ、

- ①子供たちに育むべき資質・能力の明確化
- ②新設する教科等の教育課程上の位置付けや教育課程全体における新設する教科等 と既存の教科等との関係性の明確化
- ③新設する教科等の目標、内容の明確化
- ④特別の教育課程を実施した成果を分析するための評価方法や評価指標の決定 (併せて、成果検証の際に子供たちの変化を見るため、特別の教育課程を実施する前 段階での子供たちの状況を把握)

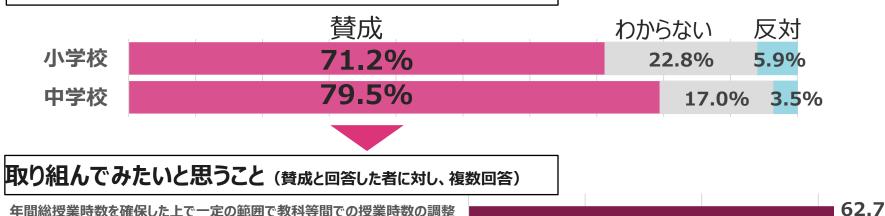
等を行う。

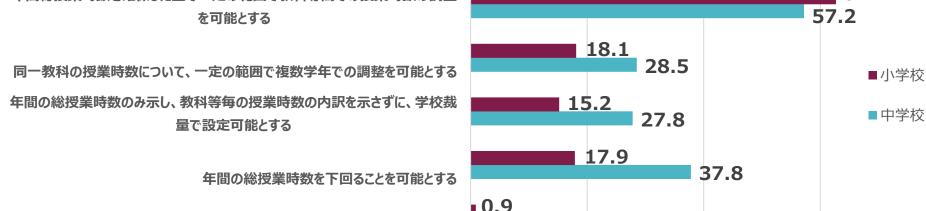
<指定2~4年目> 指定1年目に、文部科学省や教育研究開発企画評価会議協力者の指導助言も踏まえて編成した特別の教育課程を実施し、教育課程や指導方法を改善するとともに、特別の教育課程の編成により、子供たちがどのように変化したかなど、成果の検証を行っていく。

時数に係る学校裁量の拡大に関する学校の意識

- ●標準授業時数に関し、教育課程編成に係る学校の裁量を広げることについて、 小学校では約7割、中学校では約8割が賛成と回答。
- ●「年間総授業時数を確保した上で一定の範囲で教科等間での授業時数の調整を可能とする」ことを を取り組みたいこととして回答した割合が小・中学校ともに最も高い。

標準授業時数について学校の裁量を広げることについて





その他

(%)

現行制度における単位授業時間の多様な設定例

- ○実現したい教育活動の方向性等に応じて、総授業時数を確保した上で、単位授業時間を柔軟に運用している例が見られる。
- ○45分の単位授業時間を5分短縮するといったことに止まらず、15-20分の短い時間を設ける、100分といった長い授業時間を設ける、 短い時間と長い時間を組み合わせて活動の特質に応じて分けたり合わせたりするといった工夫が行われている。

95分

95分

95分

横浜市立奈良小学校

- ●午前中は40分×5コマを実施
- ●午後は20分・40分の1コマずつを実施 し柔軟に運用(例:20分を個別のス キル学習に充てる、20分と40分のコマ を組み合わせて60分じつくり探究する時 間を設ける等)

東浦町立緒川小学校

- 2コマ分を連続させたブロックを基本とし、 じっくりと学びに取り組む時間を確保
- ●児童の活動の実態に応じて、教科間の時間の切れ目は柔軟に運用

さいたま市立大宮国際中等教育学校

- ●50分2コマ分を連続させたタームを基本とし、 じっくりと学びに取り組む時間を確保。
- ●朝にオールイングリッシュでの表現活動を行う 時間を15分間設ける





【参考資料 2-①】

学習指導要領における学年の区分の状況(小・中学校)

- 総則では特に示す場合を除き、各教科等の内容に係る事項の記載順は指導の順序を示すものではないことを示しているが、当該特に示す場合として、各教科等においては学年の区分を示しており、その場合当該学年において指導する必要がある。(「内容の取扱」において更に特別な定めがある場合もある)
- 教科の系統性や発達段階を踏まえた指導内容を確保する役割を果たす一方、カリキュラム・マネジメントの自由度を狭めている、学習内容の習熟の早い子供・遅い子供を広く受け止める教育課程編成がしにくいといった課題もある。

小学校学習指導要領(平成29年告示)第1章 総則 ※中学校も同旨 第2第1節3(1) 内容等の取扱い

- り 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
- 工 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を児童や学校、地域の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、 いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。

小学校

内容の取扱(特別の定め) 各教科における内容の示し方 ※学習指導要領の記載を基に記述は簡素化している 各教科等 学年区分 前学年において初歩的な形で取り 上げたり、後学年で程度を高めて 国語 3-4 5-6 取り上げたりするなどして、弾力的に 指導すること 社会 各学年の内容は、次学年以降に 算数 1 2 3 おいても必要に応じて継続して指 3 4 5 6 導すること 理科 生活 1-2 「A家族・家庭生活」の(1)のアにつ いては、2年間の学習の見通しをも 音楽 1-2 3-4 5-6 たせるために、第5学年の最初に履 修させること 3-4 図画工作 1-2 5-6 体育の「A体つくり(の)運動(5-6 家庭 遊び) 」については、2 学年間に わたって指導するものとする 体育 1-2 3-4 5-6 保健については各学年で指導す る項目を指定している 外国語 5-6 各学年段階の内容項目について 道德 1-2 3-4 5-6 、相当する各学年において全て取り 上げることとする 外国語活動 3-4 総合的な学習 内容は各学校で設定 全ての学年において、学級活動の の時間 各活動、学校行事の各行事を指 特別活動 1-6 ┆導する。

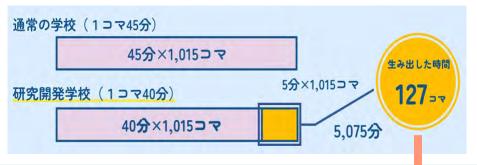
中学校

内容の取扱(特別の定め) 各教科における内容の示し方 各教科等 学年区分 必要に応じ前後の学年で取り上げることもで 2 国語 第1、第2学年を通じて地理的分野及び歴 社会 1-3 史的分野を並行して学習させることを原則と すること 数学 第3学年において歴史的分野及び公民的 分野を学習させること 理科 1-3 各学年の目標達成に支障のない範囲で当 音楽 2-3 1 該学年の内容の一部を軽く取扱い、それを 後学年で指導することができる 美術 2-3 1 学年の目標を逸脱しない範囲で、後学年の 内容の一部を加えて指導することもできる (体育) 1-2 3 新たな内容を指導する際には、既に指導し 保健体育 た関連する内容を意図的に再度取り上げ、 (保健) 1-3 学び直しの機会を設定すること 技術·家庭 1-3 各学年において、技術分野及び家庭分野 のいずれも履修させること。 外国語 1-3 家庭分野の内容の「A家族・家庭生活」の (1)については、中学校における学習の見通 道德 1-3 しを立てさせるために、第1学年の最初に履 修させること 総合的な学習の時間 内容は各学 校で設定 内容項目について、各学年において全て取り 特別活動 1-3 上げることとする。

研究開発学校の取組(目黒区立中目黒小学校・愛荘町立秦荘西小学校)

1. 特例の概要

授業の1単位時間を45分から40分に変更し、午前中に5コマの授業を行った上で、標準総授業時数を下回って時間を生み出し、 その時間を活用し、子供の主体性を重視した教育活動、教員研修や教科担任制等を有効に機能させるための情報共有等を実施。





- 通常の授業の中でもICTを活用することで、短くした1コマの中でも効果的な指導を行う。
- 1コマが短くなったことで、通常の授業においても、単元としてのつながりや、見方・考え方を働かせる授業デザインをより意識した授業を展開。

2. 生み出した時間の使い道

目黒区

○子供が教材・ペースを自分で選びながら学ぶ単元内自由進度学習(マイプラン学習)を行ったり、子供たちが自分でテーマを決めて主体的に学ぶ時間(フリースタイルプロジェクト)を設けたりするなど、子供の主体的な学びを重視した教育活動を展開。教員の研修や授業準備等も実施。



マイプラン学習

- マイプラン学習の時間では、自分の学びたい場所で、自分でペースを決めながら学ぶ。
- 一人で学びに向かうことも、友達と協働的に学ぶこともできる。
- ICTを活用することで、一人一人の学びの進度等を効果的に 把握。

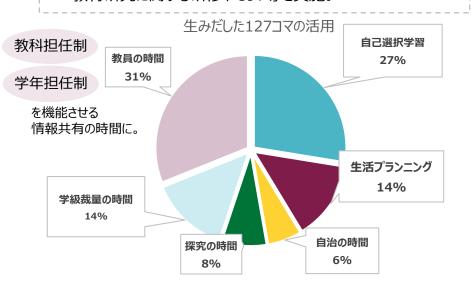


フリースタイルプロジェクト

- フリースタイルプロジェクトでは、ギターの探究など、自分の興味 関心に応じて自ら課題を設定し、主体的に探究に取り組む。
- 各教科等で学んだことを生かしながら、一人一人が違う課題に 取り組み、成果を発表する。

愛荘町

○自己調整力を育成する時間に充てたり、教員間での児童に 関する共通理解を図るための情報交換や相談、授業づくり・ 教材研究に関する研修やOJT等を実施。



週当たり授業時数について

週当たり授業時数に係る考え方

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)(抄)

国が定める年間の標準授業時数の 1,015 単位時間を 35 週 (※1) にわたって実施することを前提に、<u>週当たり 29 単位時間の授業を行う必要があるとの認識が学校には根強く、標準授業時数を大幅に上回った教育課程編成の見直しを学校が実施することが困難</u>との指摘もある。しかし、実際には年間の授業日数は 200 日程度(40 週)が一般的であり、<u>必ずしも 1,015 単</u>位時間を確保するために週 29単位時間の授業を実施する必要はない (※2)。

- ※1 小学校学習指導要領の総則においては、「各教科等の授業は、年間35週(第1学年については34週)以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする」と記載がある。中学校でも同様。
- ※2 年間の標準授業時数1,015単位時間を週当たり27単位時間で実施した場合、1015単位時間=27単位時間×37.6週(188日)となる。

年間の総授業日数の平均※令和6年度計画ベース 小学5年 202.4日 中学2年 203.0日 35週で実施する場合の週当たりコマ数

1015単位時間÷35週=29単位時間/週

週当たり授業時数の実態

小学校、中学校いずれも週当たり授業時数を28コマ以下で設定する学校の割合が増えているが、

小学校5年では約60%、中学校2年では約75%の学校は29コマに設定している。





出典:令和6年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査

R7年度 研究開発学校

~多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程の編成~

- 1単位時間を短縮して生み出された時間を用いて、
 - ・児童生徒一人一人の興味・関心や学習上の課題等に応じて柔軟に学びを選択できる時間
 - ・体験活動、表現力や対話力を育成する活動など学習の素地を高める時間
 - ・教師の研修や授業改善のための時間 等に充当。

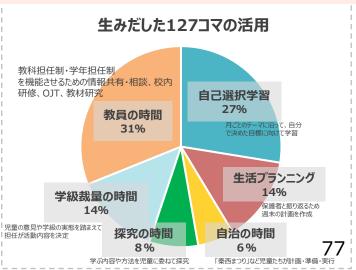


管理機関: 9 都道府県

(設置者等)

学校数:46 (小:38 中:8)

滋賀県愛荘町の取組(愛荘町立秦荘西小学校 ほか1校)



教育課程柔軟化サキドリ研究校事業 概要

趣旨

- 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂し、一人一人の可能性を輝かせる柔軟な教育課程編成を促進するため、中央教育審議会における次期学習指導要領に向けた検討において「調整授業時数制度」(※)の創設について検討中。全国の教育委員会や学校から、令和7年度から先行的に取り組んでいる研究開発学校と同様に、柔軟な教育課程の実施に取り組みたいとの声が多数寄せられている。
 - (※)各学校の判断により、各教科の標準授業時数を調整して教育課程を編成することを可能とし、生み出した時数を他教科等や「裁量的な時間」に充当可能とするもの。
- 柔軟な教育課程を編成・実施する上では、より一層、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや教育委員会等による伴走支援・指導助言が重要となり、これらの知見の蓄積が、制度導入後の教育課程の質に直結することとなる。
- 「調整授業時数制度」の導入後、各学校が創意工夫ある教育課程を円滑に編成・実施することができるよう、全国各地の教育委員会・学校が 教育課程の柔軟化の具体や手法についてある程度のイメージを持ち、知見を蓄積できるよう後押しをする仕組み(教育課程柔軟化サキドリ 研究校事業)を創設。
 - ※本事業は、研究開発学校制度の下での教育課程の柔軟化の主な先行事例及び現行の授業時数特例校制度を念頭に置きつつ、「調整授業時数制度」の導入に先立って、まずは一定の範囲での教育課程柔軟化の試行事例を全国各地に生み出そうとするものである。実際の「調整授業時数制度」の制度設計は今後中央教育審議会において検討されるものであり、本事業とは同一の仕組みとはならない可能性があることを前提とする。

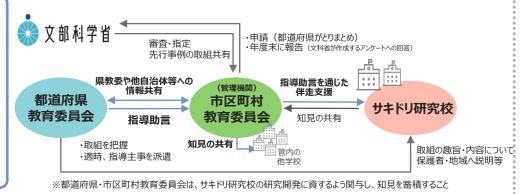
事業概要

●「調整授業時数制度」導入後の全国における円滑な制度実施に向け、研究開発学校とは別に、「調整授業時数制度」を先取りするような形で教育 課程を編成・実施し、研究開発を行うことができる学校(サキドリ研究校)を文部科学大臣が指定する。

サキドリ研究校事業における教育課程の特例の内容

サキドリ研究校においては、先行事例を踏まえ、<u>調整授業時数は対象教科等</u> (※1) <u>ごとに 10%程度を上限</u>とし、使途として以下に活用可能とする。 その際、①~③にどのように活用するのかについては教育委員会、学校が子供や地域の状況を踏まえて判断することとする。

- ①既存の各教科等への上乗せ
- ②教科の新設
- ③裁量的な時間 (ア)子供の資質・能力の育成に特に資する教育活動 (※2) (イ)教師の組織的な研究・研修等
- ※1 年間35単位時間以下を標準としている教科等は、対象外
- ※2 標準授業時数が設定されていない学校行事や児童会・生徒会活動は含まれない
- ※3 ①②合わせて30コマ程度まで、③ (ア)と(イ)それぞれ30コマ程度まで



対象

全国の公立小中学校等

- ※ 義務教育学校、中等教育学校前期課程を含む。
- ※ 各都道府県・指定都市につき5校程度を上限として指定。
- ※ 各都道府県・指定都市における申請校には中学校を含むこととする。

指定期間

令和8年度から令和10年3月までの2年間を想定 ※「調整授業時数制度」の施行時期を踏まえて変更の可能性あり

スケジュール

各学校における取組開始 令和8年4月~

小・中学校における授業の準備や運営等をデジタル環境で行うことによる時間短縮の程度に関する調査(学会等未発表データ,速報値)

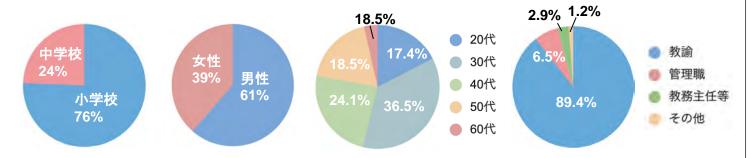
調査対象地域 · 学校等

全国の公立・私立の小学校・中学校に在籍する教師

回収数

回答数 375人 有効回答数 340人

調査回答者の属性



調査方法・調査項目

Webフォームによる。フェイス項目5項目、①授業の準備等:9項目の質問に対して、デジタル活用前・デジタル活用以後を問う計18項目、②授業の運営:14項目の質問に対して、デジタル活用前・デジタル活用以後を問う計28項目

調査期間

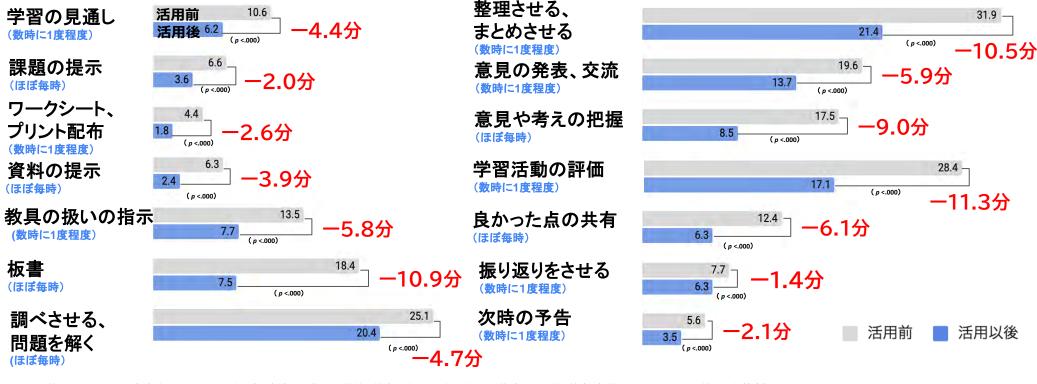
2025年3月4日から3月9日までの5日間

西本壇, 伊藤真紀, 杉本啓馬, 佐藤和紀, 堀田龍也

小・中学校における授業の準備や運営等をデジタル環境で行うことによる時間短縮の程度に関する調査 日本教育工学会研究報告集, Vol.2025, No.1:発表予定(2025.5.24.京都外国語大学)

デジタル学習基盤による授業運営の効率化

- デジタル学習基盤の活用により授業運営に関わる諸活動の効率化が可能との調査結果
- 同じ活動を行う場合でも、デジタル学習基盤の整備・活用状況に応じて効率化の程度が異なる可能性



- ※各質問項目について、当該活動1回あたりの所要時間(分)を調査し、平均値を算出。デジタル活用前後の平均時間から差を算出。(p値はウィルコクソンの符号順位検定)
- ※青字は各活動の概ねの発生頻度 (1人1台の端末活用歴4年~5年の教員3人で議論し合意したもの)
- ※西本壇、伊藤真紀、杉本啓馬、佐藤和紀、堀田龍也(2025)小・中学校における授業の準備や運営等をデジタル環境で行うことによる時間短縮の程度に関する調査、日本教育工学会研究報告集、2025(1):発表予定

諸外国の授業時数等の示し方

授業週数・日数、総授業時数、各教科の授業時数、単位授業時間の示し方は各国で様々であり、大きく以下の3つに分類できる。

- ①年間授業週数・日数もしくは総授業時数まで国(州)として示し、各教科の授業時数や単位授業時間は自治体や学校に裁量を委ねる
- ②年間授業週数や総授業時数に加え、各教科の授業時数まで国(州)として示し単位授業時間は自治体や学校に裁量を委ねる
- ③年間授業週数・日数や総授業時数、各教科の授業時数の定めに加え、単位授業時間まで国(州)として示す

分類	国名	授業调数・日数の定め	総授業時数の定め	各教科の授業時数の	定め	単位授業時間
刀規	四石	技未処数・口数のため	稲技未付数のため	定めの有無	時数の単位	の定め
1	イギリス (イングランド)	<mark>定めあり</mark> <u>年間最低授業日数</u> (190日)を 基準 として示す	定めなし	定めなし	_	定めなし
	カナダ (ブリティッシュ コロンビア州)	定めなし	<mark>定めあり</mark> 複数学年ごとに <u>年間最低授業時数</u> を示す	定めなし	_	定めなし
2	オーストラリア (クイーンズランド州)	<mark>定めあり</mark> 学年ごとに <u>年間授業週数を</u> 標準 として示す	定めなし	定めあり 学年ごとに <u>週最低授業時数と</u> 年間 最低 授業時数を示している*1	時間 (hour)	定めなし
Ø	フランス	<mark>定めあり</mark> 年間36週を <u>基準</u> として示す	<mark>定めあり</mark> 複数学年ごとに 週授業時数を 基準 として示す	<mark>定めあり</mark> 複数学年ごとに <u>週授業時数と年間授業時数</u> を 基準 として示す* ²	時間 (hour)	定めなし
	韓国	<mark>定めあり</mark> 年間34週を <u>基準</u> として示す	<mark>定めあり</mark> 複数学年ごとに 最低 授業時数を示す	<mark>定めあり</mark> 複数学年ごとに <u>年間授業時数</u> を 基準 として示すが 20%の範囲で増減可能	単位授業 時間数	標準として定めるが変更可 小学校の場合40分、 中学校の場合45分
3	中国	<mark>定めあり</mark> 年間39週を <u>基準</u> として示す	定めあり 学年ごとに週授業時数及び 年間授業時数を 基準 として示す	定めあり 学年ごとに 総授業時数における 時間配分の上限と下限を示す	単位授業 時間数	標準として定めるが変更可 小学校の場合40分、 中学校の場合45分
	ドイツ (バーデン・ ヴュルテンベルク州)	定めなし	<mark>定めあり</mark> 学校種ごとに週授業時数を 基準 として示す	定めあり 学校種ごとに 週授業時数を <u>基準</u> として示し 各学年への配分割合を調整可能	単位授業 時間数	標準として定めるが変更可 45分
	フィンランド	<mark>定めあり</mark> 年間190日、 年間38週を <u>標準</u> として示す	<mark>定めあり</mark> 複数学年ごとに 週 最低 授業時数を示す	<mark>定めあり</mark> 複数学年ごとに <u>週最低授業時数</u> を示す	単位授業 時間数	標準として定めるが変更可 45分

表全体注記:各学校に一定の裁量を持たせる記述が参考資料や原典資料から明確に確認できるものは「標準」として記載し、確認できないものは「基準」として記載しているが、法規範性の有無やその程度については不明。

^{※1:}小学校段階においてのみ週最低授業時数も定められている。

^{※2:}小学校段階においてのみ年間授業時数も定められており年間授業時数を確保していることを条件に週授業時数を調整することができる。

イギリス(イングランド)の授業時数等に関する概要

- 年間最低授業日数は法律で190日と定められている。
- 国が定める教育課程の基準は存在するが、年間授業時数、教科の授業時数、単位授業時間の定めはなく、教育水準局 (OFSTED)による監査を行い全国的な教育内容の質保証を図っている。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

キーステー	-ジ (KS)	KS1	KS2	KS3	KS4
	年齢	5-7	7-11	11-14	14-15
	学年	1-2	3-6	7-9	10-11
	英語	*1	•	•	•
中核教科	算数・数学	•	•	•	•
	理科	•		•	•
	美術・デザイン	•	•	•	
	市民性教育			•	1111
	コンピューティング*2	•		•	•
	デザイン・技術	•	•	•	11
基礎教科	外国語*3		•	•	
基礎教科	地理	•	•	•	
	歴史	•	•		
	音楽	•	•	•	
	体育	•	•	•	•
2. as file	宗教	•	•	•	•
その他	PSHE*4			-	

出典: Department for Education(2014, p.7), 植田(2021)を参考に筆者作成。

- *1 ●は必修科目。空欄は選択科目であるが、学校ごとに開設方法の裁量が与えられている (例えば音楽と ICT の合科授業や、英語と演劇を同一科目で扱うなど)。
- *2 「情報通信技術(ICT)」から「コンピューティング(Computing)」へ名称変更(2014年)。 *3 KS2 では外国語, KS3 では現代外国語となる。
- *4 PSHE(人格・社会性・健康教育, KS3 では人格・社会性・健康・経済教育)は法令上の必修 科目とはされていないが、ナショナル・カリキュラムで「全学校は良い実践例を参考にして PSHEへの対応をすべき」(Department for Education, 2014, p.5)と示されている。

◆時間割例 (Morningside小学校 第1学年の事例より)

• 教科に応じて授業時間を変更し、弾力的な時間割編成としている点が特徴である

	授業 時間	月	火	水	木	金			
9:00~9:15	15分	手習い* ¹	手習い	手習い	手習い	手習い			
9:15~9:45	30分	フォニック ス*2	フォニック ス	フォニック ス	フォニック ス	フォニック ス			
9:45~10:30	45分	ライティン グ	ライティン グ	ライティン グ	ライティン グ	算数			
10:30~ 10:45	_		休憩						
10:45∼ 11:00	15分	読み 聞かせ	読み 聞かせ	読み 聞かせ	読み 聞かせ	集会			
11:00~ 11:45	45分	リーディン グ	リーディン グ	リーディン グ	リーディン グ	リーディン グ			
11:45~ 12:00	15分	算数の 集い	算数の 集い	算数の	算数の 集い	算数の 集い			
12:00~ 12:15	15分	集会	集会	集い	集会	物語			
12:00~ 13:00	_			ランチ					
		宗教 (-)	算数 (45分)	PSHE (30分)	算数 (45分)	算数 (45分)			
13:00~ 15:20	140分	休憩 (-)		音楽 (45分)					
		体育 (65分)	トピック (95分)	算数 (-) 読み聞かせ	トピック (95分)	トピック (95分)			
		15	5:20 下校						

^{※1:}字の書き方の伝授を指す。

^{※ 2:} 英語の綴りと発音の規則性を学び、英語の読み方や書き方の伝授を指す。 (出典) 「Morningside Primary School Our School Day」より仮訳。

カナダ(ブリティッシュコロンビア州)の授業時数等に関する概要

- 第1学年から第7学年までの年間最低授業時数は各878時間(1時間 = 60分)、第8学年から第12学年までは各952時間と定 められている。
- 各教科の授業時数や単位授業時間の定めはない。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

学 年	K	1	2	3	4	5	6	7	8	9
英語またはフランス語*										
*フランス語は、フランス語話者またはフラン										
ス語イマージョンプログラム履修者が対象										
算数/数学										
科学										
社会										
保健体育										
芸術										
キャリア教育										
応用デザイン・スキル・技術 (Applied Design, Skills and Technologies)										
言語(手話、コアフレンチ、ドイツ語、イタ リア語、日本語、韓国語、中国語、パンジャ ビ語、スペイン語)										

Required Areas of Learning in an Educational Program Order (Ministerial Order 295/95) 及び Educational Program Guide (M333/99) をもとに作成。

(補足) 卒業要件として10学年を対象に数学の習熟度を測る評価を実施しており、一部の教科に おいては教育内容の質保証の仕組みを設けている。

◆時間割例 (Lord Byng中学校の事例より)

60分と80分の授業時数を組み合わせて時間割を編成してい る点が特徴である

	月	火	水	木	金
FIT*	8:40~ 9:20 (40分)				8:40~ 9:20 (40分)
ブロック1	9:20~	8:40~	8:40~	8:40~	9:20~
	10:20	10:00	10:00	10:00	10:20
	(60分)	(<mark>80分</mark>)	(80分)	(80分)	(60分)
休憩	10:20~	10:00~	10:00~	10:00~	10:20~
	10:30	10:10	10:10	10:10	10:30
ブロック2	10:30~	10:10~	10:10~	10:10~	10:30~
	11:30	11:30	11:30	11:30	11:30
	(60分)	(<mark>80分</mark>)	(80分)	(80分)	(60分)
ランチ	11:30~	11:30~	11:30~	11:30~	11:30~
	12:15	12:15	12:15	12:15	12:15
ブロック3	12:15~	12:15~	12:15~	12:15~	12:15~
	13:35	13:15	13:35	13:15	13:35
	(<mark>80分</mark>)	(<mark>60分</mark>)	(80分)	(60分)	(80分)
休憩	13:35~	13:15~	13:35~	13:15~	13:35~
	13:40	13:20	13:40	13:20	13:40
FIT*		13:30~ 14:00 (<mark>30分</mark>)		13:30~ 14:00 (30分)	
ブロック4	14:40~	14:00~	14:40~	14:00~	14:40~
	15:00	15:00	15:00	15:00	15:00
	(20分)	(60分)	(20分)	(60分)	(20分)

※: FITはFlexible Instructional Timeの略。生徒が自身の関心や進捗状況に応じて多様な学習活動 を行う時間を指す。

83

オーストラリア(クイーンズランド州)の授業時数等に関する概要

- 学習領域(教科に該当)毎に、学年別の年間最低授業時数と週最低授業時数が示されている*1。
- 標準授業時数の表は1時間=60分で記載されているが、単位授業時間の定めはない。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

学習 領域	時間	Prep	学年1	学年2	学年3	学年4	学年5	学年6
英語	年単位	280	280	280	280	280	240	240
- 英韶	週単位	7	7	7	7	7	6	6
算数・	年単位	200	200	200	200	200	200	200
数学	週単位	5	5	5	5	5	5	5
保健体育	年/ バンド 単位	80	_	60 間/年)	_	60 間/年)	160 (80時間/年)	
	週単位	2	:	2	:	2		2
	年単位	20	20	20	40	40	60	60
科学	週単位	30分	30分	30分	1	1	1時間 30分	1時間 30分
1 4	年単位	20	20	20	40	40	60	60
人文・ 社会科学	週単位	30分	30分	30分	1	1	1時間 30分	1時間 30分
芸術	年/ バンド 単位	40	80 120 12 (40時間/年) (60時間/年) (60時間					
	週単位	1		1	1時間	30分	1時間	30分
技術	年単位	20		0 間/年)	8 (40時	0 間/年)	(50時)() 間/年)
	週単位	30分	30	分			1時間]15分
言語	年/ バンド 単位	20	_	0 間/年)	8 (40時)	-	8 (40時)	間/年)
	週単位	30分		1		l	1時間	30分

※:灰色塗りつぶし枠はオプション。P-9年生までは40週、10年生は38週が授業週とされている。

(補足) オーストラリアン・カリキュラムに基づき悉皆の全国調査(毎年)を実施し、教育内容の質保証を図っている。

◆時間割例

(Brisbane South State中等教育学校 中学校の事例より)

• 各コマに20分、40分、55分、90分の授業時間を弾力的に割り当て時間割を編成している点が特徴である

月	火	水	木	金
探求型学習	探求型学習	探求型学習	体育	全体集会
8:40~9:20	8:40~9:20	8:40~10:00	8:40~10:10	8:40~9:20
(40分)	(40分)	(20分)	(90分)	(40分)
レッスン 1	レッスン 1	レッスン 1	探求型学習	レッスン 1
9:20~10:15	9:20~10:15	10:00~10:40	10:10~10:30	9:20~10:15
(55分)	(55分)	(40分)	(20分)	(55分)
レッスン 2 10:15~11:10 (55分)	レッスン 2 10:15~11:10 (55分)	レッスン 2 10:15~11:10 (55分)	休憩 1 10:30~10:55	レッスン 2 10:15~11:10 (55分)
休憩 1 11:10~12:00	休憩 1 11:10~12:00	休憩 1 11:10~12:05	レッスン 2 10:55~11:35 (40分)	休憩 1 11:10~12:00
レッスン3	レッスン 3	レッスン 3	レッスン 3	レッスン 3
12:00~12:40	12:00~12:40	12:05~12:45	11:35~12:15	12:00~12:40
(40分)	(40分)	(40分)	(40分)	(40分)
レッスン 4	レッスン 4	レッスン4	レッスン 4	レッスン 4
12:40~13:20	12:40~13:20	12:45~13:25	12:15~13:10	12:40~13:20
(40分)	(40分)	(40分)	(55分)	(40分)
休憩 2				
13:20~13:55	13:20~13:55	13:25~13:55	13:10~13:55	13:20~13:55
レッスン 5				
13:55~14:50	13:55~14:50	13:55~14:50	13:55~14:50	13:55~14:50
(55分)	(55分)	(55分)	(55分)	(55分)

⁽出典)

https://brisbanesouthssc.eq.edu.au/SupportAndResources/FormsAndDocuments/D

フランスの授業時数等に関する概要

- 複数もしくは単学年ごとに、週授業時数及び年授業時数が示され*1、教科ごとに学年段階に応じた授業時数が割り当てられている。 中学校では各教科の週授業時数内で個別支援や教科横断的活動に充てることが可能である。
- 単位授業時間の定めはなく、学校の裁量で55分ないし50分で設定されている場合が多い。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

	第2学習期	第34	学習期	第4*	学習期	
	小学校 第 1~3 学年	小学校 第4,5学年	中学校 第1学年	中学校 第2,3学年	中学校 第4学年	
フランス語	10時間	8時間	4.5時間	4.5時間	4時間	
数学	5時間	5時間	4.5時間	3.5時間	3.5時間	
M Ga = II	1 F 04 FF	C 5 01 88	4 01-00	3 時間 (第一)	3 時間 (第一)	
外国語	1.5 時間	1.5 時間	4 時間	2.5 時間 (第二)	2.5 時間 (第二)	
体育	3時間	3 時間	4時間	3時間	3時間	
芸術	2時間	1.50	-			
美術		0.014.000	1時間	1.時間	1時間	
音楽	1000	2時間	1時間	1時間	1時間	
歴史・地理		1.5 時間	2.01.66	o pt-HH	2.5.8688	
道德公民教育	1時間	1時間	3時間	3 時間	3.5 時間	
世界への問い	1.5 時間				_	
理科	-	n n± HH	on±:HH		-	
技術	-	2時間	3時間	1.5 時間	1.5 時間	
生物・地学	_	-	-	1.5 時間	1.5 時間	
物理・化学		3-	\sim	1.5 時間	1.5 時間	
芸術史	-		授	業時間配当無し		
メディア情報教育		17-16		授業時間	配当無し	
週合計	24 時間	24 時間	25時間	26 時間	26 時間	

出典:小学校は2015年11月9日省令。中学校は2024年3月15日付省令

(補足) 視学制度を用いて学校における教育内容の監督等を実施し、教育内容の質保証を図っている。

◆時間割例 (Jean Mounes中学校の事例より)

• 45分単位のコマ数も一部みられるが、原則55分単位の授業 時数で各教科に時間が割り振られている

	授業 時間	月	火	水	木	金
8:25~ 9:20	55分	物理· 化学	数学	歴史・ 地理	ドイツ語*	体育
9:25~ 10:10	45分	CDI (情報 資料室)	歷史· 地理	フランス語	生物· 地学	体育
朝休憩	_					
10:35~ 11:30	55分	技術	体育	数学	英語	歴史・ 地理
11:30~ 12:25	55分		体育	英語		
昼休憩	_					
13:00~ 13:55	55分	学級 生活の 時間	FSE (社会 教育 団体)*		数学	数学
14:00~ 14:55	55分	フランス語	英語	スポーツ 協会*	フランス語	音楽
午後休憩	_					
15:10~ 16:05	55分	英語	フランス語	スポーツ 協会*	フランス語	体操クラス *又は 宿題 支援*
16:10~ 17:05	55分	美術	数学		学習*	体操クラス *又は 宿題 支援*

^{*:}いずれもオプション

とを条件に週授業時数を調整することができる。

⁽出典)『国立教育政策研究所『諸外国の教育課程改革の動向』(2022年3月)参照。 *1:小学校段階においてのみ年間授業時数も定められており年間授業時数を確保しているこ

韓国の授業時数等に関する概要

- 授業週数は年間34週を基準とする。学年群ごとの年間授業時数は最低授業時数であり、各教科(群)及び創意的体験活動に 充てられている授業時数は20%の範囲で増減が可能である。
- 小学校の1単位授業時間は40分、中学校は45分が原則だが、気候及び季節、発達の程度、学習内容の性格、学校の実情などを考慮して弾力的に編成・運営できる。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

	学 校		初等学校		中学校
	学年群	1~2	3~4	5~6	1~3
	国語	482	408	408	442
	社会/道徳	ただしい生活 144	272	272	510
教	数学	256	272	272	374
科群	科学/実科/ 情報(中学校のみ)	かしこい生活 224	204	340	680
	体育	たのしい生活	204	204	272
	芸術(音楽/美術)	<u>400</u>	272	272	272
	英語	-	136	204	340
	選択	_	-	-	170
	創造的体験活動	238	204	204	306
	年間授業時数	1,744	1,972	2,176	3,366

表注1:表中の太字下線は、旧課程から変更された箇所を示している。

表注 2:1 時間の授業は初等学校は 40 分、中学校は 45 分を原則とするが、気候及び季節、児童・生徒の 発達の程度、学習内容の性格、学校の実情などを考慮して弾力的に編成・運営できる。

表注3:学年群の教科群別及び創意的体験活動の時間配当は、年間34週を基準とし、初等学校は2年間、中学校は3年間の基準授業時数を示したものである。

表注 4: 学年群ごとの総授業時数は最少授業時数を示したものである。

表注5:実科の授業時間は、5~6年生の科学/実科の授業時数にのみ含まれる。

表注 6:情報教育は実科の情報領域時数と学校自律時間等を活用し初等学校は 34 時間以上、中学校は 68 時間以上編成・運営する。

表注 7: 初等学校第 1~2 学年には、合科教科として、「ただしい生活」(道徳)と「たのしい生活」(体育と音楽、美術の合科教科)、「かしこい生活」(社会と理科の合科教科)が設けられている。

(補足)教育省が定める学校評価に係る基本計画の下、各地方で教育課程の適切性等を自律的に評価している。

◆時間割例 (ソウル市ウンジョン小学校の事例より)

40分の単位授業時間に基づいて一律に時間が割り振られている点が特徴である

	授業時間	開始	終了
登校及び朝活動	_	-	9:00
1時間目	40分	9:00	9:40
休み時間	_	9:40	9:50
2 時間目	40分	9:50	10:30
休み時間	_	10:30	10:40
3時間目	40分	10:40	11:20
休み時間	_	11:20	11:30
4時間目	40分	11:30	12:10
お昼休み	_	12:10	12:50
5 時間目	40分	12:50	13:30
休み時間	_	13:30	13:40
6 時間目	40分	13:40	14:20

中国の授業時数等に関する概要

- 学年ごとに、週授業時数と年間授業時数、総授業時数に対する各教科の配分割合(上限と下限)が示されている。
- 単位授業時間は小学校40分、中学校は45分と示されているが、学校の裁量で調整可能である。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

					学年					総時間数に対す
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	る比率 (%)
国が定め		6~8%								
る課程		20~22%								
		13~15%								
	外国語								6~8%	
	歴史、地理							3~4%		
		科学 物理、化 (或い)								8~10%
1		情報科学技術						1~3%		
	体育と健康									10~11%
	芸術									9~11%
	労働									
	総合実践活動									
地方が定 める課程		省レベルの教育行政機関が計画し、設置								
学校が定 める課程		学校が規定に基づき設置								
週時間	26	26	30	30	30	30	34	34	34	
年時間	910	910	1050	1050	1050	1050	1190	1190	1122	9522

表注1:時間數は単位時間。1単位時間は第1~6学年(小学校)40分、第7~9学年(初級中学)は45分。

表注2:表は6-3制を対象としており、5-4制は本表を参考に設定できる。

表注3:省レベルの教育行政機関は9年間の総授業時数を増やさず、各教科各学年の週当たり授業時数 の上下限を定める。学校は週当たり授業時数を確保した上で、各教科の週当たり授業時数を決定 し、自主的に各授業の具体的な時間の長さを決める。

表注4:労働と総合実践活動は毎週1単位時間以上、グループ活動を原則毎週1単位時間以上設ける。

表注5:地方が定める課程は9年間の総授業時数の3%未満(地方が定める課程を用いて小学校の第1~第2学年で外国語を開設した場合は4%未満)とする。

表注6:労働、総合実践活動、グループ活動、地方が定める課程、学校が定める課程の授業時数は 統一的に計画して使用できる。その場合、分散させても、集中的に用いてもよい。

(補足) 視学制度を用いて教育の質や教育方法の水準等を調査・監督し質保証を図っている。

◆時間割例(上海市*華東師範大学付属小学校 第1 学年の事例より)

単位授業時間は、上海市華東師範大学付属小学校の裁量のもと35分と定められており、当該授業時数に基づいて一律に時間が割り振られている点が特徴である

	授業 時間	月	火	水	木	金			
8:20~8:30	_		国旗	掲揚、ラジス	t 体操				
8:35~9:10	35分	言語• 文学	言語・ 文学	科学	言語	言語• 文学			
9:20~9:55	35分	算数	言語• 文学	算数	体育と 健康	算数			
9:55~10:00	_			目の体操					
10:10~10:45	35分	英語	科学	言語・ 文学	道徳と 法治	造形と 美術			
10:55~11:30	35分	言語• 文学	英語	体育と 健康	言語• 文学	造形と 美術			
11:30~12:00	_			ランチ					
12:00~12:50	_			昼休み					
12:55~13:10	_			昼の会					
13:10~13:45	35分	道徳と 法治	体育と 健康	音楽	音楽	クラス 活動			
14:00~14:35	35分	体育と 健康	総合 実践 活動	学校が 定める 課程	労働	体育			
14:40~15:30	_	運動な	どの各種活	動を行う活	動時間、国	旗貢納			
15:30~16:30	_		放記	果後サービス	٦1				
16:30~17:30	_		放	課後サービス	ζ2				

^{*:}上海市は教育実験地区として中国教育部が示す教育課程の基準とは別に「上海市義務教育課程 実施規則」(推奨)を示しており、独自の教育課程を設置する裁量を持つ。

ドイツ(バーデン・ヴュルテンベルク州)の授業時数等に関する概要

- 学校種ごとに、各教科の週授業時数の合計が定められており、どの学年に何時間振り分けるかは各学校の裁量となっている。
- 単位授業時間は45分と定められているが、週授業時数相当を確保すれば単位授業時間や時間割編成は学校で調整可能である。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

基礎学校(1-4年)			ギ	ムナジウム (5-10年)	
教科	時数	授業科目	時数	授業科目	時数
宗教	8	宗教	11	自然科学領域	
ドイツ語	28	倫理	(11)	生物, 自然現象及び技術科目群	6
外国語	4	ドイツ語	24	物理	8
算数	21	第一外国語	22	化学	6
事実教授	12	第二外国語	18	生物	5
音楽	6	数学	24	情報発展コース	1
芸術/工作	7	社会科学領域	11111	音楽	9
運動/遊び/スポーツ	12	歴史	10	美術	9
ドイツ語と算数の支援・深化時間 (1,2学年の全児童に義務)	4	地理	7	スポーツ	16
テーマ志向の プロジェクト	教科の 時間に 統合	公民	4	プロフィール (第三外国語、自然 科学及び技術、IMP、場合により 音楽、美術あるいはスポーツ)	12
合計時数	102	経済/職業・学 修オリエンテ ーション	3	物理 (補足, ギムナジウム上級段 階導入段階でプロフィール科目 を継続しない場合)	1
		•		裁量時間(全ての生徒に義務)	4
				多様化と支援のための措置時間	9,7

(補足) 視学制度を用いて各州において各学校の教育課程の順守の有無を検証し、質保証を図っている。

◆時間割例

(シュツットガルト市シュタイネンベルク基礎学校 (全日制教育プログラムへの参加が必修の基礎学校) 第4学年事例より)

• 単位授業時間は45分一律で割り当てられている

	授業 時間	月	火	水	木	金
8:00~8:45	45分	運動/ スポーツ/ 遊戯	音楽	数学	美術/ 工作	自己の ための 学習 (Wir)
8:45~9:30	45分	運動/ スポーツ/ 遊戯	数学	運動/ス ポーツ/ 遊戯	美術/ 工作	自己の ための 学習 (Wir)
9:35~9:50	_			休憩		
9:55~10:40	45分	ドイツ語	ドイツ語	ドイツ語	数学	数学
10:40~11:25	45分	英語	ドイツ語	英語	音楽	数学
11:25~11:40	_			ランチ		
11:45~12:30	45分	個別 学習	個別 学習	個別 学習	個別 学習	ドイツ語
12:30~13:15	45分	ランチタイ	(ム活動	音楽 活動	ランチター	イム活動
12:30~14:30	_		ラ	ンチタイム活動	助	
14:30~15:15	45分	テーマ 学習 プログラム	学級会	テーマ 学習 プログラム	授業	
15:15~16:00	45分	テーマ 学習 プログラム	学級会	テーマ 学習 プログラム	授業	

フィンランドの授業時数等に関する概要

- 複数学年ごとに、各教科の週最低授業時数の合計が定められており、どの学年に振り分けるかは各自治体の裁量となっている。
- 週最低授業時数相当を確保すれば、単位授業時間や時間割編成は学校で調整可能だが、義務教育段階では45分としている学校が多い。

◆設置教科等の種類と授業時数等について

教科・科目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計			
母語と母語文学	1	5		1	9			10		44			
Al言語	1	2			9			7		18			
B1言語	**********					2	2		3	7			
数学		7		1	5				32				
環境学習	-	1	1.0		0	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1							
生物・地学								7	.,				
物理・化学								7					
健康教育	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		**************	interior in the later of the la	-ineineinein	ememen		3					
環境・自然科学合計	1			14				17		31			
宗教・倫理		2		- : :	5				10				
歴史・社会					5			7					
音楽		2			4				8				
美術		2			5				9				
手工.	4	4			5				11				
体育	4	4			9			7		20			
家庭科								3		3			
芸術系選択科目				6				5		11			
芸術系科目合計										62			
学習・進路指導								2		2			
選択科目									9				
最小授業時間数										228			
自由科目 A2言語					(12)								
自由科目 B2言語								(4)					

出典: Valtioneuvoston asetus perusopetuslaissa tarkoitetun opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijaosta annetun valtioneuvoston asetuksen 6 §:n muuttamisesta. (286/2024)

※ B1 言語の時間数の変更は 2024 年度より実施。母語及び算数の授業時数増は 2025 年度より実施予定。

(補足) 各学校が、提供する教育及びその効果について点検し質保証を図る。

◆時間割例(ヘルシンキ市オウルンキュラ小学校 第6学年の事例より)

• 単位授業時間は45分一律で割り当てられている。

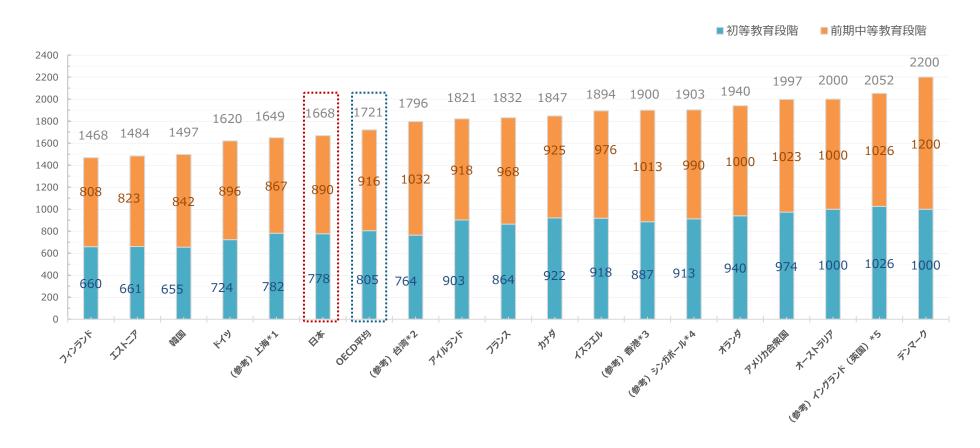
	授業 時間	月	火	水	木	金
8:30~9:15	45分	数学	フランス語 /ドイツ語	スウェー デン語	_	母語と 母語 文学
9:15~10:00	45分	英語	数学	スウェー デン語	フランス語 /ドイツ語	宗教· 倫理
10:25~ 11:15/11:30	45分*	音楽	英語	数学	歴史/ 社会	手工
11:15/11:30 ~12:15	45分*	音楽	母語と 母語 文学	音楽	歴史/ 社会	手工
12:45~ 13:30	45分	母語と 母語 文学	環境 教育	美術	母語と 母語 文学	体育
13:30~ 14:15	45分	数学	環境 教育	美術	音楽	体育

^{*: 3}時間目または4時間目の最中に昼食を取り、日によってその時間が異なるため、開始時間もしくは終了時間がフレキシブルとなる。また各コマの開始時間と終了時間の差が45分の授業時間と一致していない場合がある。

89

小中学校段階の必修授業時間数の国際比較(年間平均、2023年)

• OECDの調査によれば、義務教育における年間必修授業時間数(年間平均、実時間(hour)換算)は、OECD平均で1721時間(初等教育段階:805時間、前期中等教育段階:916時間)であり、日本の必修授業時間数はOECD平均よりも53時間少ない。



※日本、OECD平均、アイルランド、アメリカ合衆国、イスラエル、エストニア、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランスのグラフはOECD「Education at a Glance」(2023)の数値(調査年は2022年)を基に作成。日本は、各教科等の標準授業時数だけでなく、行事の時間等の平均値も加えて算定されている。

表内注記に関して、上海、台湾、香港、シンガポール、イングランド(英国)の数値は文部科学省にて算出。算出方法は以下参照。なお、小数点以下が発生する場合は、切り捨てて表記している。

- ※1:上海は、上海市が定める「上海市義務教育課程実施規則」に記載の単位授業時間、週当たり授業時数及び授業週数より必修授業時間数を算出。
- ※2:台湾は、教育省が示す「Curriculum Guidelines of 12-Year Basic Education General Guidelines EnglishVer」に記載の単位授業時間、週当たり最低授業単位数及び年間学校週数を基に算出。授業週数を定めた教育法規は確認できなかったため年間学校週数より算出したことから、必修授業時間数よりも上振れしている可能性に留意。
- ※3:香港は、香港教育局が示す小學教育課程指引及び中學教育課程指引分冊2より必修授業時間数を抜粋。
- ※4:シンガポールは、教育(学校)規則1957年に記載の週当たり最低授業時数と国立教育政策研究所「諸外国の教育課程の動向」(令和4年3月)に記載の年間授業週数を基に必修授業時間数を算出。
- ※5:イングランド(英国)は教育省が示す「「Length of the School WeekCase Studies」」のMountjoy Schoolの事例より、児童生徒の登校から下校までの開校時間から休憩やランチタイムを除いた時間を授業時間とみなし、実態に基づく授業時間数を算出。

(3) 高等学校段階における教育課程の柔軟化

(論点整理 P35~41関係)

高等学校に関するこれまでの主な制度改革

年	概要
昭和63年	<u>単位制高等学校</u> の導入(定時制・通信制)
平成元年	定時制・通信制高校の修業年限の弾力化(4年以上 → 3年以上)
5年	単位制高等学校の全日制への拡大 学校間連携、学校外学修(専修学校、技能審査)の単位認定の導入
6年	総合学科(普通教育・専門教育の選択履修を総合的に行う学科)の導入
10年	学校外学修の単位認定対象範囲の拡大(大学、高専、ボランティア 等)
11年	
16年	
17年	学校外学修等の認定可能単位数の拡大(20→36単位)
22年	外国の高等学校における履修単位の認定可能単位数の拡大(30→36単位)
24年	中高一貫教育校に係る教育課程の基準の特例を拡充 (中学校段階における指導内容の移行、高等学校段階(普通科)における「学校設定教 科・科目」の単位数上限の緩和(20→36単位まで))
26年	指定都市立高等学校の設置認可の廃止(事前届出制)
27年	全日制・定時制課程の高等学校における <mark>遠隔教育</mark> の制度化
28年	
30年	通信制高校の面接指導等実施施設に関する事項を学則記載事項に追加
令和3年	「普通教育を主とする学科」の弾力化、高等学校通信教育の質保証
令和6年	全日制・定時制課程における <mark>不登校生徒等向けの通信教育や自宅等からの遠隔授業</mark> の制度化 遠隔授業の運用弾力化(一定の要件の下、受信側教室に職員を配置することが可能)

高等学校教育の在り方ワーキンググループ 審議まとめ(令和7年2月) 概要

I. これからの高等学校の在り方に係る基本的な考え方

高校教育の実態が地域・学校により非常に多様な状況 にあるため、質の確保・向上に向けて、「多様性への対応」と「共通性の確保」を併せて進める必要

■多様性への対応

■共通性の確保

- 地理的状況や各学校・課程・学科の枠にかかわらず、 いずれの高校においても多様な学習ニーズに対応し、潜在的なニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現
- 「自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力」の育成
- ●「自ら問いを立て、多様な他者と協働しつつ、その問に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力」の育成
- ●「自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力」の育成
- 義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、「知・徳・体のバランスのとれた土台」の形成



Ⅱ. 各論点に対する現状・課題認識と具体的方策

少子化が加速する地域における 高等学校教育の在り方

- 少子化の影響により多くの地域で統廃合が進行。 今後も15歳人口の減少は一層加速。小規模校の 教育条件の改善が必要。
- 生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化が必要。

小規模校の教育条件の改善に向けて

- □ 教科・科目充実型の遠隔授業、全日制・定時制課程 における通信教育の活用、学校間連携等の推進による学びの機会の充実に関する実証研究の実施
- □ 配信センターの体制・環境整備、学校間連携等の促進
- ◆スクール・ミッション、スクール・ポリシー等を踏まえた学校 教育活動の実施・改善、学校の特色化・魅力化
- ☆ 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営
- □ 地域や学校を越えた生徒同士の学びのネットワーク の構築
- □コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入等による学校と地域社会の連携・協働の推進
- □ 学校における働き方改革の推進、**コーディネーター等 の配置支援**

2 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方

- <u>不登校</u>児童生徒数が義務教育段階を中心に増大。 高校段階では通信制の生徒数が近年急増。
- <u>全日制・定時制・通信制</u>いずれの課程にあっても、 柔軟で質の高い学びを保障していくことが必要。

生徒の多様な学習ニーズに応える 柔軟で質の高い学びの実現に向けて

不登校生徒の学習機会の確保

- □自宅等からの同時双方向型の遠隔授業や通信教育の 活用に関する実証研究、モデル事例の創出
- ☆履修・修得の柔軟な認定の促進
- □学びの多様化学校や校内教育支援センターの設置促進
- ○不登校経験が不利益に扱われない高校入学者選抜 等
- □ 定時制・通信制課程における優良事例の創出等
- ◇ 広域通信制の設置認可等に関する状況の把握等
- □通信制課程に係る情報公表や制度等に係る情報発信
- ◆ 不登校生徒に対する**継続的な実態調査**
- SC・SSWの配置充実、心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成等
- □ 公立通信制高校等の機能強化等
- □高校における特別支援教育の充実に向けた体制整備
- □外国につながる生徒の受入れに向けた体制整備

3 社会に開かれた教育課程、 探究・文理横断・実践的な学びの推進

○:通知等 □:予算事業 ◇:調査

- 高校生の3割が家や塾で学習を「しない」と回答。
- 授業の満足度・理解度は学年が上がるとともに低下。
- 多くの高校で文理のコース分けがなされ、特定の教科を 十分に学習しない傾向。

全ての生徒の学びの充実に向けて

- □普通科改革の促進、コーディネーターの配置支援を 通じた探究・文理横断・実践的な学びの推進
- □グローバル人材育成に資する拠点校の整備、留学を はじめ国際交流の促進、理数系教育の更なる充実
- □産業界等と専門高校の連携・協働の強化、専門高校を拠点とした地域人材の育成・地方創生の支援、専門高校の魅力の発信
- □DXハイスクール事業の更なる推進
- 🗘 学習指導要領の理解や着実な実施、定着
- ☆学校における働き方改革の推進、教職員の配置を含む高校の指導体制の充実
- 型教師の資質・能力の向上のためのオンライン研修コンテンツの開発支援、探究型の研修の開発・普及
- ☆大学入学者選抜を含む高大接続改革の推進
- ♡教育費の負担軽減



経済財政運営と改革の基本方針2025(骨太方針2025)(抜粋)

(令和7年6月13日 閣議決定)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

- 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針
- (3) 公教育の再生・研究活動の活性化

(質の高い公教育の再生)

多様なこどもたちの特性や少子化の急速な進展など地域の実情を踏まえ、より質の高い、深い学びを実現すると同時に、一人一人の可能性が輝く柔軟な教育課程を編成できるよう、学習指導要領の改訂を進めるとともに、高校教育改革等への国の支援の抜本強化を図るなど、質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す。いわゆる高校無償化、給食無償化及び0~2歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論[249]に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。

(中略)

我が国の発展を支える専門人材育成のため、産業界等からの人材派遣[255] 等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築を推進する。

(後略)

[249] 「自由民主党、公明党、日本維新の会合意」(令和7年2月25日)、「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」(令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム)、「「給食無償化」に関する課題の整理について」(令和6年12月27日文部科学省)等。

三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理(抜粋)令和7年6月11日

2. 公立高校(専門高校を含む)などへの支援の拡充を含む教育の質の確保

- ▶ 高校無償化の大幅拡充が、どのように高校教育の質の向上や子供たちの学びの充実につながるのか、スクール・ミッションやスクール・ポリシー等を踏まえた学校評価等の活用によるPDCAの徹底や、学校選択や生徒・保護者の学校理解促進のため一定の要件・基準による積極的な情報公開の促進を図るなど、高校教育の質を確保させる仕組みづくりの検討が必要。
- ▶ また、子供たちの学びの質や機会を保証するためには、公立高校への地理的アクセスの確保と人口減少社会に対応した規模の適正化が必要であり、これらの保証に重要な役割を担う公立高校の振興が重要であることから、国が示す高校教育改革に関する基本方針(高校教育改革に関するグランドデザイン(仮称))を踏まえ、都道府県が作成する計画(高校教育改革実行計画(仮称))に基づく高校教育改革やそれに伴う施設の老朽化対策等の教育環境の整備を計画的かつ円滑に実施できるように交付金等の新たな財政支援により支援する仕組みづくりが必要。このほか、指導体制の充実の検討も必要。
- ▶ その際、卒業生の進路、学びの成果の確認、学校関係者の評価(高校生の声を聞くことを含む)等による明確なKPIを設定することにより評価・改善のサイクルを徹底するとともに、公私間の学校数・生徒数やその割合・平均授業料等が、特に都市部と地方部の間において大きく異なることなど地域の実情を踏まえる必要。

3. 多様な教育機会の実現(高校間での単位互換を含む)

- 高校無償化の大幅拡充が、幅広く柔軟な教育を実施しなければならない多様な高校教育の振興にどのように資するのか整理が必要。(※上記2. の論点と関連)
- これからの高校には地域社会や産業界のニーズに応えつつ、生徒の進路希望や関心等を踏まえた多様な教育を行い、地方 <u>創生や経済成長に貢献できる人材を育成</u>することが求められていることを踏まえると、<u>探究・文理横断・実践的な学び</u>の充実 、<u>グローバル人材やDX・AI・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、産業界の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化(高専・大学等との職業教育の役割分担の整理を含む)、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図るための支援が必要。</u>
- 高校間での単位互換については、学校間連携等の取組を充実させるとともに、高校生に対して多様で質の高い教育機会を提供し、高校生が主体的な学びを選択できるようにするため、学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行などに向けて、各学校の教育目標・方針や過疎地等の地域の状況、大学との相違を考慮しつつ、学校現場・自治体の意見を十分に聞きながら、具体的な方策について検討することが必要。

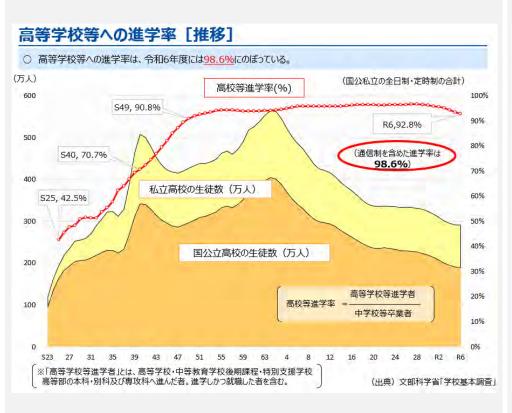
三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理(抜粋)令和7年6月11日

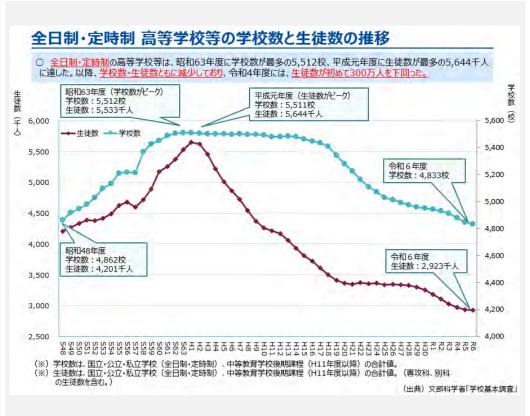
8. 公立と私立の関係

- ▶ 「私学シフト」を懸念する声があることを踏まえ、「専門高校をはじめとする公立高校離れ」、「地方公立高校の衰退」への対応 方策として、高校教育改革に関するグランドデザイン(仮称)を踏まえた、都道府県毎の高校教育改革実行計画(仮称)作成の 仕組みづくりの早急な検討が必要。その際、専門学科ごとの公私比率の違い等の地域の状況を踏まえた検討が必要。
- ▶ また、広域通信制高校の取扱いも含め、私立高校の定員管理、授業料をはじめとする学校納付金等の<u>適正性を担保する仕組みの在り方について整理</u>が必要。
- ▶ 過大な収容定員を設定したり、教育内容に課題が見られたりする広域通信制高校の管理・運営の適正化や教育の質の確保・ 向上を図るため、定時制教育及び通信教育振興法の改正も視野に、<u>情報公開の徹底や点検調査の強化、運営主体の学校法</u> 人化支援など実効性のある対応が必要。
- ▶ 教育の質を高めるには全ての学校に質向上の余地が公平に存在し、選ぶ側が学校の質を合理的に判断できることが必要だが、私立に比べ、公立は教員配置や設備投資などで自由度が低いとの指摘。(※上記2.3.の論点と関連)

高等学校の現状

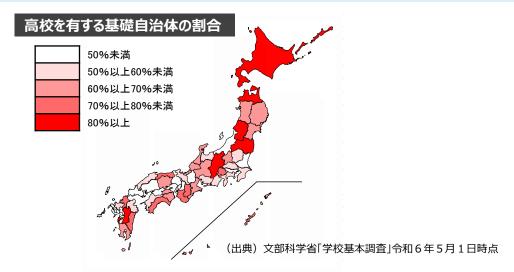
- 高等学校への進学率は約99%に達し、それ故、多様な入学動機や進路希望、学習経験など、様々な背景を持つ生徒が在籍し、高等学校の実態も多様化している。
- 15歳人口が減少していく中で、**高等学校の数も減っていく**ことが見込まれる。





生徒の多様性が高まり、地域や高校ならではの包摂・特色を模索する必要

- 全国の市区町村(1,741)のうち、**公立高校ゼロの自治体は28.9%、一つしかない自治体は35.0%、合計 63.9%**となり、その**割合は増加傾向**
- 統廃合が進み、地域によっては**通学できる学校が1校のみ**となり、学校の中で**公立中学校等と同様の多様性**も生まれやすくなる中、地域や各高校ならではの包摂や特色のあり方を模索し、具現化することが喫緊の課題



義務教育段階における児童生徒の多様性

※第5回教育課程企画特別部会 資料1-1より再掲

学校(35人学級)		中学校(40人学級)	
生き手供 モミ手供	歌にある本の冊数が 少なく学力の低い 傾向が見られる子供	特質な才能の ある子供	新にある本の冊数 少なく学力の低い 傾向が見られる子
D.B.L. (2-3%)	12.5人 (35.6%)	0.9.k (2.3%)	15.7A
			(39.2%)
学習面又は 行動面で著しい 困難を示す子供	7	学習面又は行動面で著しい	2
3.6人 ?	7 7	国職を示す子供 2.2人	7 7 7
(10.4%)	RELLET	(5.6%)	1 2 2 2
V -		/	

Name	都道府県	割合		目冶	4	内訳 ((江地)	都道府県	割合		八日	514 	·	内訳 (立地)	
青森県 80.0% (32 / 40) 22 10 京都府 50.0% 50.0% (13 / 26) 8 5 岩手県 63.6% (21 / 33) 3 18 大阪府 48.8% (21 / 43) 8 13 宮城県 65.7% (23 / 35) 5 18 兵庫県 31.7% (13 / 41) 1 12 秋田県 68.0% (17 / 25) 9 8 奈良県 76.9% (30 / 39) 19 11 山形県 80.0% (28 / 35) 10 18 和歌山県 73.3% (22 / 30) 13 9 福島県 81.4% (48 / 59) 27 21 鳥取県 78.9% (15 / 19) 10 5 茨城県 45.5% (20 / 44) 6 14 島根県 52.6% (10 / 19) 3 7 栃木県 56.0% (14 / 25) 4 10 岡山県 63.0% (17 / 27) 10 7 群馬県 65.7% (23 / 35) 13 10 広島県 39.1% 9 / 23) 1 8 埼玉県 57.1% (36 / 63) 12 24 山口県 47.4% 9 / 19) 2 7 東東県 51.9% (28 / 54) 14 14 14 徳島県 66.7% 61 / 24) 9 7 東京都 32.3% (20 / 62) 7 13 香川県 64.7% 11 / 17) 4 7 神奈川県 51.5% (即坦州県	히미	(該当数 /	総数)	0 校	1校	即但別景	취미	(}	· 核当数	/	総数)	0 校	1校	
岩手県 63.6% (21 / 33) 3 18 大阪府 48.8% (21 / 43) 8 13 宮城県 65.7% (23 / 35) 5 18 兵庫県 31.7% (13 / 41) 1 12 秋田県 68.0% (17 / 25) 9 8 奈良県 76.9% (30 / 39) 19 11 山形県 80.0% (28 / 35) 10 18 和歌山県 73.3% (22 / 30) 13 9 福島県 81.4% (48 / 59) 27 21 烏取県 78.9% (15 / 19) 10 5 茨城県 45.5% (20 / 44) 6 14 烏根県 52.6% (10 / 19) 3 7 栃木県 56.0% (14 / 25) 4 10 岡山県 63.0% (17 / 27) 10 7 群馬県 65.7% (23 / 35) 13 10 広島県 39.1% (9 / 23) 1 8 埼玉県 57.1% (36 / 63) 12 24 山口県 47.4% (9 / 19) 2 7 千葉県 51.9% (28 / 54) 14 14 徳島県 66.7% (16 / 24) 9 7 東京都 32.3% (20 / 62) 7 13 香川県 64.7% (11 / 17) 4 7 神奈川県 51.5% (17 / 33) 7 10 愛媛県 50.0% (10 / 20) 1 9 新潟県 46.7% (14 / 30) 8 6 高知県 79.4% (27 / 34) 16 11 富山県 53.3% (8 / 15) 2 6 福岡県 70.0% (42 / 60) 22 20 石川県 63.2% (12 / 19) 2 10 佐賀県 55.0% (11 / 20) 4 7 福井県 64.	北海道	83.8%	(150 /	179)	55	95	滋賀県	36.8%	(7	/	19)	4	3	
宮城県 65.7% (23 / 35) 5 18 兵庫県 31.7% (13 / 41) 1 12 秋田県 68.0% (17 / 25) 9 8 奈良県 76.9% (30 / 39) 19 11 山形県 80.0% (28 / 35) 10 18 和歌山県 73.3% (22 / 30) 13 9 福島県 81.4% (48 / 59) 27 21 鳥取県 78.9% (15 / 19) 10 5 茨城県 45.5% (20 / 44) 6 14 島根県 52.6% (10 / 19) 3 7 栃木県 56.0% (14 / 25) 4 10 岡山県 63.0% (17 / 27) 10 7 群馬県 65.7% (23 / 35) 13 10 広島県 39.1% (9 / 23) 1 8 埼玉県 51.9% (28 / 54) 14 14 徳島県 66.7% (16 / 24) 9 7 東京都 32.3% (20 / 62) 7 <td>青森県</td> <td>80.0%</td> <td>(</td> <td>32 /</td> <td>40)</td> <td>22</td> <td>10</td> <td>京都府</td> <td>50.0%</td> <td>(</td> <td>13</td> <td>/</td> <td>26)</td> <td>8</td> <td>5</td>	青森県	80.0%	(32 /	40)	22	10	京都府	50.0%	(13	/	26)	8	5	
秋田県 68.0% (17 / 25) 9 8 奈良県 76.9% (30 / 39) 19 11 山形県 80.0% (28 / 35) 10 18 和歌山県 73.3% (22 / 30) 13 9 福島県 81.4% (48 / 59) 27 21 鳥取県 78.9% (15 / 19) 10 5 茨城県 45.5% (20 / 44) 6 14 島根県 52.6% (10 / 19) 3 7 栃木県 56.0% (14 / 25) 4 10 岡山県 63.0% (17 / 27) 10 7 群馬県 65.7% (23 / 35) 13 10 広島県 39.1% (9 / 23) 1 8 埼玉県 57.1% (36 / 63) 12 24 山口県 47.4% (9 / 19) 2 7 千葉県 51.9% (28 / 54) 14 14 徳島県 66.7% (16 / 24) 9 7 東京都 32.3% (20 / 62) 7 13 香川県 64.7% (11 / 17) 4 7 神奈川県 51.5% (17 / 33) 7 10 愛媛県 50.0% (10 / 20) 1 9 新潟県 46.7% (14 / 30) 8 6 高知県 79.4% (27 / 34) 16 11 富山県 53.3% (8 / 15) 2 6 福岡県 70.0% (42 / 60) 22 20 石川県 63.2% (12 / 19) 2 10 佐賀県 55.0% (11 / 20) 4 7 福井県 64.7% (11 / 17) 6 5 長崎県 38.1% (8 / 21) 2 6 山梨県 77.8% (21 / 27) 11 10 熊本県 80.0% (36 / 45) 22 14 長野県 80.5% (62 / 77) 40 22 大分県 55.6% (10 / 18) 2 8 岐阜県 66.7% (28 / 42) 14 14 宮崎県 73.1% (19 / 26) 13 6 静岡県 51.4% (18 / 35) 4 14 鹿児島県 67.4% (29 / 43) 14 15 愛知県 50.0% (18 / 27 / 54) 8 19 沖縄県 70.7% (29 / 41) 18 11	岩手県	63.6%	(21 /	33)	3	18	大阪府	48.8%	(21	/	43)	8	13	
山形県 80.0%(28 / 35) 10 18 和歌山県 73.3%(22 / 30) 13 9 福島県 81.4%(48 / 59) 27 21 島取県 78.9%(15 / 19) 10 5 茨城県 45.5%(20 / 44) 6 14 島根県 52.6%(10 / 19) 3 7 栃木県 56.0%(14 / 25) 4 10 岡山県 63.0%(17 / 27) 10 7 群馬県 65.7%(23 / 35) 13 10 広島県 39.1%(9 / 23) 1 8 埼玉県 57.1%(36 / 63) 12 24 山口県 47.4%(9 / 19) 2 7 千葉県 51.9%(28 / 54) 14 14 14 徳島県 66.7%(16 / 24) 9 7 東京都 32.3%(20 / 62) 7 13 香川県 64.7%(11 / 17) 4 7 神奈川県 51.5%(17 / 33) 7 10 愛媛県 50.0%(10 / 20) 1 9 新潟県 46.7%(14 / 30) 8 6 高知県 79.4%(27 / 34) 16 11 富山県 53.3%(8 / 15) 2 6 福岡県 70.0%(42 / 60) 22 20 石川県 63.2%(12 / 19) 2 10 佐賀県 55.0%(11 / 20) 4 7 福井県 64.7%(11 / 17) 6 5 長崎県 38.1%(8 / 21) 2 6 山梨県 77.8%(21 / 27) 11 10 熊本県 80.0%(36 / 45) 22 14 長野県 80.5%(62 / 77) 40 22 大分県 55.6%(10 / 18) 2 8 岐阜県 66.7%(28 / 42) 14 14 2 宮崎県 73.1%(19 / 26) 13 6 静岡県 51.4%(18 / 35) 4 14 庭児島県 67.4%(29 / 41) 18 11	宮城県	65.7%	(23 /	35)	5	18	兵庫県	31.7%	(13	/	41)	1	12	
福島県 81.4% (48 / 59) 27 21 鳥取県 78.9% (15 / 19) 10 5 茨城県 45.5% (20 / 44) 6 14 島根県 52.6% (10 / 19) 3 7 栃木県 56.0% (14 / 25) 4 10 岡山県 63.0% (17 / 27) 10 7 群馬県 65.7% (23 / 35) 13 10 広島県 39.1% (9 / 23) 1 8 埼玉県 57.1% (36 / 63) 12 24 山口県 47.4% (9 / 19) 2 7 千葉県 51.9% (28 / 54) 14 14 徳島県 66.7% (16 / 24) 9 7 東京都 32.3% (20 / 62) 7 13 香川県 64.7% (11 / 17) 4 7 神奈川県 51.5% (17 / 33) 7 10 愛媛県 50.0% (10 / 20) 1 9 新潟県 46.7% (14 / 30) 8 6 高知県 79.4% (27 / 34) 16 11 富山県 53.3% (8 / 15) 2 6 福岡県 70.0% (42 / 60) 22 20 石川県 63.2% (12 / 19) 2 10 佐賀県 55.0% (11 / 20) 4 7 福井県 64.7% (11 / 17) 6 5 長崎県 38.1% (8 / 21) 2 6 山梨県 77.8% (21 / 27) 11 10 熊本県 80.0% (36 / 45) 22 14 長野県 80.5% (62 / 77) 40 22 大分県 55.6% (10 / 18) 2 8 岐阜県 66.7% (28 / 42) 14 14 宮崎県 73.1% (19 / 26) 13 6 静岡県 51.4% (18 / 35) 4 14 鹿児島県 67.4% (29 / 41) 18 11	秋田県	68.0%	(17 /	25)	9	8	奈良県	76.9%	(30	/	39)	19	11	
茨城県 45.5% (20 / 44) 6 14 島根県 52.6% (10 / 19) 3 7 栃木県 56.0% (14 / 25) 4 10 岡山県 63.0% (17 / 27) 10 7 群馬県 65.7% (23 / 35) 13 10 広島県 39.1% (9 / 23) 1 8 埼玉県 57.1% (36 / 63) 12 24 山口県 47.4% (9 / 19) 2 7 千葉県 51.9% (28 / 54) 14 14 徳島県 66.7% (16 / 24) 9 7 東京都 32.3% (20 / 62) 7 13 香川県 64.7% (11 / 17) 4 7 神奈川県 51.5% (17 / 33) 7 10 愛媛県 50.0% (10 / 20) 1 9 新潟県 46.7% (14 / 30) 8 6 高知県 79.4% (27 / 34) 16 11 富山県 53.3% (8 / 15) 2 6 福岡県 70.0% (42 / 60) 22 2 石川県	山形県	80.0%	(28 /	35)	10	18	和歌山県	73.3%	(22	/	30)	13	9	
栃木県 56.0% (14 / 25) 4 10 岡山県 63.0% (17 / 27) 10 7 群馬県 65.7% (23 / 35) 13 10 広島県 39.1% (9 / 23) 1 8 埼玉県 57.1% (36 / 63) 12 24 山口県 47.4% (9 / 19) 2 7 千葉県 51.9% (28 / 54) 14 14 徳島県 66.7% (16 / 24) 9 7 東京都 32.3% (20 / 62) 7 13 香川県 64.7% (11 / 17) 4 7 神奈川県 51.5% (17 / 33) 7 10 愛媛県 50.0% (10 / 20) 1 9 新潟県 46.7% (14 / 30) 8 6 高知県 79.4% (27 / 34) 16 11 富山県 53.3% (8 / 15) 2 6 福岡県 70.0% (42 / 60) 22 20 石川県 63.2% (12 / 19) 2 10 佐賀県 55.0% (11 / 20) 4 7 福井県 64.7% (11 / 17) 6 5 長崎県 38.1% (8 / 21) 2 6 山梨県 77.8% (21 / 27) 11 10 熊本県 80.0% (36 / 45) 22 14 長野県 80.5% (62 / 77) 40 22 大分県 55.6% (10 / 18) 2 8 岐阜県 66.7% (28 / 42) 14 14 宮崎県 73.1% (19 / 26) 13 6 静岡県 51.4% (18 / 35) 4 14 鹿児島県 67.4% (29 / 43) 14 15 愛知県 50.0% (27 / 54) 8 19 沖縄県 70.7% (29 / 41) 18 11	福島県	81.4%	(48 /	59)	27	21	鳥取県	78.9%	(15	/	19)	10	5	
群馬県 65.7% (23 / 35) 13 10 広島県 39.1% (9 / 23) 1 8 埼玉県 57.1% (36 / 63) 12 24 山口県 47.4% (9 / 19) 2 7 千葉県 51.9% (28 / 54) 14 14 徳島県 66.7% (16 / 24) 9 7 東京都 32.3% (20 / 62) 7 13 香川県 64.7% (11 / 17) 4 7 神奈川県 51.5% (17 / 33) 7 10 愛媛県 50.0% (10 / 20) 1 9 新潟県 46.7% (14 / 30) 8 6 高知県 79.4% (27 / 34) 16 11 富山県 53.3% (8 / 15) 2 6 福岡県 70.0% (42 / 60) 22 20 石川県 63.2% (12 / 19) 2 10 佐賀県 55.0% (11 / 20) 4 7 福井県 64.7% (11 / 17) 6 5 長崎県 38.1% (8 / 21) 2 6 山梨県 77.8% (21 / 27) 11 10 熊本県 80.0% (36 / 45) 22 14 長野県 80.5% (62 / 77) 40 22 大分県 55.6% (10 / 18) 2 8 岐阜県 66.7% (28 / 42) 14 14 宮崎県 73.1% (19 / 26) 13 6 静岡県 51.4% (18 / 35) 4 14 鹿児島県 67.4% (29 / 43) 14 15 愛知県 50.0% (27 / 54) 8 19 沖縄県 70.7% (29 / 41) 18 11	茨城県	45.5%	(20 /	44)	6	14	島根県	52.6%	(10	/	19)	3	7	
埼玉県 57.1%(36 / 63) 12 24 山口県 47.4%(9 / 19) 2 7 千葉県 51.9%(28 / 54) 14 14 徳島県 66.7%(16 / 24) 9 7 東京都 32.3%(20 / 62) 7 13 香川県 64.7%(11 / 17) 4 7 神奈川県 51.5%(17 / 33) 7 10 愛媛県 50.0%(10 / 20) 1 9 新潟県 46.7%(14 / 30) 8 6 高知県 79.4%(27 / 34) 16 11 富山県 53.3%(8 / 15) 2 6 福岡県 70.0%(42 / 60) 22 20 石川県 63.2%(12 / 19) 2 10 佐賀県 55.0%(11 / 20) 4 7 福井県 64.7%(11 / 17) 6 5 長崎県 38.1%(8 / 21) 2 6 山梨県 77.8%(21 / 27) 11 10 熊本県 80.0%(36 / 45) 22 14 長野県 80.5%(62 / 77) 40 22 大分県 55.6%(10 / 18) 2 8 岐阜県 66.7%(28 / 42) 14 14 宮崎県 73.1%(19 / 26) 13 6 静岡県 51.4%(18 / 35) 4 14 鹿児島県 67.4%(29 / 43) 14 15 愛知県 50.0%(27 / 54) 8 19 沖縄県 70.7%(29 / 41) 18 11	栃木県	56.0%	(14 /	25)	4	10	岡山県	63.0%	(17	/	27)	10	7	
千葉県 51.9% (28 / 54) 14 14 徳島県 66.7% (16 / 24) 9 7 東京都 32.3% (20 / 62) 7 13 香川県 64.7% (11 / 17) 4 7 神奈川県 51.5% (17 / 33) 7 10 愛媛県 50.0% (10 / 20) 1 9 新潟県 46.7% (14 / 30) 8 6 高知県 79.4% (27 / 34) 16 11 富山県 53.3% (8 / 15) 2 6 福岡県 70.0% (42 / 60) 22 20 石川県 63.2% (12 / 19) 2 10 佐賀県 55.0% (11 / 20) 4 7 福井県 64.7% (11 / 17) 6 5 長崎県 38.1% (8 / 21) 2 6 山梨県 77.8% (21 / 27) 11 10 熊本県 80.0% (36 / 45) 22 14 長野県 80.5% (62 / 77) 40 22 大分県 55.6% (10 / 18) 2 8 岐阜県 66.7% (28 / 42) 14 14 宮崎県 73.1% (19 / 26) 13 6 静岡県 51.4% (18 / 35) 4 14 鹿児島県 67.4% (29 / 43) 14 15 愛知県 50.0% (27 / 54) 8 19 沖縄県 70.7% (29 / 41) 18 11	群馬県	65.7%	(23 /	35)	13	10	広島県	39.1%	(9	/	23)	1	8	
東京都 32.3% (20 / 62) 7 13 香川県 64.7% (11 / 17) 4 7 神奈川県 51.5% (17 / 33) 7 10 愛媛県 50.0% (10 / 20) 1 9 新潟県 46.7% (14 / 30) 8 6 高知県 79.4% (27 / 34) 16 11 富山県 53.3% (8 / 15) 2 6 福岡県 70.0% (42 / 60) 22 20 石川県 63.2% (12 / 19) 2 10 佐賀県 55.0% (11 / 20) 4 7 福井県 64.7% (11 / 17) 6 5 長崎県 38.1% (8 / 21) 2 6 山梨県 77.8% (21 / 27) 11 10 熊本県 80.0% (36 / 45) 22 14 長野県 80.5% (62 / 77) 40 22 大分県 55.6% (10 / 18) 2 8 岐阜県 66.7% (28 / 42) 14 14 宮崎県 73.1% (19 / 26) 13 6 静岡県 51.4% (18 / 35) 4 14 鹿児島県 67.4% (29 / 43) 14 15 愛知県 50.0% (27 / 54) 8 19 沖縄県 70.7% (29 / 41) 18 11	埼玉県	57.1%	(36 /	63)	12	24	山口県	47.4%	(9	/	19)	2	7	
神奈川県 51.5% (17 / 33) 7 10 愛媛県 50.0% (10 / 20) 1 9 新潟県 46.7% (14 / 30) 8 6 高知県 79.4% (27 / 34) 16 11 富山県 53.3% (8 / 15) 2 6 福岡県 70.0% (42 / 60) 22 20 石川県 63.2% (12 / 19) 2 10 佐賀県 55.0% (11 / 20) 4 7 福井県 64.7% (11 / 17) 6 5 長崎県 38.1% (8 / 21) 2 6 山梨県 77.8% (21 / 27) 11 10 熊本県 80.0% (36 / 45) 22 14 長野県 80.5% (62 / 77) 40 22 大分県 55.6% (10 / 18) 2 8 岐阜県 66.7% (28 / 42) 14 14 宮崎県 73.1% (19 / 26) 13 6 静岡県 51.4% (18 / 35) 4 14 鹿児島県 67.4% (29 / 43) 14 15 愛知県 50.0% (27 / 54) 8 19 沖縄県 70.7% (29 / 41) 18 11	千葉県	51.9%	(28 /	54)	14	14	徳島県	66.7%	(16	/	24)	9	7	
新潟県 46.7% (14 / 30) 8 6 高知県 79.4% (27 / 34) 16 11 富山県 53.3% (8 / 15) 2 6 福岡県 70.0% (42 / 60) 22 20 石川県 63.2% (12 / 19) 2 10 佐賀県 55.0% (11 / 20) 4 7 福井県 64.7% (11 / 17) 6 5 長崎県 38.1% (8 / 21) 2 6 山梨県 77.8% (21 / 27) 11 10 熊本県 80.0% (36 / 45) 22 14 長野県 80.5% (62 / 77) 40 22 大分県 55.6% (10 / 18) 2 8 岐阜県 66.7% (28 / 42) 14 14 宮崎県 73.1% (19 / 26) 13 6 静岡県 51.4% (18 / 35) 4 14 鹿児島県 67.4% (29 / 43) 14 15 愛知県 50.0% (27 / 54) 8 19 沖縄県 70.7% (29 / 41) 18 11	東京都	32.3%	(20 /	62)	7	13	香川県	64.7%	(11	/	17)	4	7	
富山県 53.3% (8 / 15) 2 6 福岡県 70.0% (42 / 60) 22 20 石川県 63.2% (12 / 19) 2 10 佐賀県 55.0% (11 / 20) 4 7 福井県 64.7% (11 / 17) 6 5 長崎県 38.1% (8 / 21) 2 6 山梨県 77.8% (21 / 27) 11 10 熊本県 80.0% (36 / 45) 22 14 長野県 80.5% (62 / 77) 40 22 大分県 55.6% (10 / 18) 2 8 岐阜県 66.7% (28 / 42) 14 14 宮崎県 73.1% (19 / 26) 13 6 静岡県 51.4% (18 / 35) 4 14 鹿児島県 67.4% (29 / 43) 14 15 愛知県 50.0% (27 / 54) 8 19 沖縄県 70.7% (29 / 41) 18 11	神奈川県	51.5%	(17 /	33)	7	10	愛媛県	50.0%	(10	/	20)	1	9	
石川県 63.2% (12 / 19) 2 10 佐賀県 55.0% (11 / 20) 4 7 福井県 64.7% (11 / 17) 6 5 長崎県 38.1% (8 / 21) 2 6 山梨県 77.8% (21 / 27) 11 10 熊本県 80.0% (36 / 45) 22 14 長野県 80.5% (62 / 77) 40 22 大分県 55.6% (10 / 18) 2 8 岐阜県 66.7% (28 / 42) 14 14 宮崎県 73.1% (19 / 26) 13 6 静岡県 51.4% (18 / 35) 4 14 鹿児島県 67.4% (29 / 43) 14 15 愛知県 50.0% (27 / 54) 8 19 沖縄県 70.7% (29 / 41) 18 11	新潟県	46.7%	(14 /	30)	8	6	高知県	79.4%	(27	/	34)	16	11	
福井県 64.7% (11 / 17) 6 5 長崎県 38.1% (8 / 21) 2 6 山梨県 77.8% (21 / 27) 11 10 熊本県 80.0% (36 / 45) 22 14 長野県 80.5% (62 / 77) 40 22 大分県 55.6% (10 / 18) 2 8 岐阜県 66.7% (28 / 42) 14 14 宮崎県 73.1% (19 / 26) 13 6 静岡県 51.4% (18 / 35) 4 14 鹿児島県 67.4% (29 / 43) 14 15 愛知県 50.0% (27 / 54) 8 19 沖縄県 70.7% (29 / 41) 18 11	富山県	53.3%	(8 /	15)	2	6	福岡県	70.0%	(42	/	60)	22	20	
山梨県 77.8% (21 / 27) 11 10 熊本県 80.0% (36 / 45) 22 14 長野県 80.5% (62 / 77) 40 22 大分県 55.6% (10 / 18) 2 8 岐阜県 66.7% (28 / 42) 14 14 宮崎県 73.1% (19 / 26) 13 6 静岡県 51.4% (18 / 35) 4 14 鹿児島県 67.4% (29 / 43) 14 15 愛知県 50.0% (27 / 54) 8 19 沖縄県 70.7% (29 / 41) 18 11	石川県	63.2%	(12 /	19)	2	10	佐賀県	55.0%	(11	/	20)	4	7	
長野県 80.5% (62 / 77) 40 22 大分県 55.6% (10 / 18) 2 8 岐阜県 66.7% (28 / 42) 14 14 宮崎県 73.1% (19 / 26) 13 6 静岡県 51.4% (18 / 35) 4 14 鹿児島県 67.4% (29 / 43) 14 15 愛知県 50.0% (27 / 54) 8 19 沖縄県 70.7% (29 / 41) 18 11	福井県	64.7%	(11 /	17)	6	5	長崎県	38.1%	(8	/	21)	2	6	
岐阜県 66.7% (28 / 42) 14 14 宮崎県 73.1% (19 / 26) 13 6 静岡県 51.4% (18 / 35) 4 14 鹿児島県 67.4% (29 / 43) 14 15 愛知県 50.0% (27 / 54) 8 19 沖縄県 70.7% (29 / 41) 18 11	山梨県	77.8%	(21 /	27)	11	10	熊本県	80.0%	(36	/	45)	22	14	
静岡県 51.4% (18 / 35) 4 14 鹿児島県 67.4% (29 / 43) 14 15 愛知県 50.0% (27 / 54) 8 19 沖縄県 70.7% (29 / 41) 18 11	長野県	80.5%	(62 /	77)	40	22	大分県	55.6%	(10	/	18)	2	8	
愛知県 50.0% (27 / 54) 8 19 沖縄県 70.7% (29 / 41) 18 11	岐阜県	66.7%	(28 /	42)	14	14	宮崎県	73.1%	(19	/	26)	13	6	
	静岡県	51.4%	(18 /	35)	4	14	鹿児島県	67.4%	(29	/	43)	14	15	
三重県 69.0% (20 / 29) 8 12 全国 63.9% (1,112 / 1,741) 503 609	愛知県	50.0%	(27 /	54)	8	19	沖縄県	70.7%	(29	/	41)	18	11	
	三重県	69.0%	(20 /	29)	8	12	全国	63.9%	(1	,112	/	1,741)	503	609	

内記 (立地)

白汕体粉

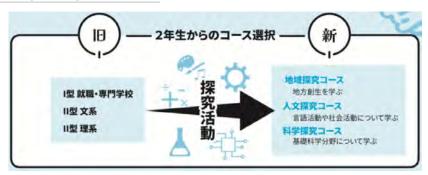
多様な特色を持つ高校も生まれつつある①

1. 地域の教育資源を生かした取組など特色ある教育課程の例

事例①〈愛媛県立三崎高等学校(全日制 普通科)〉

• 普通科を「社会共創科」に改め、特色ある学校設定科目により地域に関する理解を深めつつ、2年次より地域探究コース、人文探究コース、科学探究コースを選択して学ぶ

取組の特徴・内容



- 特色ある学校設定科目を開設 【未咲輝(みさき)学】※社会共創科のすべての生徒が履修
 - 地域理解(地域の歴史や地元企業について学ぶ)
 - データサイエンスを学び、RESAS、e-Stat などのビッグデータの 利活用
 - 地域探究活動や起業家育成プログラムなどを実施 【地域文化と国語(国語科)】
 - 地域の伝承や文学者を教材とし、吟行や拓本などの体験活動 を実施

【芸術探究(芸術科)】

- 地域の伝統芸能や行事に参加して地域文化に触れ、表現方 法等を学習

事例②〈和歌山県立串本古座高等学校(全日制 普通科)〉

• 普通科を「未来創造学科」に改め、地域の資源を活用した学校設定科目を含む宇宙探究コース、文理探究コース、地域探究コースを入学時に選択して学ぶ

取組の特徴・内容

• 進学から就職まで幅広い進路目標に対応するため、入学時から 3つのコースに分かれ、それぞれ地域の資源を生かした学校設 定科目を提供 ※ 2 年次進級時にコース変更可能

【宇宙探究コース】

- 「宇宙探究基礎」、「宇宙観測と利活用」、「宇宙と国際理解」等で宇宙について専門的に学ぶ

【文理探究コース】

- 「地域探究」、「実用英語」、「応用国語探究」等で国際感 覚や科学的な視点等を学ぶ

【地域探究コース】

- 「観光経済」、「ジオパーク学探究」、「南紀食文化探究」等で地域課題について地域と往還的に学ぶ

年	コース	1 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	5 16	17	7 1	8	19 20	21	2	2 2	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32												
	宇宙探究	論理			政治・			数学皿			数学C		_		英語コミュニケ				_		_		_		_		_			体		情報探究		们与	NAC.			物理		と活用	衛星データ分析	11年では 11年 年	子目 二国祭里子	総合的な探究	L
	文理探究	論理国語			経済			数学探究α			文学国語				ケーションIII			体育		論文特講	地理报	也是实化	日本史探究			合英深穷		探	社会究	応用	国語究	探究の時間	FF												
3 =	地域探究	論理国語			国語表現		世界史探究	也里架 中本史探究		政治・経済			実践数学				英語コミュニケーション=			体育	素実用		道	主物技会文技	架究:	文化探	数学 共 創	パー探・書探・宇宙	オク究・人究・総究	探紀伊探	半島	総合的な探究の時間	L												

多様な特色を持つ高校も生まれつつある②

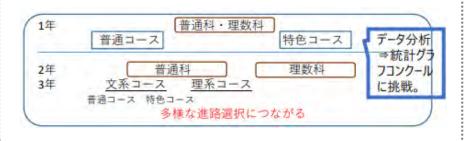
2. 多様な進路に応じたコースを提供している教育課程の例

事例① 〈香川県立観音寺第一高等学校(全H制 普通科·理数科)〉

• 1年次は学科を分けず全ての教科を共通に学習し、2年次からは普通科と理数科に分かれ、それぞれ特色ある学校設定教科・科目を履修しながら探究的な学びを行う

取組の特徴・内容

- 1年次にすべての教科を共通に学習。様々な進路学習や探究活動等を通して自分の適性・進路等を見極めた上で、2年次から普通科文系コース(普通コースと特色コース)、普通科理系コース、理数科を選択
- 特色ある学校設定科目を開設 【科学探究基礎α】【科学探究基礎β】(教科「理数」)
 - 全ての牛徒に科学的探究力の基礎を育成
 - エビデンスに基づいて論理的に考察し、その結果や過程を適切に表現するための力を体験的に学ぶ
 - 「科学探究基礎a」では、「情報 I 」の内容も扱う



事例② 〈香川県立高松東高等学校(全日制 普通科) 〉

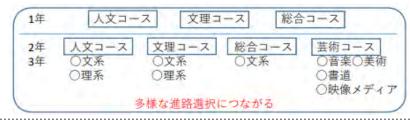
• 大学進学をめざす生徒、就職を視野に入れる生徒、芸術の分野への関心や特性を生かそうとする生徒といった、幅広い生徒のニーズに応じ、1年次よりコース別に学ぶ

取組の特徴・内容

- 多様な進路選択につなげるため、「人文コース」「文理コース」「総合コース」「芸術コース」の4つのコースから選択できるようにするとともに、それぞれのコースの目標に応じた学校設定科目を提供 【総合コース】
 - 基礎・基本を身に付けるとともに、多様な進路の実現を目指す
 - 3年次に選択できる学校設定科目「英語総合」「情報実践」 「地歴研究」等を提供し、2年次までの学習からより応用・発展 した内容を学ぶ

【芸術コース】

- 少人数指導の強みを活かして専門的な指導を行い、芸術系大学や教育系大学等への進学を目指す
- 書道では、「漢字創作」「総合書道」「書法研究」を学校設定 科目とし、書道の発展的な理論と創造的な実践を学ぶ
- 音楽・美術では、「器楽」「素描」などの専門的な科目を開設し、 多様な生徒の可能性を最大限に伸ばせる環境を整える



100

多様な特色を持つ高校も生まれつつある③

3. 基礎的な内容の定着に取り組む教育課程の例

事例① 〈新潟県立高田南城高等学校(定時制 普通科)〉

• 義務教育課程で学んだ内容と高等学校での学習との関連などを学び、確実な学力定着を図るため、1年次に選択して履修できる学校設定科目を開設

取組の特徴・内容

- 多様な生徒の実情に合わせ、義務教育課程で学んだ内容と高等学校での学習との関連などを学び、確実な学力定着を図ることを目的に、1年生が選択して履修できるよう、通常の科目に加えて、「社会基礎」、「英語基礎」といった学校設定科目を提供
- 「社会基礎」では、歴史総合や地理総合の教科書、地図帳等を利用して、地理・歴史分野の基礎的な内容の定着を図るとともに、特定の地域やテーマを題材とした探究学習を通して、高校の地歴公民科の学習に必要なスキルを身に付ける学習を実施
- 「英語基礎」では、英語コミュニケーション I、論理・表現 I の教科書などを利用して、「3~4文からなる平易な文章を読む」、「短い会話のやりとりを聞き、内容を理解する」などの、「読む、聞く、話す、書く」の4技能の基礎的なスキルを定着させる学習を実施
- 主に学力に不安をもつ生徒や不登校等により十分な授業への 出席ができなかった生徒が対象

事例② 〈新潟県立有恒高等学校(全日制 普通科)〉

数学と英語について基本的な学習スキルを身に付けることを目的に、学校設定教科「マルチベーシック」を開設し、1年次に必修で履修する

取組の特徴・内容

- 義務教育段階での基礎学力に課題がある生徒が、高等学校における学習の理解と定着のため、1年生は、通常の科目に加えて、学校設定教科「マルチベーシック」を必修で履修
- 「マルチベーシック」では、数学及び英語について、以下のような 義務教育段階での履修内容について、高等学校における学習 内容の理解に欠かせない基礎的事項との関連について学習

【数学】

- さまざまな数、単位・式の計算(数学 I 「数と式 I に接続)
- 関数・方程式(数学 I「二次関数」に接続)
- 三平方の定理(数学 I 「図形と計量 I に接続)
- 資料の活用(数学 I 「データの分析」に接続)

【英語】

- アルファベット、英語とは、フォニックスの基本(英語コミュ I に接続)
- 複数形、辞書の使い方、単語のきまり、SVOの基本、代 名詞

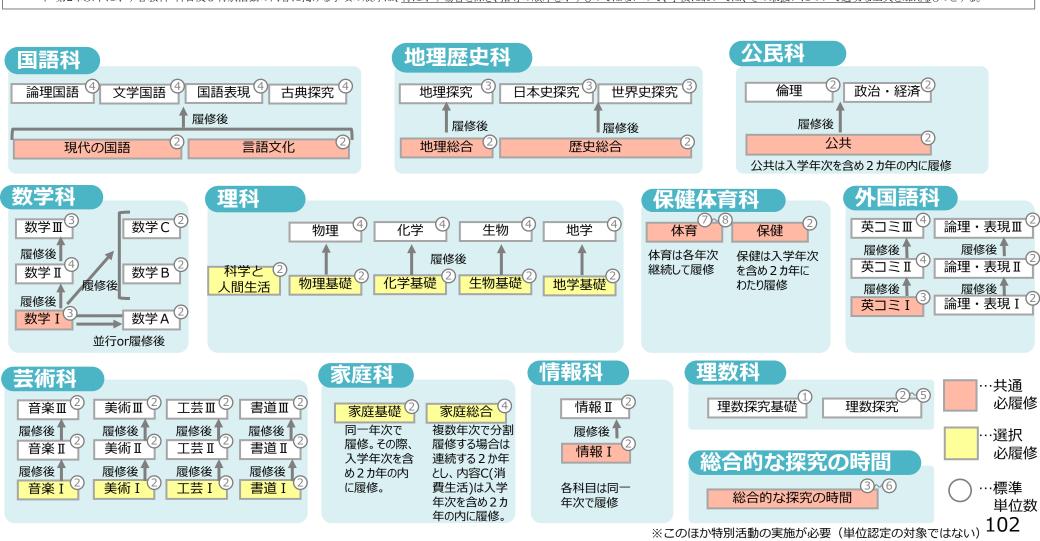
高等学校共通教科の履修順や単位数(現行制度)

- 高等学校については、学年の区分を設けないことができる(単位制高校)ほか、修業年限を4年としている高等学校(定時制など)もあることから、各教科・ 科目において学習する年次を原則として示していないが、教科の学習内容の体系性等を踏まえ、科目の履修順等を示している場合がある。
- 教科の系統性を確保する役割を果たす一方、基礎科目を履修しないと発展科目を履修できないことから、入学年次の教育課程が過密になりがちであることや、 カリキュラム・マネジメントの自由度を狭めている、学習内容の習熟の早い子供・遅い子供を広く受け止める教育課程編成がしにくいといった課題もある。

高等学校学習指導要領(平成30年告示)第1章 総則

第2款 3(5) 各教科・科目等の内容等の取扱い

イ 第2章以下に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。



高等学校*1の教育課程の基準における履修順等に係る状況(韓国)

修了要件と単位の考え方

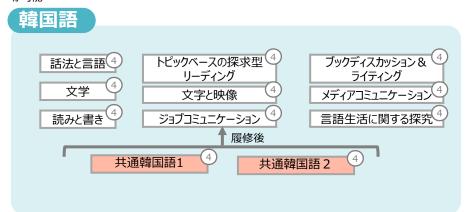
…共通必履修

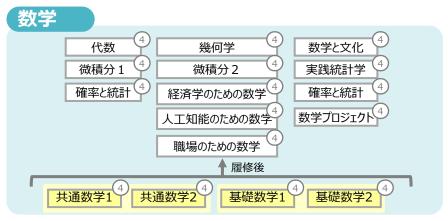
…標準単位数

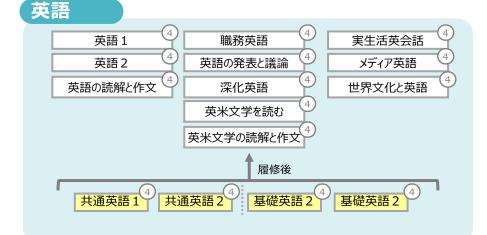
…選択必履修

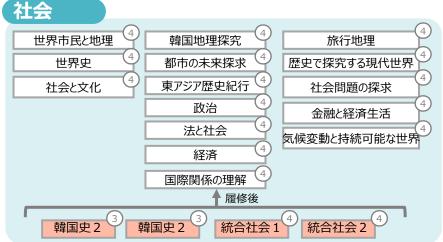
- 192学点(単位に相当するもの)以上の取得
- 192学点のうち共通・選択必履修:選択履修の割合は92:90単位
- 1学点は16授業時数に相当
- いずれの科目でも必修科目を履修後、選択科目を履修
- 児童生徒の興味関心や進路に応じて情報、第2外国語、古典中学、リベラルアーツ等含めた領域の中から192学点のうち81学点を超えない、もしくは全体学点の50%を超えない範囲で選択科目を選択できる

以下、代表的な教科を抜粋。その他、科学、体育、美術、技術と家計経済、情報、第2外国語、古典中学、リベラルアーツから単位の取得が必要。4単位の共通必履修科目及び選択科目は1単位まで減らすことが可能









高等学校*1の教育課程の基準における履修順等に係る状況(フィンランド)

修了要件と単位の考え方

…共通必履修 …選択必履修

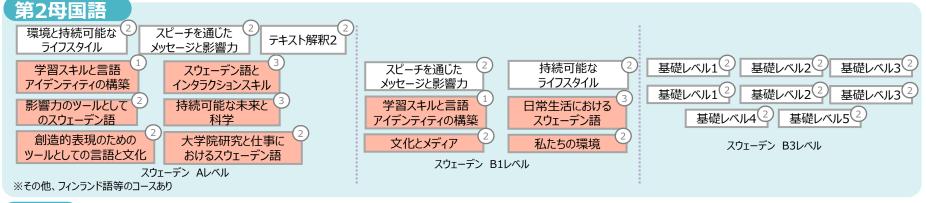
…標準単位数

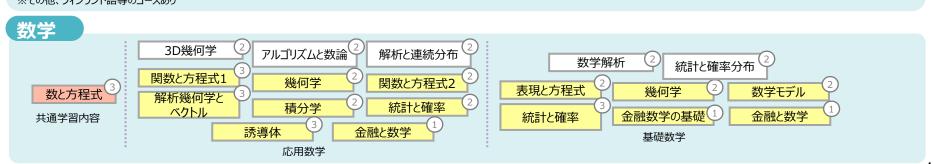
- 150単位の取得と大学入学基礎資格試験の合格
- 150単位のうち共通・選択必履修:選択履修の割合は94/102:28/36単位(履修対象が応用数学か基礎数学かにより異なる)
- 1単位は45分の授業19回(14.5時間)に相当
- 科目の履修順は示されておらず、履修順や学習単位の決定は基礎自治体の裁量に委ねられている

以下、代表的な教科を抜粋。その他、外国語、環境と科学、人間と科学、宗教と倫理、健康教育、美術と身体教育、ガイダンスカウンセリング、テーマ学習、学校特別選択科目から単位の取得が必要



※フィフラフト語、スプエーテフ語、サーミ語、ロマ語、子語の映域が2度が可能





高等学校*の教育課程の基準における履修順等に係る状況(台湾)

…共通必履修 …選択必履修 修了要件と単位の考え方 ■ 180単位の授業の履修(attend sessisons)と、最低150単位の取得(pass) …標準単位数 180単位のうち共通・選択必履修:選択履修の割合は118:62単位 • 1セメスター(半期)の週1回の全授業に出席/出席授業総数が18に達した場合1単位に相当 **以下、代表的な教科を抜粋**。その他、自然科学、美術、協働学習、技術、健康と体育、国防教育、教科横断プロジェクトベース学習等から単位の取得が必要 • 科目の履修順は示されていない • 科目の履修順を示す 言語 数学 言語表現と 英語の読み書き 英語リスニング 各種文学選集 数学 コミュニケーションの応用 特別なトピックの 英文作文 中国研究 履修後 リーディングと研究 数学 英語 中国語 必修16コマのうち10学年で8コマ、11学年で8コマ取得 必修20コマのうち10学年もしくは11学年で16コマ、12学年で4コマ取得 必修18コマのうち10学年もしくは11学年で16コマ、12学年で2コマ取得 必修科目と選択科目の履修学年をずらして設定し、選択科目は必修科目と並行もしくは履修後に履修 自然科学の教科では、履修単位数に幅を持たせる 力学2、熱学 物質とエネルギー 物質の構造と反応速度 細胞と遺伝 植物の構造と機能 地質学と環境 電磁現象1 化学反応と平衡1 化学反応と平衡 2 動物体の構造と機能 大気、海洋、天文学 生態学、進化、 牛物多様性 電磁現象 2、量子現象 有機化学とと応用技術 2-4 社会 歴史・民俗・ジェンダーと 3 技術、環境、 地理空間情報技術 社会環境問題 現代社会と経済 民主政治と法 芸術の歴史 国家の歴史 地理学と 公共問題と社会探究 歴史学と探求

歴史

公民

高等学校*1の教育課程の基準における履修順等に係る状況(アメリカワシントン州シアトル学区)

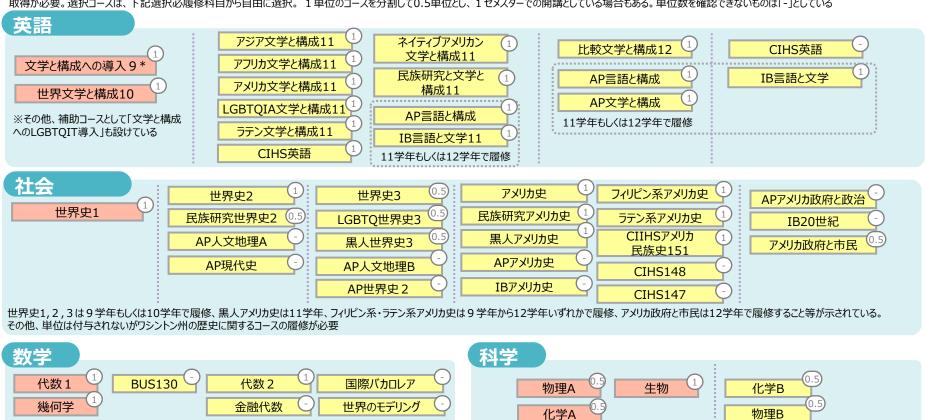
修了要件と単位の考え方

…共通必履修 …選択必履修

…標準単位数

- 24単位の取得
- 24単位のうち共通・選択必履修:選択履修の割合は20:4単位
- 1単位は2セメスターの授業(1日約1時間、180日)に相当
- 英語や社会といった科目内の一部コースで履修学年を示している場合がある。

以下、代表的な教科を抜粋。その他、キャリア関連学習(CTE:特定のキャリア準備や職業技能を提供することを目的とした教育プログラム)、健康、体育、視覚と表現芸術、個人進路コース、選択コースから単位の取得が必要。選択コースは、下記選択必履修科目から自由に選択。 1 単位のコースを分割して0.5単位とし、1 セメスターでの開講としている場合もある。単位数を確認できないものは「- 」としている



数学、科学ともに選択必履修科目に、より発展的なコースや認証されたキャリア関連学習を含めることができる

BUS130は、アメリカの大学やコミュニティカレッジで提供されるビジネスに関連したコースを指す

APはAdvancer Placementを指し、大学等高度なレベルの学びを提供するもの。CIHSはCollege in the high schoolを指し、在学中に大学レベルのコースを受講し、大学の単位を取得できるもの上記図表内の履修学年は、ワシントン州シアトル学区「Introduction to High School Course Registration | で明確に示されているもののみ記載している点に留意すること。

高等学校学習指導要領「総則」関連部分抜粋

第2款 教育課程の編成

- 3 教育課程の編成における共通的事項
- (2) 各教科・科目の履修等
 - ウ 専門学科における各教科・科目の履修
 - (イ) 専門教科・科目の履修によって,アの<u>必履修教科・科目の履修と同様の</u>成果が期待できる場合においては,その専門教科・科目の履修をもって,必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。

(学習指導要領解説 関連部分抜粋)

③ 専門教科・科目による必履修科目の代替

専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

これは、<u>各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするもの</u>であり、必履修教科・科目の単位数の一部を減じ、その分の単位数について専門教科・科目の履修で代替させる場合と、必履修教科・科目の単位数の全部について専門教科・科目の履修で代替させる場合とがある。

実施に当たっては、専門教科・科目と必履修教科・科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分な検討を行うことが必要である。この調整が適切に行われることにより、より効果的で弾力的な教育課程の編成に取り組むことができる。 107

(4) 個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施の仕組み

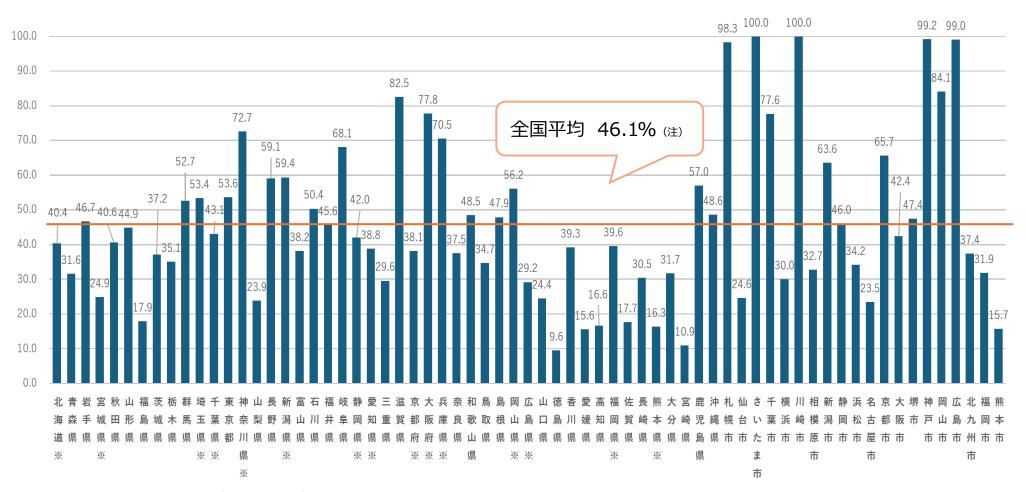
(論点整理 P42~46関係)

主な教育課程上の特例

	日本語指導	学齢超過者	通級指導	学びの多様化学校 (学校指定)
学校種	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中教教育学校、 特別支援学校	小学校、中学校、義務教育学校、 中等教育学校前期課程、 特別支援学校(小学部・中学部)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中教教育学校	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中教教育学校
対象者	日本語に通じない児童生徒	学齢を超過した者	言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、 肢体不自由、病弱・身体虚弱、の児童生徒	学校生活への適応が困難であるため、相 当の期間学校を欠席し引き続き欠席する と認められる児童生徒
指導内容	○日本語を用いて、学校生活を営むととも に、学習に取り組むことを目的とする指導 ○学習到達度に応じた適切な内容 ○必ずしも学習指導要領の内容を全て取 扱う必要なし	○対象者の各学年の課程の修了または卒業を認めるに当たって必要な内容○学習指導要領の内容を全て取扱う必要なし	○障害による学習上又は生活上の困難を 改善し、又は克服することを目的とする指導 ○必ずしも学習指導要領の内容を全て 取扱う必要なし	○児童生徒の実態に配慮した特別の教育 課程を編成して教育を実施 ○原則、教育内容の削減は好ましくないが、 特別の事情がある場合には、削減を行う ことができる
教育 課程の 取扱	学校の教育課程に 加え、 又はその一部に替える ことができる。	_	学校の教育課程に 加え、 又はその一部に替える ことができる	
時数の 取扱	○小・中学校 通級と合わせて、年間10単位時間~ 280 単位時間 ○高校 通級とあわせて 21単位 を超えない範囲で 卒業に必要な単位数に加えることが可能	必要となる授業時数を適切に確保する	○小・中学校 日本語指導と合わせて 年間10/35単位時間~280単位時間 ○高校 日本語指導とあわせて年間7単位を超え ない範囲で卒業に必要な単位数に加える ことが可能	原則、授業時数の削減は好ましくないが、 特別の事情がある場合には、 授業時数や 総授業時数の削減を行うことが可能
場所	校長は、他の学校で受けた授業を在学す る学校において受けた授業とみなすことが できる。	在籍する学校	校長 は、 他の学校 で受けた授業を 在学する学校において受けた授業とみなす ことができる。	在籍する学校
個別の計画	法令上の個別の教育支援計画の作成義 務はないが、個別の指導計画を作成することを努力義務としている。	_	法令上の個別の教育支援計画の作成義 務があるとともに、個別の指導計画を作成 することとしている。	_
学習評価	特別の指導については、個別の指導計画で目標を立て、その目標に照らして評価。	_	特別の指導については、個別の指導計画 も踏まえ、指導要録の「総合所見及び指 導上参考となる諸事項」欄に記入。	- 109

公立小中学校の校内教育支援センター設置率

設置校数 12,712校(小学校6,643校、中学校6,069校)※令和6年7月現在

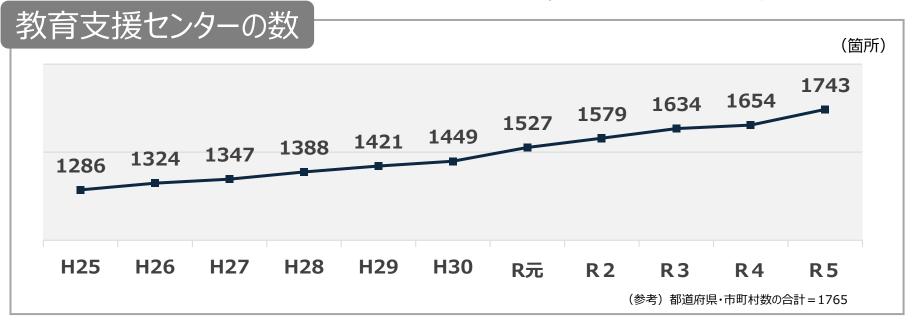


※の付く都道府県の内に、政令市の実績は含まない

(注)全国平均は、「校内教育支援センター設置校数(全国公立小中学校)」(12,712校)/「全国公立小中学校数」(27,568校)で算出

教育支援センターにおける指導の状況

(※) 都道府県・市町村が設置した教育支援センター





学びの多様化学校 設置状況

【R6年4月時点】

19の都道府県(12)*・指定都市(7)に35校

*域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する学びの多様化学校がある都道府県を計上。



【R7年4月時点】

29の都道府県(19)*・指定都市(10)に58校 (23校が新規開校)

設置状況									
学校数は都道府県数は指定都市数									
R6	35	12	7						
R7	58	19	10						

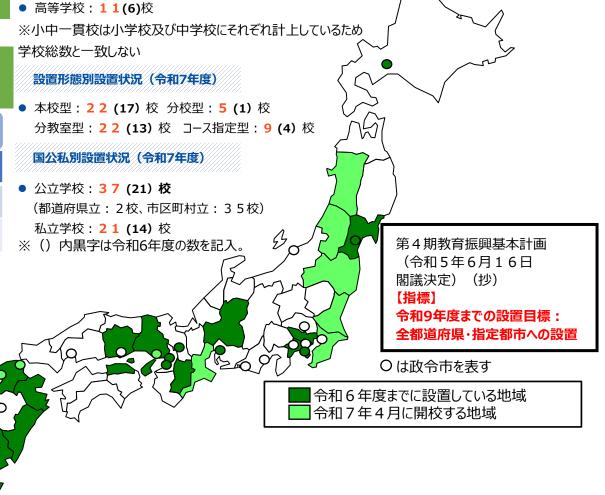
(参考)学びの多様化学校とは

・学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数を柔軟化することなどができる学校(小・中・高等学校)。

・学校の管理機関(教育委員会・学校法人)からの申請に基づき、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、関係法令に基づき、学校を指定するもの。

学校種別設置状況 (令和7年度) ● 小学校: 1 2(8) 校 中学校: 4 0(25)校





令和7年度以降の研究開発学校の取組

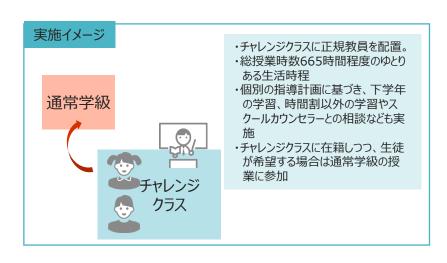
不登校児童生徒に対する、校内外教育支援センター等での学びも取り入れた、個別の指導計画に基づく特別な教育課程の編成・実施の在り方について、以下の研究開発を実施。

東京都新宿区立西新宿中学校 外13校

校内にチャレンジクラス(不登校対応校内分教室)を設置し、不登校が長期化した生徒も含めた支援体制を構築。通常の教育課程より少ない授業時数で行う個に応じた特別の教育課程の編成・実施の在り方、個別の指導計画等に基づいた評価の在り方について、研究開発を行う。

【特別の教育課程の概要】

- ・生徒の状況に応じて、下学年の内容の学び直しや発展的な学習のための「個別学習」や、情報活用能力等の育成のための「プログラミング」、個人探究の学習を進めるための「チャレンジタイム」等の教科を新設。
- ・体験的な学習の充実、通常学級の生徒と会わずに学校生活を送れるような登下校時間の設定、総授業時数の削減なども含め、個に応じた特別の教育課程を編成。

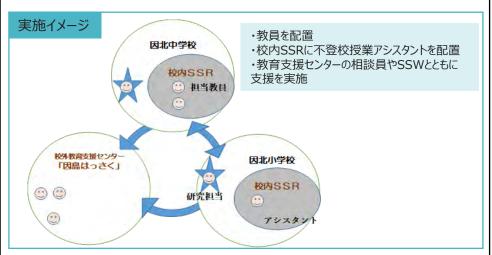


広島県尾道市立因北小学校・因北中学校・ 尾道市教育支援センター

校内教育支援センター及び校外教育支援センター等での学びも取り入れた、特別な教育課程の編成・実施の在り方について、研究開発を行う。

【特別の教育課程の概要】

- ・ 新設教科「はっさくタイム(表現)」において、各教科等から減じた時数により合科し、教科領域として表現活動、体験活動を重視した内容や、コミュニケーションやソーシャルスキルトレーニング等を重視した内容を実施。
- ・ 新設教科「はっさくタイム(チャレンジ)」では、各教科から減じた時数により 下学年の内容を個に応じて柔軟に実施。
- ・ 児童生徒自身が、状況に適した学びの場や学習方法等を選択して履修できるようにする。

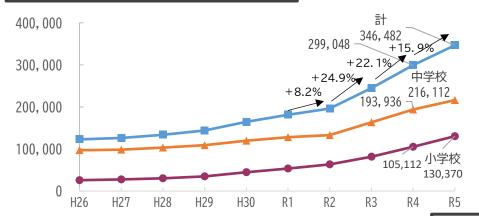


不登校児童生徒を取り巻く現状(令和5年度)

10.4%

- ・小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人(過去最多)
- ・不登校児童生徒の対前年度増加率は若干減少(R2 8.2%→R3 24.9%→R4 22.1%→R5 15.9%)
- ・学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた者は<mark>着実に増加</mark>(R3 156,009→R4 184,831→R5 212,114)
- ・学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない者は、134,368人(38.8%) うち、119,699人(89.1%)は担任等から週1回程度以上の継続的な相談・指導等を受けていた
- ・不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた児童生徒の割合は95.8%

小・中学校それぞれの不登校児童生徒数の推移



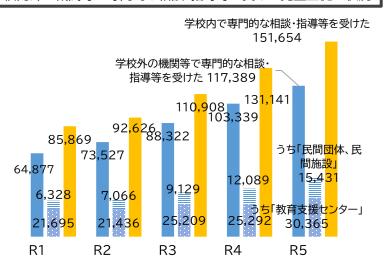
小・中学校における不登校児童生徒について把握した事実

	項目	人数	割合
1	学校生活に対してやる気が	111,631	32.2%
	出ない等の相談があった		
2	不安・抑うつの相談があった	80,192	23.1%
3	生活リズムの不調に関する	79,638	23.0%
	相談があった		
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見	52,547	15.2%
	られた		
5	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題	45,972	13.3%
	の情報や相談があった		

※不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答

※不登校児童生徒数に対する割合

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた児童生徒の状況



学校内外の機関等で専門的な相談・指 導等を受けていない不登校児童生徒

導等を受けていない不登校児童生徒 のうち、担任等から継続的な相談・指 導等を受けた者 学校内外の機関等で専門 的な相談・指導等を受け 相談・指導等を受けてい ____ 相談・指導等を受けて ていない児童生徒 134, 368 いない (欠席日数50~89日 38.89 (欠席日数90日以上) うち欠席日数 3,328 うち欠席日数 8,611 90日以上 2.5% 50日から89日 6.4% 67,076 相談・指導等を受け 31, 195 19.4% ない 9.0% (欠席日数30~49日) うち欠席日数 学校内外の機関等で専門 50日未満 的な相談・指導等を受け 担任等から継続的な相談・ 36,097

学校内外の機関等で専門的な相談・指

(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和5年度)

た児童生徒

212, 114

61.2%

114

指導等を受けた児童生徒

119,699

89.1%

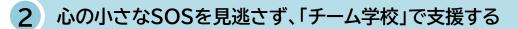
誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)

令和5年3月31日、<mark>不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロ</mark>にすることを目指し、 3つの柱を推進し、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するため、COCOLOプランを策定。

1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、**小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながる**ことができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

- 01 学びの多様化学校の設置促進
- 02 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置促進
- 03 教育支援センターの機能強化
- 04 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
- 05 多様な学びの場、居場所の確保



<mark>不登校になる前</mark>に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に 気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 01 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進
- 02「チーム学校」による早期支援
- 03 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。<mark>学校の風土を「見える化」</mark>して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 01 学校の風土を「見える化」
- 02 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
- 03 いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 04 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 05 快適で温かみのある学校環境整備
- 06 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に







不登校児童生徒の多様な学びの場

不登校児童生徒の<mark>多様な学びの場を整備</mark>するため、校内教育支援センター支援員の配置充実、学びの多様化学校における特別の教育課程に基づく学習、不登校児童生徒の欠席中の学習を成績評価の対象とするなどの取組を促進

○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



校内教育支援センター

学校内の空き教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて相談に乗ってくれたり、学習のサポート受ける。 学校には行けるが自分のクラスに入りづらい時や、気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用するなど、緩やかに学校復帰や在籍学級に復帰する場として活用できる。

〇家から出ることができるが、在籍する学校に行くことが<u>できない児童生徒</u>



学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)

※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数が少なかったり、体験活動や探究的な学習が充実しており、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。

〇家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒



教育支援センター

地域の教育委員会が開設しており、在籍校から配信される授業をオンラインで受けたり、支援員とともに個別の学習に取り組む。

民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。

○家から出ることができない児童生徒



オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅でうける。

アウトリーチ支援

学校とつながっていない不登校児童生徒及びその保護者に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターから訪問支援をうける。

「特別の教育課程」に基づく学習(学びの多様化学校)①

趣旨

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第56条に基づき(第79条(中学校)、第79条の6(義務教育学校)、第86条(高等学校)、第108条(中等教育学校)において準用)、学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施

指定に係る留意事項

- (1) <u>児童生徒について</u>, 不登校状態であるか否かは, 小学校又は中学校における不登校児童生徒に関する文部 科学省の調査で示された年間30日以上の欠席という定義が一つの参考となり得ると考えられるが, その判断は 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校(以下「小学校等」という)又はその管理機関が行うこと とし, <u>例えば, 断続的な不登校や不登校の傾向が見られる児童生徒も対象となり得る</u>ものであること。他方, <u>不</u> 登校児童生徒等以外の児童生徒については, 特別の教育課程の対象にはなり得ないこと。
- (2)特別の教育課程とは、憲法、教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法に定める学校教育の目標の達成に努め つつ、施行規則の定めにかかわらず編成される教育課程であること。
- (3)特別の教育課程を実施するにあたっては,不登校児童生徒の実態に配慮し,例えば,不登校児童生徒の学習 状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導,個々の児童生徒の実態に即した支援(家庭訪問や保護者への支援 等),学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導上の工夫をすることが望ましい。

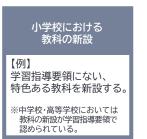
「特別の教育課程」に基づく学習(学びの多様化学校)②

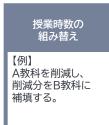
特別の教育課程として考えられるパターン

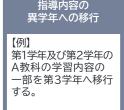
当該学校に通う児童生徒の社会的自立に向けて、その実態や地域性等、様々な状況を鑑みて検討されるものであり、一概に決まっているものではないが、主に以下のようなパターンが考えられる。

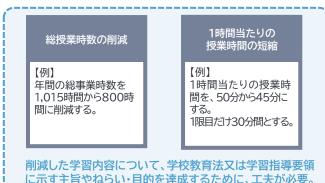
不登校児童生徒にとって望ましい教育を行う上で、必要な特例である。

不登校児童生徒であっても、学習指導要領に基づく教育課程に沿って学習するべきものであり、原則として、教育内容や総授業時間数等の削減は行うべきではないが、何らかの削減を行わなければ、不登校児童生徒の教育環境を保障することが困難であると考えられるなどの特別な理由がある。









特別の教育課程による効果

○社会性の育成につながる

- ・自然と触れ合ったり、地域の方々やNPO法人の方々との触れ合いを通して、コミュニケーションの高まりが見られる。
- ・学年を超えた授業や行事などの<u>異学年交流</u>を通して、<u>互いに役割分担をしながら、協力体制を構築</u>することができている。

○登校へのハードルが下げられる

- ・授業時数はある程度確保しながらも、魅力ある学校行事等の取組を計画するなど、柔軟な教育課程は児童生徒の登校意欲につながる。
- ・無理なく安定した進級のため入学1年目のハードルが低くなるような教育課程を編成しており、<u>不登校状態だった生徒にとって大きな自信につながっている</u>。

○きめ細やかな支援が行える

- ・少人数集団の中で多くの職員が個別指導を含んだ支援を行うことで、<u>児童生徒の小さな変化や成長をキャッチ</u>することができ、<u>児童生徒の安心感や自己肯定感の醸成</u>につながる。
 - ・心理的ケア家庭への福祉的な支援など多方面からの生徒支援や情報の提供ができる。
 - ・保護者同士で不安や悩みを共有できるので、保護者の精神的な安定が見られ、保護者同士の絆がうまれる。

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について

法令改正の趣旨

- 学校に通うことができなくとも、教育支援センターや民間団体等の<u>学校外の機関や自宅等で学習を続けている不登校児童生徒の努力を評価し、社会的自立を後押しすることは重要</u>であり、これまでも、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月初等中等教育局長通知)において、我が国の<u>義務教育制度を前提</u>としつつ、一定の要件を満たす場合に、不登校児童生徒が学校外の機関や自宅等で行う学習の成果を成績に反映できることとしてきた。
- 近年の<u>不登校児童生徒の急増</u>を受け、<u>「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」</u>(令和5年3月)において教育支援センターや自宅等での学習が成績に反映されるようにすることが明記され、<u>「経済財政運営と改革の基本方針2023」</u>(令和5年6月閣議決定)においても、教室外の学習成果の成績反映を促すための<u>法令上の措置</u>を行うこととされていることを踏まえ、<u>不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進し、誰一人取り残されない学びの充実を一層推進</u>するため、<u>令和元年の通知の内容を法令上明確化</u>するもの。(施行:令和6年8月29日)

法令改正の概要

学校教育法施行規則の一部改正

義務教育段階の<u>不登校児童生徒について成績評価</u>を行うにあたっては、<u>文部</u> 科学大臣が定める要件の下で、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成 果を考慮することができることを法令上に規定

文部科学大臣が定める要件

- 01 学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在学する学校の教育課程に照らし適切と認められること。
- 学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に土 **02** 分な連携協力関係が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等 の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把 握していること。
- .・・・・・学校が、<u>訪問による対面指導等</u>により、学習活動の状況等の<u>不登校児童生徒</u> 03: <u>の状況を定期的かつ継続的に把握</u>するとともに、不登校児童生徒と学校と ・・・・・・の<u>適切な関わりを維持するよう留意</u>していること。



取組例

- 1人1台端末を活用して、**教育支援センター等から学校の授業にオンライ** ンで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映
- 学校から届いたプリントや実技教科の作成キット等を自宅や教育支援センターで学習し、その成果を成績に反映
- フリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映
- <u>民間のeラーニング教材</u>を活用して学習を行っている不登校児童生徒について、<u>教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を</u> 把握し、学校に情報共有することで、その学習成果を成績に反映



不登校児童生徒の教育課程について

	場所 出席 (扱い)		指導者	教育課程	実際の学習例	課題	成績評価 (根拠)
_	びの多様 学校	出席	教師	特別の 教育課程	・教科の新設・授業時数の組み替え・指導内容の異学年への移 行等が可能		学校教育法施行規則 第57条第1項
学校内	教室	出席	教師	通常の 教育課程	・通常の授業	Ι	学校教育法施行規則 第57条第1項
内 	校内教 育支援 センター	出席	教師or 支援員	_	・教室の授業の配信 ・通常の教育課程(在籍校	・要件を満たせば、学習 の一部を「出席扱い」 とし、また成績評価の	学校教育法施行規則 第57条第1項
学校外	教育支 援セン ター	出席扱い	職員	_	の教育課程(任稲仪 の教育課程)に沿った教 材での学習 ・授業で使うプリント学習 ・体験活動 ・ソーシャルスキルトレーニ	対象とし得るが、全体として、「教育課程」としては位置づいていない・指導体制、評価体制等	学校教育法施行規則 第57条第2項
	フリース クール	出席扱い	職員	_	ング 等	も多様であり、学びの 質の確保が重要	学校教育法施行規則 第57条第2項
	自宅	出席扱い	無し	_			学校教育法施行規則 第57条第2項

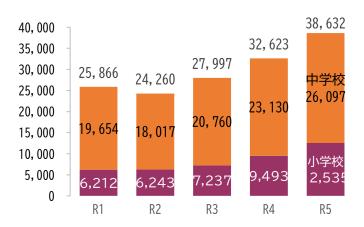


※「児童生徒理解・支援シート」の作成・活用も促進

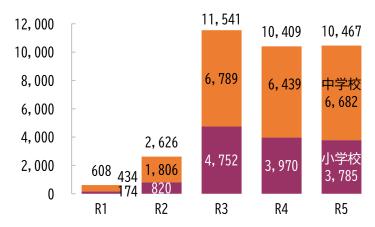
校内教育支援センターや学校外の学びの場において多様な学びが行われているが、 全体として、教育課程に位置づけられた計画的・組織的な学びにはなっていないため、 学びの質の確保や適切な評価の実施がなされていない場合がある

指導要録上「出席扱い」とした不登校児童生徒数・割合

- 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数は38,632人
- 不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数は10,467人
- 不登校児童生徒全体に比した割合は横ばい
- 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上 出席扱いとした児童生徒数(人)



■ 自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱い とした児童生徒数

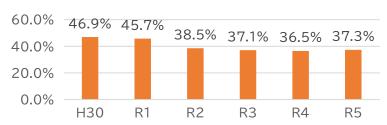


※ 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒と自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒は重複もあり得る。

■ 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒割合(人)

学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた 人数割合(小学校) 40.0% 29.3% 28.4% 23.3% 22.4% 23.7% 26.4% 30.0% 20.0% 10.0% 0.0% H30 R2 R3 R4 R1 R5

学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた 人数割合(中学校)



令和6年度 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業の概要

令和6年度 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業(文部科学省)(以下、「令和6年度事業」という。)では、12団体を採択。特異な才能のある児童生徒を対象とした自治体や学校による教育支援、特異な才能のある児童生徒を対象とした支援の実態調査、研修パッケージの作成、教職員と保護者を対象とした相談支援等を実施。

宝佐山农

分類		団体名	実施内容		
特異な才能のある児童 生徒への実践事例の収集		株式会社ユーミックス	特異な才能のある児童生徒を対象とした国内外の支援事例を調査、 取りまとめ		
教職員等への	研修	国立大学法人愛媛大学	• 特異な才能のある児童生徒に関する研修パッケージを作成		
教職員と保護対象とした相談		特定非営利活動法人 日本教育再興連盟	特異な才能のある児童生徒の保護者と関わる教員を対象に、教育 学や心理学の専門家等による相談支援体制を構築		
		国立大学法人筑波大学	• 附属学校で教室内、学校内外の学びの場の設定や環境を整備し、 その効果等について専門的見地から言語化等を図る		
	学 内	名古屋市教育委員会	イエナプラン教育の活動等を参考にした学級づくりの実践の改善・充 実と、自由進度学習や、カリキュラムデザインの研究を実施		
		国立大学法人三重大学	 総合的な学習の時間で、通常カリキュラムよりも体系的で深化した 幅広い内容の学習を行う「拡充」を実施 		
## EP 15				国立大学法人東京学芸 大学	• 児童生徒自身が授業の内容、方法、場所等を選択した上で、教室 以外の場や大学といった学外リソースも活用した学びを提供
特異な 才能のある 児童生徒へ の支援実践	学 内/ 学 外	長野県教育委員会	特性を把握するアセスメント方法や特性を包み込む授業の在り方、 特性に応じた教育方法を研究自治体外機関と連携し、知能が高く学びの習熟が早い子や、好奇 心が極めて強い子を対象としたスクール等を開催		
		鎌倉市教育委員会	外部の学びの場や事業者を用いた探究プログラム(かまくらULTLA プログラム)を実施		
	学外	京都市教育委員会	市内の宮大工、京友禅、京藍染といったものづくりの担い手と連携した4日間の体験活動講座を開催		
	- ∱ 7 Γ	学校法人星槎	• 学校法人星槎が運営する学校外教育施設(フリースクール)で、 児童生徒に応じた学習や支援等を提供		
		八王子市教育委員会	• 市内大学と連携し芸術、工学、デジタル技術等の領域の教授から 高度な技術を学ぶ講座を生涯学習活動の一環として実施		

団体々

- ○民間や高等教育機関では特異 な才能のある児童生徒への支援 が拡充されつつある
- ○一方、学校教育における児童生 徒の支援や、その学びを支える 教員や保護者を対象とした支援 体制は未確立
- ○一部の自治体で学内と学外両方の場での支援事例が見られるが、教育課程や学習評価等の観点で学内と学外それぞれの学びをつなぐ仕組みは未だ不十分

令和7年度 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業の概要①

(1)学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究

特定分野に特異な才能のある児童生徒がその特性に応じた学びを継続的かつ持続可能な形で行うことができるような学習・支援プログラムの在り方について、 当該児童生徒の在籍する学校と学校外の団体が連携して研究を行う。

研究項目

- ・対象となる特定分野に特異な才能のある児童生徒の見出し方
- ・特定分野に特異な才能のある児童生徒の探究的・研究的活動を支える 学習・支援プログラムの在り方
- ・学校外で行われる学習・支援プログラムの成果の学校での評価への活かし方
- ・特定分野に特異な才能のある児童生徒の探究的・研究的活動を支える 学習・支援プログラムの在り方
- ・学校外で行われる学習・支援プログラムの学校の教育課程への位置づけ方
- ・対象となる児童生徒に対する個別の教育支援計画や指導計画の作成の在り方等

国立大学法人愛媛大学

支援の種類を以下の9つの対応に分類し、それぞれ どの程度の割合の児童生徒が該当し、どういったニーズを有するのか、学校、学校外の連携を含めてどのような調整が必要とされ、実行できるのかについて実証的に明らかにする。

※どのような教育課程上の特例が必要になるのかも 含めて検討を行う。

特定分野に特異な才能のある児童生徒を対象とした 教育支援の類型化に関する研究仮説

	担当教員	教員による連携	外部専門家等
	a	b	c
教室内	Type I	Type I	Type I
Type I	a	b	c
学校内	Type II	Type II	Type II
Type II	a	b	c
学校外	Type III	Type III	Type III
Type III	a	b	c

国立大学法人東京学芸大学

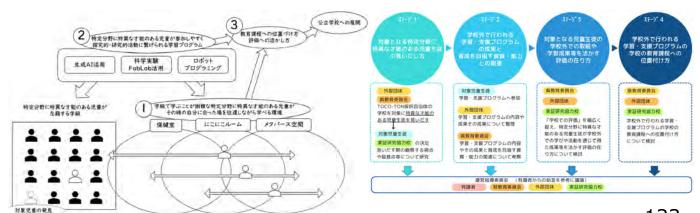
以下を組み合わせた学びの教育課程上の位置付け、評価の方法、公立学校への展開について研究を行う。

- 自分に合った場を往還しながら学べる学習環境の構築 ①メタバース空間の活用
 - ②医療機関と連携した校内支援センターを構築
 - ③各機関のハブとしての保健室活用
- 探究的・研究的活動につなげられる学習プログラムの開発
 - ①生成AIを活用した探究的学習の伴走支援
 - ②ロボット・プログラミング等を活用した協働的な学びの実現.
 - ③科学実験、Fablab (ファブラボ) 活用

長野県教育委員会

令和 $5 \sim 6$ 年度の研究成果を生かし、以下について研究を行う。

- ①特定分野に特異な才能のある児童生徒の見出し方、
- ②学校外で行われる学習・支援プログラムの内容の成果と育成を目指す資質・能力の関連について整理
- ③対象となる児童生徒の学校外での取組や学習成果 等を活かす評価の在り方
- ④学校外の学習・支援プログラムの教育課程への位置 付け方

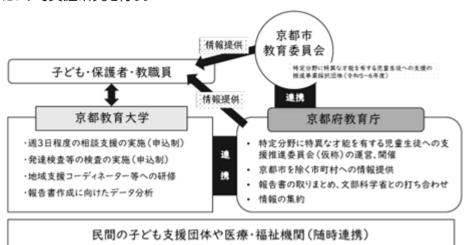


令和7年度 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業の概要②

(2)学校と連携した地域単位の 相談支援体制の構築等に関する実証研究

京都府教育委員会·京都教育大学等

- ・ <u>京都府教育庁、京都市教育委員会、京都教育大学が連携して相談支援体制を構築</u>。京都教育大学の総合教育臨床センターが、府内の国公私立学校・市町教育委員会とのネットワークを活用しながら、府内全域の相談支援業務を担う。
- ・ 特異な才能のある児童生徒本人・保護者・関係する教職員は、直接センターに相談をすることができる体制を整備し、必要に応じて積極的に学校へ訪問し相談を受け付けることも可能とする。
- 教職員等向けに、特異な才能のある児童生徒への支援に関する基礎的な内容を中心とした研修を実施。
- これらの取組を通じて、
 - ①各教育委員会、各学校及び専門家等の役割分担や情報共有の在り方、
 - ②相談支援による相談者の変容や継続的な支援の在り方、対応可能な地域規模や学校数等
 - について実証研究を行う。



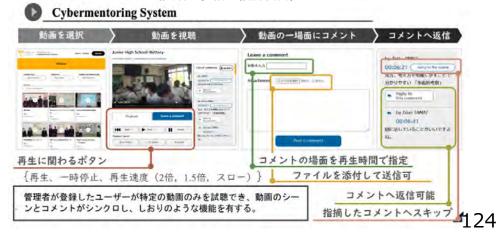
(3)全国単位の相談支援体制の 構築等に関する実証研究

国立大学法人愛媛大学

<u>愛媛大学教育学部附属才能教育センター</u>(令和7年4月1日設置)において、以下の取組を通じ、特定分野に特異な才能のある児童生徒を対象とする 全国単位の相談支援体制の構築等に係る実証的・開発的研究を行う。

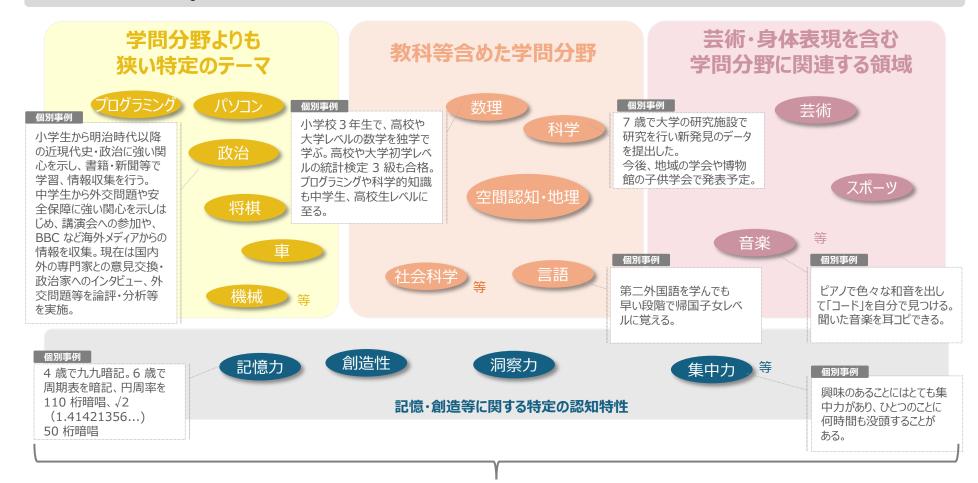
- ・ オンライン上で当該児童生徒の特性に応じたプログラムの提供、相談及びメンタリングが可能なシステム(サイバーメンタリング・システム)の開発・実装。
- 相談支援体制として必要な分野や方策について情報を収集し、伴走支援 や助言を行う人材ネットワークの構築と人材のプールを実施。この際、相談 内容を分析しながら支援人材とのマッチングについても実証的に研究を行う。
- 事業を通じて得られる以下の知見を踏まえ、特定分野に特異な才能のある 児童生徒の支援に関するガイドラインを作成。
 - *相談支援における児童生徒の特性の把握の在り方
 - *情報提供後の継続的な児童生徒への伴走支援の在り方
 - *児童生徒の特性や才能に応じた人材等に関する情報収集の在り方等

特性に応じた相談及びメンタリングが可能なシステムのプロトモデル (愛媛大学 隅田教授 開発)



特異な才能のある児童生徒(才能を示す領域とその表出例)

- 才能を示す領域は①学問分野ごと(教科ごと等)、②様々な芸術、スポーツ、③学問分野よりも狭い特定のテーマなどの場合がある。
- 才能の程度も高いIQで示されるような突出した才能に限られず、様々なものが想定される。



これらの認知特性やテーマ、学問分野、領域において

強い興味・関心といった内的動機や、非常に高いIQといった測定可能な指標での才能の発露など、 特異な才能は、様々な程度が想定される

特異な才能のある児童生徒(特性と困難)

特異な才能のある児童生徒は様々な特性を持つことや、特異な才能のある児童生徒の特性やそれ以外の特性が複合し、当該児童 生徒が学校で様々な困難を抱えていることが示されている。

児童生徒の特性

- 早熟で学習が早い
- 興味のない分野で極端に学業不振になる
- 反復やドリルを嫌がる
- 基本スキルの練習を嫌がる

- 高い知的能力と比べて対人スキルが幼い
- **特 ・** 友人と興味関心が合わない
- 性お友・ 難しい話をしすぎることによる会話の続かなさ

感情特性

- 高い知的能力と比べて感情のコントロールが困難
- 他人の感情や期待に過敏で傷つきやすい

- 長い時間何かにこだわり熱中する
- 語彙が豊富で言語能力が高い
- 人と異なる経験や行動を好む
- 好奇心が強く質問が止まらない
- 感覚過敏
- 退屈が苦手

学校での困難の事例

授業の内容がすぐに理解できてしまいその先への興味が先行するが、 満足できる知識は提供されず退屈してしまう

漢字の練習(同じ字を何度も練習すること)や同じパターンの計算問 題が大量にある算数プリントが苦手。苦手と言う範疇を超え、 ひどく嫌がり、叫び、ストレスから吃音の心身症状も出る

言語能力の高さに反してコミュニケーションが不得意なので言いたい ことを言えずに我慢していたり、どうしていいかわからない

同級生との話がかみ合わず、あまり周りに理解をしてもらえない

小集団の中での言動が挑発的であったり、乱暴。自分軸でしか 認識していないところがあり、状況判断ができていないため、 対人トラブルが起きやすい。

早熟な知能に対して情緒の発達が遅く感情のコントロールが未熟 なので、些細な事で怒ってしまったり泣いてしまったり、 他の児童と言い合いになったりしてしまう

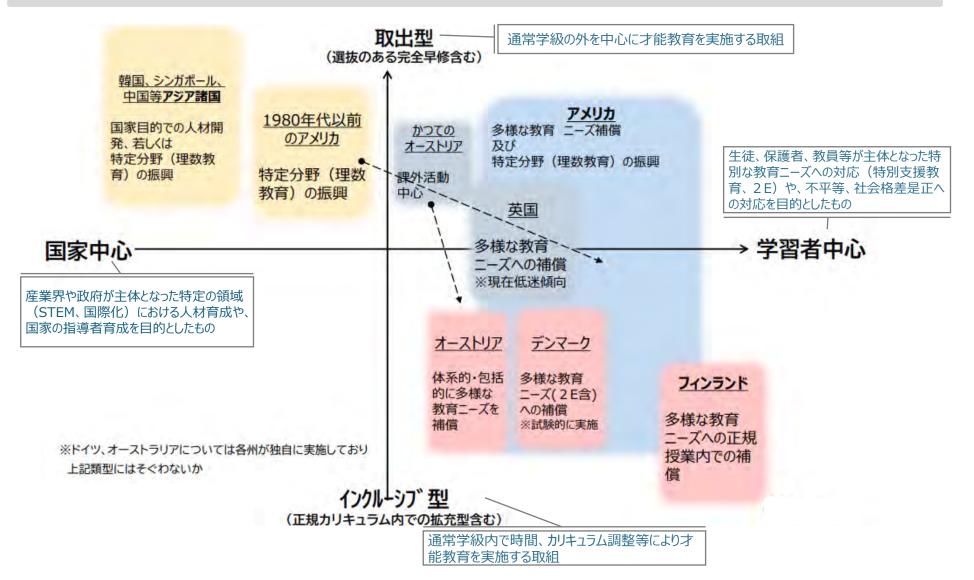
授業中に過集中 or 白昼夢に突入し、先生の指示を覚えていない 時がある。その様子を同級生にきつく注意されトラブルになりがち

いきなり鳴る学校のチャイムやクラスメイトの大声で話す声、音楽 クラスで自由に練習するときの笛の音や音のずれに不快感や恐怖を 抱きやすく、授業に集中できなくなるときがある

(出典) 特異な才能のある児童生徒の特性については、京都市教育委員会「特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する実証研究」研究成果報告書より、当該特性に当てはまると回答した児童生徒の割合が 高いものや、国立大学法人愛媛大学「特異な才能のある児童牛徒に関する研修パッケージ」研修パッケージ1より抜粋。学校で経験した困難については、「特定分野に特異な才能のある児童牛徒に対する学校におけ る指導・支援の在り方等に関する有識者会議」(第4回)アンケート結果まとめより記載(一部抜粋や表現を変更) 126

特異な才能のある児童生徒(諸外国における教育の多様性)

特異な才能のある児童生徒への教育目的や教育取組の形態は、諸外国によって多様。



(出典) 平成30年度「教育改革の総合的推進に関する調査研究〜社会の持続的な発展を牽引する力の育成に関する調査研究〜」(2019年、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)。図表については、 文部科学省「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議(第3回)」配布資料の【資料1】より抜粋。青字については、平成30年度「教育改革 の総合的推進に関する調査研究〜社会の持続的な発展を牽引する力の育成に関する調査研究〜」調査報告書を基に文部科学省にて補記。

アメリカにおける特異な才能のある児童生徒への支援

◆特異な才能のある児童生徒を対象とした支援のうち実施割合が高い支援例*1

	支援形態 (順不同)	支援内容	小学1~3年	実施状況 小学4~6年	中学生		援の場 学 校内		
1	一般の教室内での個別的対応 (Differentiation in the general education classroom)	一般の児童生徒も含めた教 室内で学習するが、発展的な 内容を学習する等の個別的 対応を取ること	25州	28州	28州	Ο			
2	特定教科における 上位学年の内容学習 (Subject matter Acceleration)	飛び級ではなく、特定の科目 において上位学年の内容を学 習すること*3	38州	39州	34州		0		半数以上(
3	プルアウトプログラム (Pull-Out program)	一般の児童生徒を対象とした 授業の時間において通常学級 から離れ、代替的なプログラム に参加すること*3	28州	28州	19州		0	О	の州で提供
4	優等・上級レベルクラス (Honors/advanced coursework)	より挑戦的で難易度が高い教育課程に挑戦したい児童生徒向けに高度な学習プログラムを提供すること*4	_	_	33州		0	0	

^{*1:「2020-2021}State of the States in Gifted Education」にて記載されている支援内容のうち、およそ半分以上の州(小学1~3年 総数N=51、小学4年~中学生 総数N=48)で実施が確認できた支援内容を抜粋。
*2:「特異な才能のある児童生徒」に対して、 その他の児童生徒と同じ教室内で支援を提供している場合は「教室内」、教室を離れ学校内で支援を提供している場合は「学校内」、大学等の学校以外の場で支援を提供している場合は「学校外」と定義している。

^{*3:} National Association for Gifted ChildrenWebサイトを基に記載。

^{*4:} California Learning Resource NetworkWebサイトを基に記載。

アメリカにおける特異な才能のある児童生徒の定義(州により異なる)

カロライナ州

• 学業または知的に優れた生徒(Academically or intellectually gifted students)は、知的領 域、特定の学術分野、または知的領域と特定の学術分野の両方で高いパフォーマンス能力を発する。 学業または知的に優れた生徒には、通常の教育プログラムで提供されるもの以上に差別化された教育サー ビスが必要である。あらゆる文化的グループ、経済階層、人間の試みにおいて、優れた能力が存在する。

特徴

知的領域や学術 領域において秀でて いる者を定義

非常に有能な生徒(Highly capable students)とは、同じ年代、経験、環境の他の生徒と比較して、 著しく高度な学業レベルの成績をあげている、または成績をあげる可能性を示している生徒を指す。優れた 能力は、生徒の一般的な知的能力、特定の学業能力、かつ/もしくは、特定の領域における創造的な産 物の中に見られる。これらの生徒は、一般の集団内にいるだけでなく、RCW 28A.640章及び 28A.642 章*2に従って保護されているすべてのクラスの中にも存在する。

学業や知的能力、 に加え、創造性や リーダーシップといった 非認知能力が 高い者を定義

学業や知的能力、

創造性等と同時に

特別な配慮が

必要となる障害を

併せ持つ者も定義

テキサス州

- 才能のある生徒(Gifted and talented student) とは、同じ年齢、経験、環境にいる他の子供や若 者と比較して、著しく高いレベルの成果をあげるか、またはその可能性を示す子供や若者を指し、以下のい ずれかに該当する。
 - 知的、創造的、または芸術的な分野で高いパフォーマンス能力を示す。
 - 非凡なリーダーシップ能力を持つ
 - 特定の学問分野で優れている

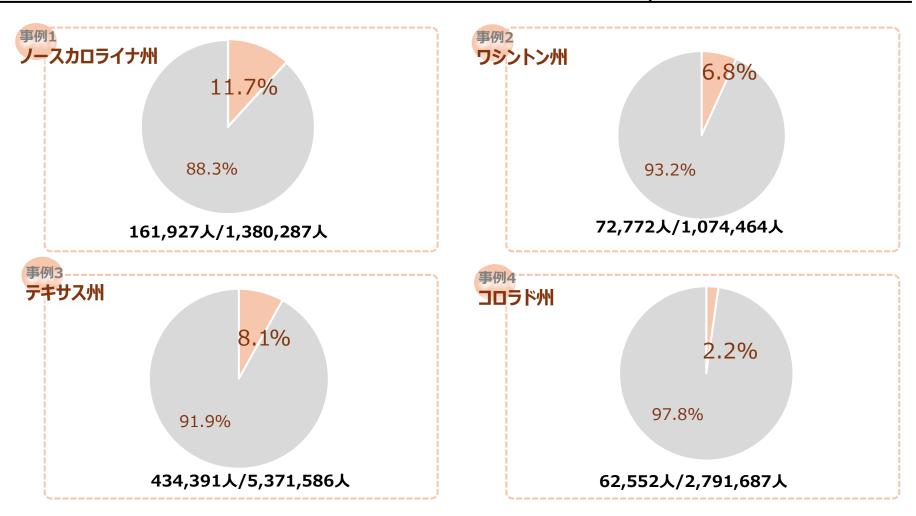
事例4 コロラド州

- 4歳から21歳までの者で、能力、才能、達成の可能性において、1つ以上の領域で非常に優れたまたは発 達的に進んだ適性や能力を持ち、教育プログラムのニーズを満たすために特別な配慮が必要な者を指す。 才能のある子供(Gifted children)は、才能のある生徒(gifted students)とも言う。5歳未満の 才能のある子供にも、幼児期の特別教育サービスが提供される場合がある。
- 才能のある生徒には、障害を持つ才能のある生徒(2E(twice exceptional))や、すべての社会 経済的、民族的、文化的集団の中から特別な能力や可能性を持つ生徒が含まれる。才能のある生徒は、 これらの才能のいずれかまたは組み合わせによって、高いパフォーマンス、卓越した成果、または卓越した学 習行動を発揮することができる。
 - 一般的または特定の知的能力
 - 特定の学業適正
 - 創造性または生産的な思考
 - 覚芸術、舞台芸術、音楽または精神運動能力
- : 「2020-2021State of the States in Gifted Education を基に記載。

アメリカにおける特異な才能のある児童生徒の把握

- 特異な才能のある児童生徒の割合は州によって大きく異なる。(一番高いノースカロライナ州では11.7%、一番低いコロラド州では2.2%*)
- 一番割合が低いコロラド州においても、40人学級と仮定した場合、約0.9人に相当する特異な才能のある児童生徒が存在。

各州における「特異な才能のある児童生徒」の割合(才能があると判断された生徒/州における公立学校在籍数)



¹³⁰

我が国における実践事例(1/2)

一人ひとりの才能を

	観	一人ひとりの才能を	観点2	学校外のリソースの活用方法		学校の教育課程や授業における学習評価観点③との接続を図る仕組み	教 室 内	学 校 内	学校外
鎌倉市教育委員会	特性 づくア 語化 ・ 事前 からむ の支 ・ 児童	特性、関心領域、思考スタイル等のを把握するため、学術的な根拠に基プセスメントを実施し、学びの特性を言いを加児童生徒が在籍する学校でプリングを行い、支援スタッフ間で個々援方策の共通理解を形成生徒の学びに携わる人を対象にプログで係るワークショップ研修を実施	するた 連携! 遺産、	こ合わせた個別最適な学びを実現め、教育委員会と民間事業者がし、鎌倉市が持つ自然環境や歴史、地域企業や人材を活用した探究ラムを開発、提供	•	教科学習の内容と相互に関連した探究プログラムを設計 在籍校での支援充実を図るためアセスメント結果や児童生徒の探究プログラムへの参加の様子を在籍校に共有			0
京都市教育委員会	特性 がある 登校	の思考スタイルや興味関心、認知を知るため、ものづくりに関心や能力る児童生徒のうち、不登校又は不傾向者を対象に、アセスメントツールいて特性を把握	の提 京藍	や能力を十分に発揮できる体験 共のため、市内の宮大工、京友禅、 染といったものづくりの担い手と連 た4日間の体験活動講座を開催		ものづくりの体験に留まらず、得られた知識を教科学習に広げ学校での教育との連携を図る体験活動講座への参加状況については、児童生徒及び保護者の同意のもと、出席扱い等につなげられるよう、在籍校に情報を共有教員にインタビュー等を行い、特異な才能のある児童生徒が過ごしやすい学級風土と教職員のかかわり方を研究			0
学校法人星槎	不 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	生徒の得意、不得意分野を割り出し、 意分野への取組方針や目標を検討 生徒の自己認識力等を上げるため、 性や情動の成長を記録、可視化。教 と保護者にSEL *1研修を実施 での対応支援のため、児童生徒の の情報を保護者に都度共有 性の理解や心身の育成を目的にSEL の研究開発等を実施 *1: ソーシャ	徒の が運 カデミ • 興科 民様 な	分野に特異な才能のある児童生 対応を専門とする、学校法人星槎 営する学校外教育施設「SEISAア ー」にて支援 関心に沿った授業を展開するため、 施設、研究所等における学習や、 企業の人材を講師として招いた多 特別授業を実施 ナルラーニングを指し、社会性と情動の学習を指	•	居住地の小学校に籍を持ちながらSEISAアカデミーをフリースクールとして利用。フリースクールへの出席は在籍小学校でも出席とする。児童生徒に最適化した時間割・個別指導計画の検討や、ICT活用による個に応じた学習活動の日常化や支援の在り方の可視化等を実施在籍小学校に毎月の出欠状況と活動内容や人間関係、成長等を共有			0
国立大学法人三重·	確に	な才能のある児童生徒の評価を的 行うため、「拡充」学習のログや学習 を専門家も交えて評価	の伸 を招 • 学び るたむ	の児童生徒を含めて応用的な能力展を図るため、「拡充」として大学講師き、大学生レベルに近い講義を実施の振り返りや大学との連携を容易にすめ大学が利用している学習支援サイトearningポータルを整備、活用	•	総合的な学習の時間を用いて、通常カリキュラムよりも体系的で深化した幅広い内容の学習を行う「拡充」を実施特異な才能のある児童生徒が困難を克服でき、多様性を包摂する学校環境づくりのため、学習上の困難への支援、学校内環境整備等を実施			0

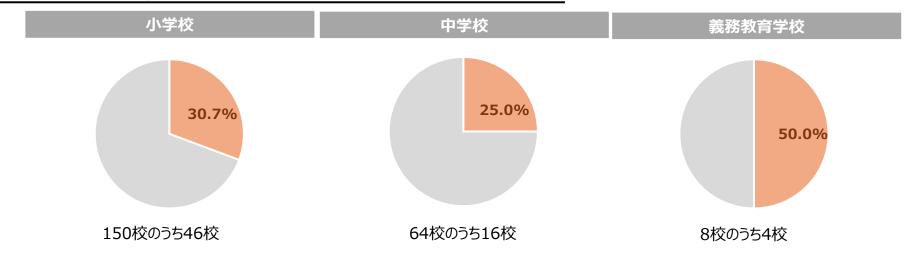
学級・授業の在り方、

		実践事例(2/2)	学級・授業の在り方、	3	支援の ⁵	旦勿
	一人ひとりの才能を 観点 ① 把握・理解する仕組み	観点② 学校外のリソースの活用方法	学校の教育課程や授業における学習評価 観点3 との接続を図る仕組み	教室内	学校内	学 校 外
筑波大学 国立大学法人	 特異な才能を持つ子供が他の子供と比べ 異なることが多い行動特性を基に構成さ れた、才能児の不協和感 (GDF) チェッ クリストを全生徒を対象に実施し、行動特性を調査 一部生徒を対象に行動特性と学校への 適応状況を探るインタビュー調査を実施 	生徒一人ひとりの興味に応じた探究活動を実施するため、学校外の機関や専門家と連携し、中学3年次及び高校2年次で、教科書の枠を超えた学びの機会を提供する少人数によるゼミナールを開講	 附属駒場中・高等学校で教室内、学校内外の学びの場の設定や環境を整備 学びの場や環境の効果等について専門的見地から言語化等を実施 	0	0	
東京学芸大学	アセスメントに代わって児童生徒の特性 を発見するため、キャンプなどの校外活 動や特別授業を実施	 児童生徒自身が授業の内容、方法、場所等を選択した上で、教室で一斉授業を受けることが難しい一部の児童は大学内の適応指導教室も活用して活動 一般の授業では提供できない体験を提供するため、芸術施設での鑑賞や大学研究室と連携した科学実験の授業等を実施 	- (保健室や適応指導教室、自宅での学びと、一般の児童生徒がいる教室での学びとの連携を図るも、教室での学びの時間と必ずしも時間帯が一致しないことや、姿が見えることへの抵抗感等からシームレスな連携に課題を抱える)		0	0
長野県教育委員会	 すべての児童生徒を包括する授業への改善を目的に、既存のアセスメントツール等を活用し、担任の経験や感覚だけでは気づきにくい児童生徒の特性を早期に発見 中学校では自己理解を目的に、生徒全員がアセスメントを活用し自分自身の特性や学び方の傾向の見える化を実施 	児童生徒のニーズに対応し学校の枠を超えたサードプレイスとしての「学びの場」を設けるため、自治体外機関と連携し、知能が高く学びの習熟が早い子や、好奇心が極めて強い子(アドバンス・ラーナー)を対象としたスクール等を開催	• 認知や発達に特性を抱える児童生徒に対して、特性を把握するアセスメント方法や特性を包み込む授業の在り方、特性に応じた教育方法について研究	0	0	0
名古屋市教育委員会	_	_	 子どもたちが自律した学び手となるため、実証研究協力校で取り組むイエナプラン教育の活動等を参考にした学級づくりの実践の改善・充実を実施 発展的な学びに導く児童生徒へのインストラクション等含めたカリキュラムデザインの研究も併せて実施 	0		
八王子市教育委員会	 児童生徒、保護者との面談を通して、 得意分野や隠れた能力を把握 把握した得意分野や能力を伸ばすため、個別の指導計画を保護者、支援する大学教員等と作成 	 特異な才能としてのプログラミング技能の向上のため、市内の大学と連携し、高度なプログラミング技術を学ぶ講座等を開催 コミュニケーション活動を苦手と感じる者が多いため、得意分野で才能を発揮できるよう地域団体と連携し、コミュニケーションスキルを学ぶ講座を開催 3科学省「令和6年度特定分野に特異な才能のある児童生徒 	生涯学習活動の一環として、休日の土曜日に学校と連携して、才能の伸長を支援する講座を設ける 学校内の対応支援のため、児童生徒の変容を記録する「学びの記録」を作成し、在籍校の教員に報告			0

京都市における特異な才能のある児童生徒の把握

京都市教育委員会が、全市立小・中学校を対象に実施した調査では、小学校では30.7%、中学校では25.0%、義務教育学校では50.0%の学校に、特異な才能のある児童生徒が在籍していることが示されている。

◆京都市教育委員会における特異な才能のある児童生徒がいる学校割合とその数



◆京都市教育委員会における特異な児童生徒の割合とその数

小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
0.12%	0.09%	0.24%	0.25%	0.12%	0.20%	0.09%	0.15%	0.15%
11人	9人	23人	24人	12人	20人	8人	13人	14人

⁽出典) 京都市教育委員会「特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する実証研究」研究成果報告書の記載を基に作成。京都市教育委員会の実証研究では、 特異な才能を「特定の分野において2〜4学年以上進んだ能力であり、その能力の高さが習い事や塾での学習だけでは説明できないもの」として定義し、アンケート調査を 実施。

現行の日本語指導のための特別の教育課程の状況

学校教育法施行規則の一部改正により、義務教育段階においては平成26年度から、高等学校段階に おいても令和5年度から日本語指導のための特別の教育課程が開始され、着実に活用されてきた。

特別の教育課程の対象児童生徒数及び学校数

H26 R5

児童生徒数

外国籍

日本国籍 1,238人

学校数

5,788人

1,396校※

の児童生徒がそれぞれいる場合は二重で集計

特別の教育課程の対象割合の推移

(特別の教育課程を受けている児童生徒/日本語指導が必要な児童生徒)

H26

外国籍 19.8%

日本国籍 15.7% **R5**

65.3%

60.0%

学校現場での取り組み例

在籍学級



取り出し指導 (国際教室等)



37,715人

6,839人

6,394校

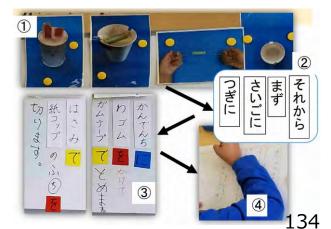
日本語指導担当教員



日本語指導支援員

母語支援員

例:「おもちゃの作り方」を文章で説明する

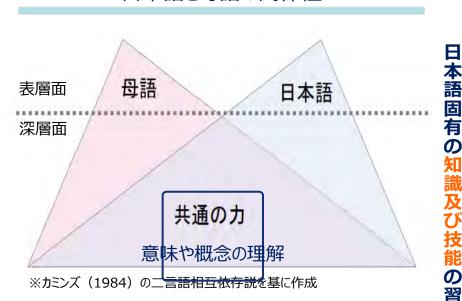


「資質・能力の育成のための新たな日本語指導」(仮称) に向けて ~表面的日本語指導からの脱却~

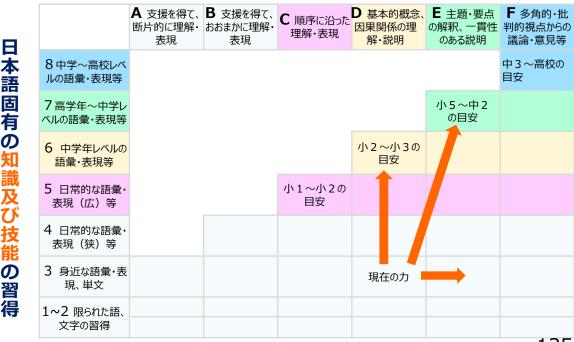
- 日本語指導のための特別の教育課程は、初期指導等での漢字や文法等の習得に止まらず、児童生徒が自ら日本語で教科を 学び、資質・能力が身に付くよう、日本語と教科の統合学習による質の向上が喫緊の課題。
- このため、日本語・母語の力を活用しつつ、日本語と各教科等の指導を通じ、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」の一体的育成が不可欠。
- デジタル技術の活用で母語の力も引き出し、教科学習では学習語彙を活用しつつ、「資質・能力の育成のための新たな日本語 指導」の構築に向け、日本語指導の位置付けの見直しを含む抜本的改善が求められている。

日本語と教科の統合学習に向けた指導のイメージ

日本語と母語の関係性



日本語・母語による思考力・表現力・判断力等



「資質・能力の育成のための新たな日本語指導」(仮称) が目指す子供たちの未来 (イメージ)

表面的な日本語指導

母語では理解できても、 日本語で授業に参加できない

母語でなら 分かるのに… 日本語で 出てこない…



日常会話はできるのに…

とにかく漢字や文法を教 えなきゃ・・・

自己肯定感や 日本語・教科を学ぶ意欲の低下

不登校、中退、 希望する進路(進学・就職)を選べない





概念や意味の理解 に至らないと、 進学や就職の「壁」に

資質・能力を育成する指導

母語の力も活用しながら、 日本語で各教科等を学ぶことができる

日本語で書くのはまだ苦手だけど、「ひとしい」の意味や「分数」の概念が分かった!



意味や概念の理解ができているから次に進もう。

「書く」際に論理の展開などを考えて文章の構成を工夫できるようにしよう。

翻訳ツールの活用



自己肯定感や 日本語・教科を学ぶ意欲の向上



進路(進学・就職)の選択肢が広がる





資質・能力の一体的獲得により、 学校教育で身に付けた知識・技能 を活用しながら未知の場面でも課 題を解決できる人材に

日本語指導でのデジタル技術の活用例と学習語彙の概要

デジタル技術の活用例

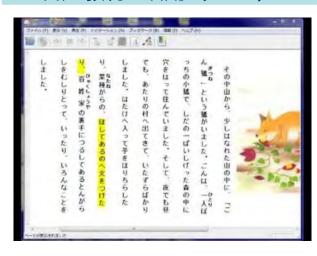
一人一台端末の翻訳機能や 多言語翻訳アプリの活用





(出典) StuDX Style 教師と子供がつながる 2-⑤翻訳機能を使ってサポート

教科書の内容を音声化した 音声教材の活用(R6~)



(出典)公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会youtube

オンラインを活用した遠隔教育等の実施



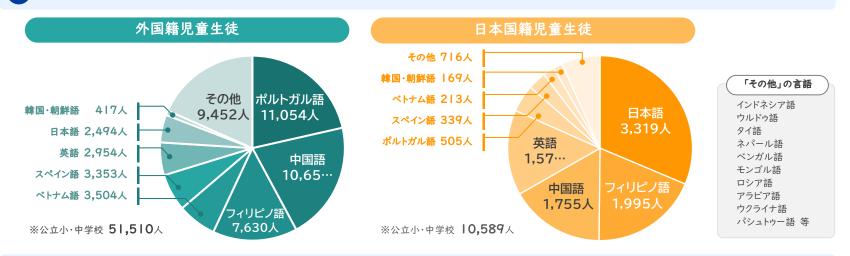
(出典)遠隔教育システム活用ガイドブック(第2版)

学習語彙について

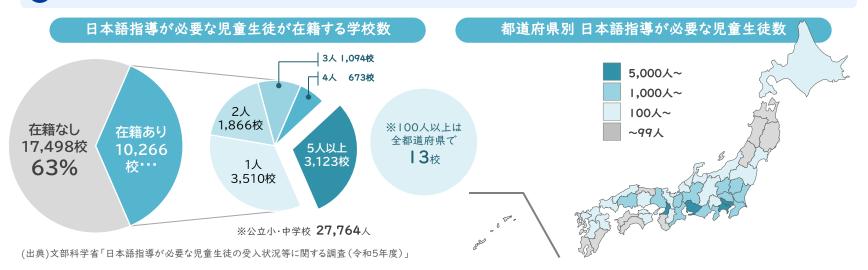
- 英語圏では、移民の児童生徒が日常会話に十分な英語力が備わったのにも関わらず、教科学習に困難をきたすケースが多い理由 として、学習言語の習得が不十分であることが挙げられてきた。
- バトラー(2011)は英語圏での先行研究を踏まえ、学習言語のうち、児童生徒の教科学習において要となる「学習語彙」に着目。 教科書で使用される言語はその教科に特化した専門語(例:光合成、電磁波)が多く、それらは教科書で定義が説明されていたり、教師が授業で説明するが、専門語ではないゆえに十分な説明がされないものの、教科の内容理解に不可欠かつ日常的にはあまり使用されない語彙である「学習語彙」(例:比較、分析)の重要性を説いている。
- 我が国においても、<u>令和7年度からお茶の水女子大学附属中学校が研究開発学校</u>として、教科を超えて学習語彙を整理し、その実践的な活用を支援することを目的とした研究に取り組むなど、教科学習に向けた学習語彙の研究が進み始めている。

日本語指導が必要な児童生徒の現状

■ 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している



2 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる



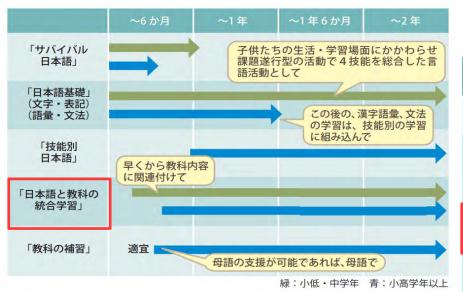
日本語指導の主なプログラムと配置について

▼日本語指導の主なプログラム

初期指導

●サバイバル日本語	日本の学校生活や社会生活について必要な知識、日本語を使って行動する力を付けることが目的 の学習(挨拶の言葉や具体的な場面で使う日本語表現)
❷日本語基礎	文字や文型など、日本語の基礎的な知識や技能の学習 ((A)発音の指導、(B)文字・表記の指導、(C)語彙の指導、(D)文型)
❸技能別日本語	「聞く」「話す」「読む」「書く」の言葉の4つの技能のうち、どれか一つに焦点を絞った学習
●日本語と教科の統合学習	児童生徒にとって必要な教科等の内容と日本語の表現とを組み合わせた学習
⑤ 教科の補習	在籍学級で学習している教科内容を取り出し指導で復習的に学習したり、入り込み指導として、担 当教師や日本語指導の支援者の補助を受けたりしながら取り組む学習

▼プログラムの配置



例) ロイさんの指導計画(来日3年目・小5・家庭内はネパール語)



日本語はもう大丈夫。でも、勉強は分からない。社会科見学とか好きだけど、教科書は知らないことばばっかりだし、漢字がいっぱいある。言いたいことがあっても、なんて書けばよいかわからないから、書くのは苦手。

プログラム/ 期間	~6ヶ月	~ 年 ~ 年6ヶ月		~2年			
日本語基礎	初級文型や基礎的な文法項目について習得状況を確認し、必要に応じて指導。 継続的な漢字学習(在籍学級での国語科の授業に関連づけて)						
技能別日本語	ロイさんの関心にもとっ	ゔき、ジャンルを決めて作	文の指導をする。				
	文と文のつなぎ、紹 介文「ネパールの遊 び」等	文章構成、説明文「新 幹線の種類」等	., .,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	張、語彙・表現 ューバーの仕事」			
日本語と教科 の統合学習	ロイさんが好きだが日本語で躓いている社会科で内容と日本語の統合学習を実施する。各単元に先行して1時間、単元の重要な内容・概念を、絵図・写真等の読み取りを 通して理解を促す。						
キャリア/母語 母文化教育	中学校生活をイメー ジさせる。	1311 1 2 1 2 2		親に来日理由を インタビュー			

<ポイント>・学習言語能力の発達を促すための、指導(技能別日本語、日本語と教科の統合学習)を中心に ・自身の背景文化へのアイデンティティを安定化させ、将来像を描けるように

日本語指導が必要な中高生等の進路状況等について

● 日本語指導が必要な中高生は、進学率が低い一方で、中途退学率や非正規就職率が高い傾向 にある。

	日本語指導が必要な生徒	全生徒
進学率(中学生)※1	90.3%	率が低い 99.0%
(高校生)※2	46.6%	75.0%
高校生の中途退学率	8.5%	> 1.1% 退学率や
高校生の就職者における非正 規就職率	非正規京 38.6%	就職率が高い > 3.1%

- ※ | 専修学校(高等課程、一般課程)、公共職業能力開発施設等を含む
- ※2 短期大学、専門学校、各種学校を含む
- (出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(令和5年度)」等 文部科学省「令和6年度 高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」